

資料 1

亀岡市指定地域密着型サービス事業者（区域内指定）

令和8年1月31日現在

<小規模多機能居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2691600015	すずらん	社会福祉法人 友愛会	理事長 前淵 功	621- 0806	亀岡市余部町中条17番 地	小早川 広恵	H19.4.1	R7.4.1 ~ R13.3.31	更新
2	2691600023	篠まごころホーム	医療法人 清仁会	理事長 清水 史記	621- 0834	亀岡市篠町広田1丁目3 1番20号	小田 登美子	H19.4.16	<u>R7.4.16</u> ~ <u>R13.4.15</u>	更新
3	2691600031	あゆみの家	社会福祉法人 倣囊会	理事長 荻原 理	621- 0826	亀岡市篠町篠下中筋44 番地5	千坂 友里	H23.6.1	R5.6.1 ~ R11.5.31	更新
4	2691600049	亀岡陽風荘	株式会社 ピュアロージュ	代表取締役 久保 幸司	621- 0254	亀岡市本梅町東加舎九日 田9-6	福井 誠人	H21.4.20	R3.4.20 ~ R9.4.19	更新
5	2691600072	小規模多機能ホーム 亀岡清泉荘	ケアコミュニティ 株式会社	代表取締役 松野 修典	621- 0022	亀岡市曾我部町南条下河 原8番	松野 修典	H25.8.20	<u>R7.8.20</u> ~ <u>R13.8.19</u>	更新
6	2691600098	けやき小規模多機能 ホーム	医療法人 亀岡病院	理事長 福島 達夫	621- 0804	亀岡市追分町八ノ坪43 -8	三澤 周平	H27.5.20	R3.5.20 ~ R9.5.19	更新
7	2691600114	小規模多機能ホーム 三愛の里うつね	株式会社 康生会	代表取締役 西垣 久敬	621- 0801	亀岡市宇津根町土井ノ内 48番地1	山本 妙美	H29.2.22	R5.2.22 ~ R11.2.21	更新
8	2691600130	のどかりハビリホーム	NODOKA RELIFE株式 会社	代表取締役 森下 大亮	621- 0007	京都府亀岡市河原林町河 原尻綾垣内60	中西 健太郎	R6.3.31	R6.3.31 ~ R12.3.30	新規

亀岡市指定地域密着型サービス事業者（区域内指定）

令和8年1月31日現在

<認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2671600233	グループホーム 三愛の里	株式会社 康生会	代表取締役 西垣 久敬	621-0002	亀岡市千歳町千歳白髭1 7番地	元嶋 辰也	H14.3.20	R3.3.20 ~ R9.3.19	更新
2	2691600015	すずらん	社会福祉法人 友愛会	理事長 前渕 功	621-0806	亀岡市余部町中条17番 地	小早川 広恵	H19.4.1	R7.4.1 ~ R13.3.31	更新
3	2691600023	グループホーム つつじの家	医療法人 清仁会	理事長 清水 史記	621-0834	亀岡市篠町広田1丁目3 1番20号	吉本 剛	H19.4.16	<u>R7.4.16</u> ~ <u>R13.4.15</u>	更新
4	2691600031	あゆみの家	社会福祉法人 倣裏会	理事長 萩原 理	621-0826	亀岡市篠町篠下中筋44 番地5	千坂 友里	H23.6.1	R5.6.1 ~ R11.5.31	更新
5	2691600049	グループホーム 亀岡陽風荘	株式会社 ピュアロージュ	代表取締役 久保 幸司	621-0254	亀岡市本梅町東加舎九日 田9-6	福井 誠人	H21.4.20	R3.4.20 ~ R9.4.19	更新
6	2691600072	グループホーム 亀岡清泉荘	ケアコミュニテイ 株式会社	代表取締役 松野 修典	621-0022	亀岡市曾我部町南条下河 原8番	松野 修典	H25.8.20	<u>R7.8.20</u> ~ <u>R13.8.19</u>	更新
7	2691600106	けやきグループホーム	医療法人 亀岡病院	理事長 福島 達夫	621-0804	亀岡市追分町八ノ坪43 -8	三澤 周平	H27.5.20	R3.5.20 ~ R9.5.19	更新
8	2691600114	グループホーム 三愛の里うつね	株式会社 康生会	代表取締役 西垣 久敬	621-0801	亀岡市宇津根町土井ノ内 48番地1	吉田 勝幸	H29.2.22	R5.2.22 ~ R11.2.21	更新

<地域密着型通所介護>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2671600043	亀岡園デイサービスセ ンター	社会福祉法人 利生会	理事長 細川 景子	621-0007	亀岡市河原林町河原尻上 砂股100	野村 由加利	H12.4.1	R2.4.1 ~ R8.3.31	更新
2	2671600472	あおばデイサービスセ ンター	株式会社 あおば コーポレーション	代表取締役 山下 恭史	621-0814	亀岡市三宅町2丁目 1 0-5	坂本 宏	H24.4.1	R6.3.31 ~ R12.3.30	更新
3	2671600563	リハビリデイサービス いろは	株式会社 Grant	代表取締役 服部 博幸	621-0008	亀岡市馬路町流川10番 地2	内田 智子	H28.1.4	R4.1.4 ~ R10.1.3 (R8.1.1 ~ 休止中)	更新
4	2691600122	あおぞらリハビリデイ サービスセンター	株式会社 菱田鍼灸整骨院	代表取締役 菱田 幹也	621-0841	亀岡市西つつじヶ丘五月 台1丁目24-1	濱口 美菜	R5.7.1	R5.7.1 ~ R11.6.30	新規

亀岡市指定地域密着型サービス事業者（区域内指定）

令和8年1月31日現在

<認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護>

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2691600080	ほっとルームあゆみ	社会福祉法人 倣裏会	理事長 荻原 理	621- 0826	亀岡市篠町篠下中筋4番地3	河合 武志	H26.4.1	<u>R2.4.1</u> ～ <u>R8.3.31</u>	更新

<地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護>

令和8年1月31日現在

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2691600031	地域密着型特別養護老人ホームあゆみ	社会福祉法人 倣裏会	理事長 荻原 理	621- 0826	亀岡市篠町篠下中筋4番地3	竹本 知子	R3.6.8	R3.6.8 ～ R9.6.7	新規

…… 前回運営委員会報告時から変更があったもの
 下線 …… 令和7年度更新

亀岡市指定地域密着型サービス事業者（区域外指定）

令和8年1月31日現在

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	指定年月日	許可期間	区分	
1	2770902241	デイセンターとんがり帽子	社会福祉法人 緑風会		569- 1002	大阪府高槻市大字田能小字畑子谷15番地1	H17.4.1	R5.4.1 ~ R11.3.31	更新	地域密着型通所介護 総合事業有
2	2673400129	NISのぞみトレーニングデイ	有限会社 望月		629- 0141	南丹市八木町八木西町裏52-1	H26.4.1	R2.4.1 ~ R8.3.31	更新	地域密着型通所介護

No.	事業者番号	事業所名	法人名	代表者	〒	事業所所在地	管理者	指定年月日	許可期間	区分
1	2601600014	亀岡市つつじヶ丘地域包括支援センター	医療法人 清仁会	理事長 清水 史記	621-0843	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目16番3号	岡本 寛美	H18.4.1	R6.4.1 ~ R12.3.31	更新
2	2601600022	亀岡市亀岡地域包括支援センター	医療法人 亀岡病院	理事長 福島 達夫	621-0866	亀岡市旅籠町29番地	前川 誠	H18.4.1	R6.4.1 ~ R12.3.31	更新
3	2601600030	亀岡市篠地域包括支援センター	社会福祉法人 倣裏会	理事長 荻原 理	621-0826	亀岡市篠町篠下中筋45番地3	秦 美也子	H18.4.1	R6.4.1 ~ R12.3.31	更新
4	2601600048	亀岡市西部地域包括支援センター	社会福祉法人 友愛会	理事長 前渊 功	621-0251	亀岡市本梅町平松ナベ倉12	内藤 久美子	H24.4.1	R6.4.1 ~ R12.3.31	更新
5	2601600055	亀岡市川東地域包括支援センター	社会福祉法人 利生会	理事長 細川 景子	621-0007	亀岡市河原林町河原尻上砂股100	藤村 明子	H24.4.1	R6.4.1 ~ R12.3.31	更新
6	2601600071	亀岡市南部地域包括支援センター	医療法人 睦会	理事長 西本 雅彦	621-0028	亀岡市曾我部町西条下檀ノ上3-1 コーポ光101/102	西村 勇人	H30.4.1	R6.4.1 ~ R12.3.31	更新
7	2601600089	亀岡市中部地域包括支援センター	社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会	会長 木村 好孝	621-0806	亀岡市余部町宝久保1番地の1	中村 浩之	R3.4.1	R3.4.1 ~ R9.3.31	新規

亀岡市指定介護サービス事業者の運営指導計画表

認知症対応型共同生活介護事業所

コロナ中止

事業所名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
株式会社 康生会	GH三愛の里	H31. 3. 7				R4. 12. 8			R7. 10. 15
社会福祉法人 友愛会	すずらん			○中止	R3. 11. 22			R6. 12. 19	
医療法人 清仁会	GHつつじの家	H31. 2. 27			R3. 12. 14			R6. 11. 22	
株式会社 ピュアロージュ	GH亀岡陽風荘		R2. 2. 14				R5. 11. 29		
社会福祉法人 倣裏会	あゆみの家	H31. 3. 11				R4. 9. 16			R7. 11. 19
ケアコミュニティ株式会社	GH亀岡清泉荘			○中止	R3. 10. 11			R6. 9. 12	
医療法人 亀岡病院	けやきグループホーム		R2. 2. 7				R5. 6. 29		
有限会社 康生会	GH三愛の里うつね			R2. 12. 16				R6. 10. 22	

小規模多機能型居宅介護事業所

事業所名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社会福祉法人 友愛会	すずらん			○中止	R3. 11. 22			R6. 12. 19	
医療法人 清仁会	篠まごころホーム	H31. 2. 27			R3. 12. 14			R6. 11. 22	
株式会社 ピュアロージュ	亀岡陽風荘		R2. 2. 14				R5. 11. 29		
社会福祉法人 倣裏会	あゆみの家	H31. 3. 11				R4. 9. 16			R7. 11. 19
ケアコミュニティ株式会社	亀岡清泉荘			○中止	R3. 10. 11			R6. 9. 12	
医療法人 亀岡病院	しんまち小規模多機能ホーム		R2. 2. 7				R5. 7. 6		
有限会社 康生会	小規模多機能ホーム三愛の里うつね			R2. 12. 16				R6. 10. 22	
NODOKA RELIFE株式会社	のどかりハビリホーム						R6. 3. 31指定		R8. 1. 29

認知症対応型通所介護事業所

事業所名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社会福祉法人 倣裏会	ほっとルームあゆみ	H31. 3. 11				R4. 9. 16			R7. 12. 17

地域密着型通所介護事業所(平成27年度までは京都府)

事業所名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社会福祉法人 利生会	亀岡園デイサービスセンター	H30. 12. 13				R4. 7. 25			R8. 3. 12
株式会社 あおぼコーポレーション	あおぼデイサービスセンター			○中止	R4. 1. 26			R6. 1. 21	
株式会社 Grant	リハビリデイサービスいろは		R2. 2. 12				R5. 8. 24		
株式会社 菱田鍼灸整骨院	あおぞらリハビリデイサービスセンター						R5. 7. 1指定	R7. 2. 27	

※H28. 4. 1地域密着へ移行(府→市)

地域密着型介護老人福祉施設

事業所名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社会福祉法人 倣裏会	地域密着型特別養護老人ホームあゆみ				R3. 6. 8指定	R5. 1. 17			R8. 3. 19

介護予防支援事業所

事業所名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社会福祉法人 倣義会	篠地域包括支援センター			○中止		R5. 3. 14			
医療法人 亀岡病院	亀岡地域包括支援センター			○中止	R4. 3. 15				R7. 9. 25
医療法人 清仁会	つつじヶ丘地域包括支援センター			○中止	R3. 12. 23				R7. 10. 22
社会福祉法人 利生会	川東地域包括支援センター		R1. 12. 26				R6. 2. 15		
社会福祉法人 友愛会	西部地域包括支援センター		R2. 2. 3					R6. 9. 27	
医療法人 睦会	南部地域包括支援センター	H30. 4. 1指定	R2. 1. 27				R6. 1. 22		
亀岡市社会福祉協議会	中部地域包括支援センター				R3. 4. 1指定	R5. 2. 17			

居宅介護支援事業所（平成30年4月から市に移管）

事業所名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療法人社団飯野小児科内科医院	医療法人社団飯野小児科内科医院	H31. 3. 19					R5. 8. 25		
社会福祉法人倣義会	亀岡あゆみ居宅介護支援事業所		R1. 12. 19					R6. 11. 26	
医療法人清仁会	亀岡シミズ居宅介護支援事業所	H31. 1. 18					R5. 9. 26		
医療法人亀岡病院	医療法人亀岡病院居宅介護総合支援センター	H30. 7. 11					R5. 7. 13		
社会福祉法人友愛会	亀岡友愛園		R1. 11. 22					R6. 12. 24	
社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会	亀岡市社会福祉協議会居宅介護支援センター		R2. 1. 30					R6. 10. 24	
医療法人大澤会	居宅介護支援事業所こもれび			○中止	R3. 11. 6				R7. 12. 23
社会福祉法人利生会	第二亀岡園老人介護支援センター	H30. 10. 26					R5. 10. 17		
医療法人睦会	ムツミ老人介護支援センター		R1. 8. 29					R7. 1. 28	
医療法人社団陽生会	陽生苑居宅介護支援事業所	H31. 2. 19					R5. 7. 10		
特定非営利活動法人 ウェルネス	指定居宅介護支援事業所 きずな			○中止	R3. 9. 28				○中止R7. 12. 31
株式会社 T.S.I	ケアプランセンターえんじゅ亀岡	H30. 12. 21				R5. 2. 9臨時	R5. 11. 9		
医療法人福知会	居宅介護支援事業所「花もみじ」			○中止	R4. 2. 17				R8. 1. 28
株式会社つばみ企画	なのはな居宅介護支援事業所				R4. 1. 1指定	R5. 2. 9			
株式会社あん	ゆずりは居宅介護支援事業所					R4. 7. 1指定	R5. 12. 14		
有限会社 康生会	三愛の里居宅介護支援事業所							R6. 4. 1指定	R8. 2. 25

資料2

指定介護予防支援委託先一覧

亀岡地域包括支援センター

令和7年12月31日現在

項番	介護保険事業所番号	委託先事業所			委託する指定介護予防支援の内容 (下記内容参照、該当番号に○、10は下段に内容を記載)										指定介護予防支援の一部を委託する期間
		名称	所在地	連絡先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	2671600175	カマカビ`ヨウインキョウカク`シエンター 亀岡病院居宅介護総合支援センター 亀岡市旅籠町29番地 22-9210	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ H18年4月1日～ 年 月 日
2	2671600480	ケア`ランセンター`エンジュ ケアプランセンターえんじゅ 亀岡市安町58 24-7774	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ H25年11月1日～ 年 月 日
3	2611601051	イノショウニカイインキョウカク`シエンジ`キ`ヨウシヨ 飯野小児科内科医院居宅介護支援事業所 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2-44-1 25-0093	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ R1年11月1日～ 年 月 日
4	2673400293	キョウカク`シエンジ`キ`ヨウシヨ`フレイハート 居宅介護支援事業所 ふれあいハート 京都府南丹市日吉町上胡麻谷ノ奥45-2 070-1584-5436	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ R7年9月1日～ 年 月 日
5	2671600464	キョウカク`シエンジ`キ`ヨウシヨ`キズナ 居宅介護支援事業所 きずな 亀岡市篠町馬堀駅前2丁目4-3 west valley kyoto 馬堀102号 56-8202	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ R7年6月1日～ R7年12月31日
6	2671600712	ユス`リハキョウカク`シエンジ`キ`ヨウシヨ ゆずりは居宅介護支援事業所 亀岡市篠町柏原上小井根1番58 55-9646	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ R4年7月1日～ 年 月 日
7	2651680023	ヨウセイインキョウカク`シエンジ`キ`ヨウシヨ 陽生苑居宅介護支援事業所 亀岡市篠町篠洗川47番地1 23-0893	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ R5年2月16日～ 年 月 日
8	2670800388	ラクトウアンキョウカク`シエンジ`キ`ヨウシヨ らくとうあん居宅介護支援事業所 京都市山科区西野八幡田町10-1 075-583-4515	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ R7年7月1日～ 年 月 日
9	0170405609	ツナグ`テアマセンター (株)279 つなぐ手ケアマネセンター 福島県いわき市勿来町関田和久42-3 1F 050-1741-3279	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ R6年10月1日～ 年 月 日
10														 年 月 日～ 年 月 日

■委託する指定介護予防支援の内容

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 : アセスメントの実施 | 6 : サービス提供の連携・調整 |
| 2 : 介護予防サービス計画原案の作成 | 7 : モニタリング |
| 3 : サービス担当者会議の開催 | 8 : 評価 |
| 4 : 介護予防サービス計画原案の説明・同意 | 9 : 給付管理 |
| 5 : 介護予防サービス計画書の交付 | 10 : その他 |

指定介護予防支援委託先一覧

南部地域包括支援センター

令和7年12月31日現在

項番	介護保険事業所番号	委託先事業所			委託する指定介護予防支援の内容 (下記内容参照、該当番号に○、10は下段に内容を記載)										指定介護予防支援の一部を委託する期間
		名称	所在地	連絡先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	2671600464	シテイヨクカイク シエンジギ ヨウシヨ キズナ 指定居宅介護支援事業所 きずな	亀岡市安町野々神38-2サカイビル2F	20-2086	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R3年10月1日～ R7年12月31日
2	2671600175	イリヨウホジツンカマカヒ ヨウインキョクカイク シエンセンター 医療法人亀岡病院居宅介護支援センター	亀岡市旅籠町229番地	22-9210	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R5年3月1日～ 年 月 日
3	2671600712	ユズリハキョクカイク シエンジギ ヨウシヨ ゆずりは居宅介護支援事業所	亀岡市篠町柏原上小井根1-58	55-9646	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R7年7月1日～ 年 月 日
4															年 月 日～ 年 月 日
5															年 月 日～ 年 月 日
6															年 月 日～ 年 月 日
7															年 月 日～ 年 月 日
8															年 月 日～ 年 月 日
9															年 月 日～ 年 月 日
10															年 月 日～ 年 月 日

■委託する指定介護予防支援の内容

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 : アセスメントの実施 | 6 : サービス提供の連携・調整 |
| 2 : 介護予防サービス計画原案の作成 | 7 : モニタリング |
| 3 : サービス担当者会議の開催 | 8 : 評価 |
| 4 : 介護予防サービス計画原案の説明・同意 | 9 : 給付管理 |
| 5 : 介護予防サービス計画書の交付 | 10 : その他 |

指定介護予防支援委託先一覧

西部地域包括支援センター

令和7年12月31日現在

項番	介護保険事業所番号	委託先事業所			委託する指定介護予防支援の内容 (下記内容参照、該当番号に○、10は下段に内容を記載)										指定介護予防支援の一部を委託する期間
		名称	所在地	連絡先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	2671600019	カマカウアイン キョウカイク ショウキョウシヨ 亀岡友愛園 居宅介護支援事業所	京都府亀岡市本梅町平松ナベ倉12	0771-26-0039	○	○	○	○	○	○	○	○			H24年4月1日～ 年 月 日
2															年 月 日～ 年 月 日
3															年 月 日～ 年 月 日
4															年 月 日～ 年 月 日
5															年 月 日～ 年 月 日
6															年 月 日～ 年 月 日
7															年 月 日～ 年 月 日
8															年 月 日～ 年 月 日
9															年 月 日～ 年 月 日
10															年 月 日～ 年 月 日

■委託する指定介護予防支援の内容

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 : アセスメントの実施 | 6 : サービス提供の連携・調整 |
| 2 : 介護予防サービス計画原案の作成 | 7 : モニタリング |
| 3 : サービス担当者会議の開催 | 8 : 評価 |
| 4 : 介護予防サービス計画原案の説明・同意 | 9 : 給付管理 |
| 5 : 介護予防サービス計画書の交付 | 10 : その他 |

指定介護予防支援委託先一覧

川東地域包括支援センター

令和7年12月31日現在

項番	介護保険事業所番号	委託先事業所			委託する指定介護予防支援の内容 (下記内容参照、該当番号に○、10は下段に内容を記載)										指定介護予防支援の一部を委託する期間
		名称	所在地	連絡先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	2651680023	ヨウセイエンキョウカクシエンギョウシヨ 陽生苑居宅介護支援事業所	亀岡市篠町篠洗川47番地1	0771-23-0893	○	○	○	○	○	○	○	○	○		H29年2月1日～ 年月日
2	2671500102	シヤカイフクシホクジシチョウセイエンキョウカクシエンギョウシヨ 社会福祉法人長生園居宅介護支援事業所	南丹市園部町上木崎坪ノ内19番地	0771-62-0223	○	○	○	○	○	○	○	○	○		H30年5月16日～ 年月日
3	2671600712	ユズリハキョウカクシエンギョウシヨ ゆずりは居宅介護支援事業所	亀岡市篠町柏原上小井根1番地58	0771-55-9646	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R4年7月1日～ 年月日
4	2671500037	ラポール八木キョウカクシエンセンター ラポール八木居宅介護支援センター	南丹市八木町諸畑後町14	0771-42-6501	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R5年11月1日～ 年月日
5	2653480018	カクシエンキョウカクシエンギョウシヨ 介護老人保健施設シミズふないの里居宅介護支援事業所	南丹市八木町西田山崎16番地	0771-43-2111	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R6年6月3日～ 年月日
6	2671600019	カマカウアイエンキョウカクシエンギョウシヨ 亀岡友愛園 居宅介護支援事業所	亀岡市本梅町平松ナベ倉12	0771-26-0039	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R6年10月1日～ 年月日
7															年月日～ 年月日
8															年月日～ 年月日
9															年月日～ 年月日
10															年月日～ 年月日

■委託する指定介護予防支援の内容

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 : アセスメントの実施 | 6 : サービス提供の連携・調整 |
| 2 : 介護予防サービス計画原案の作成 | 7 : モニタリング |
| 3 : サービス担当者会議の開催 | 8 : 評価 |
| 4 : 介護予防サービス計画原案の説明・同意 | 9 : 給付管理 |
| 5 : 介護予防サービス計画書の交付 | 10 : その他 |

指定介護予防支援委託先一覧

篠地域包括支援センター

令和7年12月31日現在

項番	介護保険事業所番号	委託先事業所			委託する指定介護予防支援の内容 (下記内容参照、該当番号に○、10は下段に内容を記載)										指定介護予防支援の一部を委託する期間	
		名称	所在地	連絡先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
1	2671600480	ケアプランセンター エンジュカメオカ ケアプランセンター えんじゅ亀岡	亀岡市安町58番地2	0771-24-7774	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R5年11月30日～ 年月日
2	2671600712	ユズリハキョタクカイゴシエンジギョウシヨ ゆずりは居宅介護支援事業所	亀岡市篠町柏原上小井根1番地58	0771-55-9646	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R5年2月23日～ 年月日
3	2651680023	ヨウセイエンキョタクカイゴシエンジギョウシヨ 陽生苑居宅介護支援事業所	亀岡市篠町篠洗川47番地1	0771-23-0893	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R7年1月1日～ 年月日
4	2671600191	カメオカシミズキョタクカイゴシエンジギョウシヨ 亀岡シミズ居宅介護支援事業所	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目16番3号	0771-23-0975	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R7年3月3日～ 年月日
5	2673400293	キョタクカイゴシエンジギョウシヨフレアイ ハート 居宅介護支援事業所ふれあいハート	南丹市日吉町上胡麻谷ノ奥45-2	070-1584-5436	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R7年9月8日～ 年月日
6																年月日～ 年月日
7																年月日～ 年月日
8																年月日～ 年月日
9																年月日～ 年月日
10																年月日～ 年月日

■委託する指定介護予防支援の内容

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 : アセスメントの実施 | 6 : サービス提供の連携・調整 |
| 2 : 介護予防サービス計画原案の作成 | 7 : モニタリング |
| 3 : サービス担当者会議の開催 | 8 : 評価 |
| 4 : 介護予防サービス計画原案の説明・同意 | 9 : 給付管理 |
| 5 : 介護予防サービス計画書の交付 | 10 : その他 |

指定介護予防支援委託先一覧

つつじヶ丘地域包括支援センター

令和7年12月31日現在

項番	介護保険事業所番号	委託先事業所			委託する指定介護予防支援の内容 (下記内容参照、該当番号に○、10は下段に内容を記載)										指定介護予防支援の一部を委託する期間	
		名称	所在地	連絡先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
1	2611601515	イリョウホジツシヤダシイノシヨウニカケカイイ 医療法人社団 飯野小児科内科医院	亀岡市南つつじヶ丘大場台2丁目44番1号	0771-25-0093	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		H18年4月1日～ 年 月 日
2	2671000464	シテイヨクカイゴシエンジギョウシヨクキスナ 指定居宅介護支援事業所きずな	亀岡市安野々神38-2サカイビル2階	0771-56-8202	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		H25年5月1日～ R7年12月31日
3	2651680023	ヨウセイエンキョクカイゴシエンジギョウシヨ 陽生苑居宅介護支援事業所	亀岡市篠町篠荒川47番地1	0771-23-2811	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R2年1月8日～ 年 月 日
4	2611600558	ムツミシヤクカイゴシエンター ムツミ老人介護支援センター	亀岡市下矢田君塚8	0771-29-0100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R2年4月1日～ 年 月 日
5	2671600191	カマカミスキョクカイゴシエンジギョウシヨ 亀岡シミズ居宅介護支援事業所	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目16番3号	0771-23-0975	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R2年11月16日～ 年 月 日
6	2671600712	ユズリハキョクカイゴシエンジギョウシヨ ゆずりは居宅介護支援事業所	亀岡市篠町柏原上小井根1番地	0771-55-9646	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		R2年7月1日～ 年 月 日
7																年 月 日～ 年 月 日
8																年 月 日～ 年 月 日
9																年 月 日～ 年 月 日
10																年 月 日～ 年 月 日

■委託する指定介護予防支援の内容

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 : アセスメントの実施 | 6 : サービス提供の連携・調整 |
| 2 : 介護予防サービス計画原案の作成 | 7 : モニタリング |
| 3 : サービス担当者会議の開催 | 8 : 評価 |
| 4 : 介護予防サービス計画原案の説明・同意 | 9 : 給付管理 |
| 5 : 介護予防サービス計画書の交付 | 10 : その他 |

資料3

令和7年度事業計画 兼 報告書

包括名【 亀岡地域包括支援センター 】

1 担当圏域の概要

町名	人口	高齢化率		後期高齢者割合	認定者数		認定率	民生委員数	老人クラブ	ふれあいサロン	医療機関	薬局	
		65歳～	うち75歳～		要支援	要介護							
亀岡地区東部	6299	2053	1172	32.6%	18.6%	148	228	18.3%	11	1	7	22	10
亀岡地区中部	6499	1842	1060	28.3%	16.3%	140	211	19%	12	1	5		
亀岡地区西部	4478	1822	1002	40.7%	22.4%	156	243	22%	10	0	9		
											歯科診療所	13	
	17276	5717	3234	33.1%	18.7%	444	682	20%	33	2	21		

★重点的に取り組む事項評価指標(上半期分)

指標	回数
出張相談実施回数	5
高齢者生活状況調査件数	0
生活支援コーディネーターとの連携回数	1
地域ケア推進会議の開催	1
地域ケア個別会議の開催	4
他分野の支援者が参加する研修への参加	3

2 担当圏域の状況（地域ケア推進会議で見えたこと）

(1) 圏域の強み

亀岡地区は、地域がすでに一定数整備され、地域が持つ力も高い傾向にあると考える。また市街地ということで利便性が良く、資源も充実していると考えられる。

(2) 圏域の課題

- ・アパートや大規模な団地が多くあり、高齢世帯や一人暮らしが多いため、介護サービス等のニーズが高い。
- ・建物によっては入退去が頻繁になる場合があり、高齢者の生活状況の把握が難しい案件がある。
- ・サービスを提供するにあたって、駐車禁止エリアも数多くあり訪問に支障を来す場合がある。

(3) 包括センターとして取り組むこと

- ・地域包括支援センターを安定的に運営し、相談に迅速かつ適切な対応ができるように努める。
- ・地域ケア推進会議の継続開催、民生委員等と情報共有する場面を設けることで必要な人に必要な情報が届くように努める。

3 第9期地域包括支援センター運営方針

(1) 重点的に取り組む事項

① 総合相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが地域で身近な相談窓口となるため、出張相談の機会を設ける。 ・全ての相談に対して適切な対応ができたか評価していく。
② 地域課題の把握と連携の強化	
③ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	

(2) 重点的に取り組む事項に対する包括センターの目標

<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進会議・地域ケア個別会議を計画的に開催することで、地域の強みや課題を把握しネットワークを構築する。
<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な相談に対応するために、他分野（子どもや障がい者等）の支援者と顔の見える関係づくりを目指す。

4 目標達成のために具体的に取り組むこと

(1) 事業計画	(2) 前期に実施したこと	(3) 後期に向けた評価
<p>① 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地のサロン等に月1回程度は出向き、包括の周知活動や相談窓口の機会を提供する。 センター内で半期毎に相談事例を振り返り、最終程度や妥当性を検証することで総合相談支援業務を評価していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 月1回程度を目安に各地域のサロンへ出向き、相談受付等を実施した。 ※別添参照。 総合相談受付数133件、終結130件(98%) 整形や内科的疾患の影響で家庭の環境整備を望まれ、通所系サービスを活用して介護予防を希望される案件が多かった。 身寄りのない独居高齢者や、ゴミの散乱・害虫の大量発生など生活環境に課題のある家庭への対応も多く、関係機関との日頃からの連携の重要性を改めて感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> 後期も地域や各種団体からの要請を受けているため、これらに丁寧に対応し、地域包括支援センターの周知・理解の促進に努めたいと考える。 センター単独では対応が困難なケースも多く見られるため、関係機関との連携体制を強化し、適切な支援の実施に努めるとともに、職員の安全を確保した活動環境の整備にも取り組みたい。
<p>② 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待に関する研修会の開催や周知活動を実施し、虐待の現状や対応方法など各関係機関と相互に学ぶ機会を設ける。 意思能力表示能力低下に伴う権利侵害を防止するために、成年後見制度等の理解を深め、必要なケースは中核機関等と適切に連携する。 人権侵害事象の早期発見や理解を深めるため、定期的に研修会へ参加する。 消費者被害の防止のための街頭啓発やネットワークを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待案件は新規で対応中のものが一件、成年後見制度の利用相談は多くあり、行政・中核機関・医療機関・司法機関と連携し対応を進めている。 人権侵害事象の早期発見や理解を深めるために、定期的に研修会に参加している。 消費者被害については、包括への相談はほとんどないが、京都府や亀岡市と情報共有する機会を設けており、早急な対応ができるように努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待案件への継続的な対応と、関係機関を対象とした研修の実施により、地域全体の対応力を向上させる。あわせて、成年後見制度の適切な活用を推進する。 人権侵害事象に対しては早期対応を徹底し、職員の理解促進のため定期的な研修を受講する。 消費者被害の未然防止に向け、街頭啓発などを通じて地域住民への周知・啓発活動を継続する。
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自治会や民生委員との繋がりを構築するための地域ケア推進会議を開催する。 地域ケア個別会議等に参加し、医療・介護・福祉の各専門職の見地を学び、介護支援専門員の質の向上に寄与する。 要望や必要に応じて、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの事例の検討、担当者会議等に参加し、自立に向けた支援計画にかかる助言をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 亀岡地区の民生委員会に参加し、地域の自治会、民生委員との顔の見える関係づくりを行った。 亀岡地区中部の自治会長、民生委員、行政の関係機関が集まって地域課題抽出の会合に出席。 地域ケア個別会議に参加し、各専門職の意見を見聞し、参加する介護支援専門員の質の向上に繋がっている。 ケアマネジャー支援として要望に応じて担当者会議には随時出席し、自立に向けての支援計画に沿い、必要に応じ助言等を行う事で、後方支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自治会や民生委員との顔の見える関係づくりを目的に、地域ケア推進会議の開催や、東部・西部それぞれの民生委員との意見交換会を実施予定である。 下半期も地域ケア個別会議に参加し、介護支援専門員の質の向上に向けた支援・協力を行っていく。 要望や必要に応じて居宅介護支援事業所のケアマネジャーと連携し、サービス担当者会議などに参加しながら、支援計画に関する助言などを継続して行っていく。
<p>④ 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行い、地域の多様な社会資源を活用し、支援する。 総合相談や介護予防ケアマネジメント、高齢者生活状況調査をもとに地域に合った介護予防啓発を行うとともに、保健師・看護師会議で情報共有し、サロンなどの地域活動で周知啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事例や社会資源について話し合い、自立支援に向けたケアマネジメントや制度、多様なサービスについて共有し、質の向上を図った。 保健師看護師会議に参加し、情報交換を行い、サロンなどで周知活動を行なった。 ケアプラン数は300件程度を担当している。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者生活状況調査を実施し、幸せて健康的な高齢期を送るための情報を共有する。 保健師看護師会議に出席し、質の向上に努める。 地域包括支援センターの満足度調査を実施していく。
<p>⑤ 認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症施策の啓発活動を行う。また認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題に対し、在宅生活を支えるために関係機関と協力し支援する。 生活支援体制整備事業等と連携し複合的な課題に対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策の啓発をおこない、事前登録制度については1名登録した。 アルツハイマー月間に、家族の会の方と街頭啓発活動を行った。 地域住民へ認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催した。 4/23京都信用金庫亀岡支店にて認知症サポーター養成講座を実施した。 生活支援コーディネーターと連携し、くらしのサポートや移動スーパー等が必要な方に対して随時連携を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者やその家族が抱える問題に対し、認知症施策を活用できるようにする。 啓発活動に参加し、関係機関との連携を図る。

5 総合評価

--

令和 7年度事業計画 兼 報告書

※主催事業・地域ケア推進会議・その他事業については、どの業務の中（①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント業務④介護予防ケアマネジメント⑤認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等）で実施しているか、事業名の前に丸数字を記入してください。

月	主催事業（出張相談、研修会、認サポなど）	地域ケア推進会議	その他事業（民生委員定例会の参加、サロンへの講師など）	研修参加
4	①亀岡地区中部元気で明るいサロン（20日）出張相談 ④京都信用金庫亀岡支店（23日）認サポ			地域包括支援センター全体会議（18日）
5	①亀岡地区中部元気で明るいサロン（17日）出張相談 ①亀岡地区東部いきいきサロン（10日）出張相談			感染研修（20日）感染BCP 防災訓練（12日）災害BCP（他分野） 亀岡市ケアマネジャー連絡会（21日）
6			③亀岡地区民生児童委員会議（9日）	在介協研修（11日）
7	①余部サロン（26日）出張相談			主任介護支援専門員更新研修（1名） 介護支援専門員更新研修（1名） 介護予防ケアマネジメント研修（29日）
8		③亀岡地区中部 地域ケア推進会議（28日）		在介協研修（18日） 人権教育講座（他分野）（27日） 意思決定支援研修（18日） 南丹地域在宅療養地域推進会議（22日）
9	①亀岡地区中部自治会 敬老会（14日）出張相談		⑤認知症啓発活動（20日） ⑤ざっくばらんの会（18日） ①③④⑤医療連携会議 地域連携室と包括保健師看護師との意見交換（19日）	ヤングケアラーコーディネーターとの意見交換会（他分野）（12日） ハラスメント研修（2日） 虐待・BCP（16日）
10				
11				
12				
1				
2				
3				

1 担当圏域の概要

町名	人口		高齢化率	後期高齢者割合	認定者数		認定率	民生委員数	老人クラブ	ふれあいサロン	医療機関	業局	
	65歳～	うち75歳～			要支援	要介護							
東別院町	934	516	294	55.2%	31.5%	28	63	9.7%	6	0	3	1	0
西別院町	741	340	193	45.9%	26.0%	16	40	7.6%	4	0	2		
曾我部町	3607	1255	751	34.8%	20.8%	83	176	7.2%	10	5	8		
												2	
	5282	2111	1238	45.3%	26.1%	127	279	8.2%	20	5	13		

★重点的に取り組む事項評価指標

指標	回数
出張相談実施回数	10
高齢者生活状況調査件数	0
生活支援コーディネーターとの連携回数	3
地域ケア推進会議の開催	0
地域ケア個別会議の開催	4
他分野の支援者が参加する研修への参加	9

2 担当圏域の状況（地域ケア推進会議で見えたこと）

(1) 圏域の強み

(2) 圏域の課題

(3) 包括センターとして取組むこと

<p>(曾我部町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴太寺、大学、関西盲導犬センターなど他圏域にはない社会資源がある。 ・地域の役員から活発な発言がある。 <p>(西別院町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会組織を中心に地区社協等が密接に団結し、活動している。 <p>(東別院町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧の集落も新興住宅地も自治会レベルでは協力して、地域課題に取り組まれている。町民の自立心が高い。 	<p>(曾我部町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の繋がりが強いが、旧地域と新興地域の融合が課題である。 ・認知症の理解を広めて行く必要がある。 <p>(西別院町・東別院町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人・介護サービス事業所等なく介護資源に乏しい。 ・農業、地域役員など次世代の担い手、後継者不足である。 	<p>(曾我部町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する理解の推進に努める。 ・曾我部町文化祭へ南部地域包括ブースを出展し、周知に努める。 <p>(西別院町・東別院町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等と顔の見える関係作りを強化し、地域の相談窓口の周知の推進に努める。 ・市政70周年の地域イベントに南部地域包括ブースを出展し周知に努める。
--	---	---

3 第9期地域包括支援センター運営方針

(1) 重点的に取り組む事項

(2) 重点的に取り組む事項に対する包括センターの目標

<p>① 総合相談の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが地域で身近な相談窓口となるため、新たな場所で出張相談を実施する。 ・複雑多様化する相談に対応すべく、重層的支援体制整備事業・他職種と連携すると共に、各種の研修に参加しスキルの向上を目指す。
<p>② 地域課題の把握と連携の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を計画的に開催し、地域とのネットワークの構築・地域との顔の見える関係作りを努める。 ・地域の地縁組織等と積極的にコミュニケーションをとり、地域の情報把握に努める。
<p>③ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な相談に対応するため、他分野の支援者と顔の見える関係作りを目指す。

4 目標達成のために具体的に取り組むこと

(1) 事業計画

(2) 前期に実施したこと

(3) 後期に向けた評価

<p>① 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる相談窓口を目指し、定期的に圏域内にて出張相談を開催する。 ・高齢者に関わる様々な相談に応えられるように、重層的支援を意識して、地域における関係機関・多職種等のネットワークを構築すると共に、各分野の研修等に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・サロン等に協力を得て、出張相談窓口を計6回設置した。 ・重層的支援等に対応するため、小学校と顔の見える関係づくりを行った結果、下半期の地域ケア推進会議へ、学校関係者の参加につながった。 ・困難事例の相談に対応できる様に各種研修に参加し、職員の資質向上に努めると共に、職員間で内容の共有を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下半期は各地域での行事が多いため、積極的に出張相談窓口を開催し、包括についての周知活動や相談の機会の提供に努めていく。 ・増加する重層的支援に対応するため、ヤングケアラーの研修等の各種研修に参加予定。
<p>② 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と連携し、虐待等に関する研修会を開催する。 ・消費者被害の関係機関との情報交換に努めると共に、地域での啓発活動に取り組む。 ・亀岡市成年後見制度中核機関と適宜連携し、適切な支援・利用の助言を行うと共に、成年制度等の理解を深めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内の全部署に対して虐待研修を実施し、虐待への啓発に努めた。 ・亀岡市が開催する人権研修に定期的に参加し、職員の資質向上に努めている。 ・京都府南丹広域振興局と亀岡市消費者生活センターとの意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待研修会の内容のブラッシュアップを行い、デイ部会に研修会等が実施できるように、各関係機関との連携に努める。 ・上半期に圏域内で詐欺被害が発生したことを受け、関係機関との連携を図ると共に、住民に対して周知に努める。
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・生活支援コーディネーターと連携し、町別で地域ケア推進会議を開催する。 ・地域ケア推進会議にて、地域課題の抽出し共有・検討を行う。 ・居宅介護支援事業所ケアマネジャーから支援困難事例の相談を受けた際は、連携しながら後方支援を行う。 ・圏域事業所の運営推進会議に参加し連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進会議実施に向け、生活支援コーディネーターと連携し、各自治会を訪れ調整協議を行った。 ・医療・介護・福祉連携推進会議に参加し、他職種との連携の中で、地域医療の推進に向けて検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、地域ケア推進会議は曾我部町で11/19、西別院町・東別院町では民生委員の交代後に日程調整し実施予定。新たな民生委員に包括を理解してもらう内容にするため、会議内容について、自治会長・生活コーディネーターとの検討が必要と思われる。
<p>④ 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らす高齢者が自ら健康の維持増進に向けて取り組み、要介護状態になることをできる限り防ぐために、サロン等の公共の場に出向き啓発活動を行う。 ・生活状況調査、介護予防サービス利用者、サロンへの参加者、総合相談の相談対応等の中で、高齢者の身体、生活状況や心の状態について把握し、健康の維持、増進、疾病予防のために健康課題の抽出に取り組み、必要な支援内容を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域のサロン等に出向き、食中毒や熱中症予防のチラシの配布や声掛け等の啓発を実施した。 ・老人クラブで夏場の高齢者の健康管理や食中毒予防について講話を開催し、健康の維持増進に向けて啓発を行った。 ・相談対応の中で高齢者の身体、生活状況等を把握し、職員間での情報共有や意見交換を行うことで、必要な支援内容を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域のサロンや老人クラブにて、季節に応じた健康管理に関する啓発活動を継続していく。 ・生活状況調査を実施する中で、地域で暮らす高齢者の特性を知り、健康課題の抽出に向けて取り組んでいく。
<p>⑤ 認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共生社会の実現」を推進するため、当事者の声も届ける事が出来る様に認知症に関する講座内容を見直し、高齢者だけでなく、介護を担う次世代に向けても展開するため、小学校・地域でのイベント等での広報周知を行う。また、ミニ講座、認知症サポーター養成講座を実施し、地域住民全体に認知症への理解推進に努めていく。 ・認知症高齢者の在宅生活を支えるため、認知症初期集中支援チームや関係機関、関係団体等と連携・協力体制を構築し、継続的な支援を行う。 ・生活支援コーディネーターと連携し、住民主体による「支え合い・助け合い」の仕組みづくりの支援・推進に努める。 ・医療・介護・福祉連携会議に参加し市民への啓発活動、多職種連携強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に伴い、認知症サポーター養成講座の内容を「当事者の声を反映するように」見直した。 ・アルツハイマー月間の啓発活動を亀岡駅で実施し、市民への認知症に対する啓発を進めると共に、圏域内にて1件の認知症サポーター養成講座・2件の認知症ミニ講座を実施した。 ・医療・介護・福祉連携会議に参加することで市民啓発を進め、多職種との連携協会に努めた。 ・アルツハイマー月間の啓発活動を亀岡駅で実施し、認知症に対する啓発を市民や観光客に向けて行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・福祉連携推進会議の中の市民啓発部会に参加し、地域で暮らす市民の方々への健康の維持・増進に向けての啓発活動を実施していきたい。 ・認知症を幅広い世代に知ってもらうために、認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症への理解を深めてもらうため取り組んでいく。

5 総合評価

令和 7年度事業計画 兼 報告書

包括名【 南部地域包括支援センター 】

※主催事業・地域ケア推進会議・その他事業については、どの業務の中（①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント業務④介護予防ケアマネジメント⑤認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等）で実施しているか、事業名の前に丸数字を記入してください。

月	主催事業（出張相談、研修会、認サポなど）	地域ケア推進会議	その他事業（民生委員定例会の参加、サロンへの講師など）	研修参加
4	①出張相談（東別院町いきいきサロンにて）17日		③在会協役員会 23日 ③亀岡清泉荘運営推進会議 23日 ③④東別院ふるさとサロン 17日	・地域包括支援センター全体会議(18日)
5	①出張相談（西別院町なごみカフェにて）20日 ①出張相談（字ヶ丘老人会にて） 22日	③⑤R7年度のSCと打ち合わせ 2日 ③⑤西別院町自治会・地区社協と打合せ 15日	③民生委員定例会 1日 ③④西別院町なごみカフェ（介護予防体操） 20日 ③④字ヶ丘老人会（地域包括・介護保険について） 22日	・ざっくばらんの会 14日（他分野） ・認知症と共生する社会を考える会 30日（他分野）
6	①出張相談（重利クラブにて） 9日 ①出張相談（西条ふれあいサロンにて） 15日 ①出張相談（口山区ふれあいサロンにて）22日	③⑤東別院町自治会・SCと打合せ 25日 ③⑤曾我部町自治会・SCと打合せ 27日	③カタリナ実習生受け入れ 4～6日 ③④重利クラブ（夏の食中毒等） 9日 ③医療・介護・福祉連携会議（市民啓発部会） 24日 ③西条ふれあいサロン（介護予防体操） 15日 ③⑤口山区ふれあいサロン（認知症について）22日 ③亀岡清泉荘運営推進会議 30日	・人権教育講座 3日（他分野） ・在会協総会 4日 ・在会協研修 11日 ・集研指導 23日 ・若年性認知症支援基礎研修 17日（他分野） ・地域包括ケア推進セミナー 30日
7	①出張相談（西別院町なごみカフェにて）8日 ③⑤東別院小学校認知症サポーター養成講座 15日 ①出張相談（夫婦池地区ふれあいサロンにて）16日 ①出張相談（西別院ミニ講座にて）28日		③④西別院町なごみカフェ（介護予防体操） 8日 ③⑤夫婦池地区ふれあいサロン（認知症について）16日	・介護予防ケアマネジメント研修 29日
8	①出張相談（東別院夏祭りにて）10日*雨天中止		③医療・介護・福祉連携会議（市民啓発部会） ③亀岡清泉荘運営推進会議 25日 ③東別院夏祭り 10日*雨天中止	・人権教育講座 5日（他分野） ・住民主体の移動支援を考えるセミナー 7日（他分野） ・在会協 京都府との意見交換 27日
9			①③④⑤医療連携会議 地域連携室と包括保健師看護師との意見交換 19日	・地域づくり加速化事業 4日（他分野） ・認定看護師セミナー 6日 ・ヤングケアラーコーディネーターとの意見交換会 12日（他分野） ・南丹圏域リハビリテーション支援センター事例検討 研修会 25日（他分野）
10				
11				
12				
1				
2				
3				

1 担当圏域の概要

町名	人口	高齢化率		後期高齢者割合	認定者数		認定率	民生委員数	老人クラブ	ふれあいサロン	医療機関	薬局
		65歳～	うち75歳～		要支援	要介護						
吉川町	700	280	187	40.0%	26.7%	18	36	7.7%	4	0	3	11 6
穂田野町	2265	1052	657	46.4%	29.0%	79	195	12.1%	8	7	7	
大井町	8534	2141	1135	25.1%	13.3%	124	220	4.0%	13	2	10	
千代川町	8462	2002	1067	23.7%	12.6%	116	203	3.8%	11	0	5	
	19961	5475	3046	33.8%	20.4%	337	654	6.9%	36	9	25	6

★重点的に取り組む事項評価指標(上半期分)

指標	回数
出張相談実施回数	2
高齢者生活状況調査件数	0
生活支援コーディネーターとの連携回数	5
地域ケア推進会議の開催	4
地域ケア個別会議の開催	4
他分野の支援者が参加する研修への参加	7

2 担当圏域の状況(地域ケア推進会議で見たこと)

(1) 圏域の強み	(2) 圏域の課題	(3) 包括センターとして取り組むこと
<p>(吉川町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会が地域との連携に積極的である。学校長、医師、警察等様々な方面からの関わりがある。民生児童委員をはじめとした学校やPTAと連携が行われており、近所同士の顔の見える関係性がある。 <p>(穂田野町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人に優しい街づくりを目的に、ふれあい声かけ訓練や認知症サポーター養成講座等を実施。小学校との学びを交えた、世代間交流への意識も高い地域である。 <p>(大井町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会が中心となって民生児童委員・区長との連携ができており、課題の把握から解決後の見守りまで行っている。また、若い世代の転入も多くサロンやクラブ活動が活発である。 <p>(千代川町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のサロンやサークルが増え、介護予防や健康、生きがいづくり等につながる活動に多くの人が参加している。地域の個人レベルでの主体的な機運が出てきている。 	<p>(吉川町)</p> <ul style="list-style-type: none"> PTAやサロン活動の今後の川が多く災害時の避難経路や避難場所の確認が必要。またバスが減便やルート変更で日常生活で使いにくくなっている。 <p>(穂田野町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症への理解普及の取り組みや世代間交流をさらに進めていく必要がある。 <p>(大井町)</p> <ul style="list-style-type: none"> サロン等は多くあるが、男性参加者が少なく、男性のつながり作りが課題。 <p>(千代川町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ町内でも、地域によって、強みや課題が全く異なり、それぞれに分けて検討していく必要がある。また新たに転入してきた住民も多く、新たな住民と元々の住民、世代間での交流機会の必要性がある。 	<p>(吉川町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域とも連携しながら、生活のしやすさや生きがいづくり、介護予防等につながる社会資源や強みについて情報発信を積極的に行っていく。 <p>(穂田野町)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの声かけ訓練、認知症の理解普及の取り組み、意見交換の中で出た、多世代が参加し広めていく取組みを形に出来るように、自治会や地区社会福祉協議会と連携し支援していく。 <p>(大井町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の交通状況や危険個所の具体的な把握に努めていく。 男性出席者の多いサロンの事例紹介や、対象者の紹介等で、地域のサロン活動の活性化を支援していく。 <p>(千代川町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域課題について情報共有し、住民の主体的な支援活動についての情報提供やできることを模索していく。

3 第9期地域包括支援センター運営方針

(1) 重点的に取り組む事項	(2) 重点的に取り組む事項に対する包括センターの目標
① 総合相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を抱える相談に対して、3職種が連携を取って支援を行っていく。 地域包括支援センターが職員の訪問等で気軽に相談できる地域の身近な相談窓口あることを知ってもらう。
② 地域課題の把握と連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域に出向き、地域の方と話をする機会を大切にし、それぞれ感じておられる思いを話しあえる関係づくりを行っていく。
③ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 分野にとらわれず、地域を支える多くの人との出会いや交流の機会を大切にし、お互いに協力し合える関係づくりを行う。

4 目標達成のために具体的に取り組むこと

(1) 事業計画

(2) 前期に実施したこと

(3) 後期に向けた評価

<p>① 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる相談に対応できるように、相談援助技術の向上を目指して研修に参加することや、センター内の専門職同士で適時連携し、困難ケース等にもチームで対応する。 重層的な支援を意識して、高齢分野以外の支援者（障がいや児童関係等）と顔の見える関係作り・ネットワーク構築をするとともに、他分野・各制度の研修等に参加する。 地域のサロンや住民が集まる場での個別相談受付を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 出張相談を2回実施した。介護保険に関する情報提供や成年後見制度、消費者被害に関する啓発を行った。 総合相談の対応力強化につながる研修には適時参加し、職員間で内容を共有することができた。 総合相談において、解決が困難なケースについては、市や関係機関と連携し対応をした。 介護保険だけでは対応できないケースにおいて医療分野との連携を充分に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に地域のサロンに出向いていく中で、地域包括支援センターの活動の周知や各相談の対応を行っていく。 重層的支援における他分野の研修に参加する。
<p>② 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所等に虐待に関する研修会を開催し、関連法令の理解普及と連携強化に努める。 意思表示能力の低下に伴う権利侵害を防止するために、成年後見制度等の利用支援を行い、適時中核機関と連携する。また、そのために必要な研修を受ける。 虐待や消費者被害の予防啓発の広報を行い、適時対応、理解普及に努める。 虐待防止ネットワーク会議にて現場からの意見を関係者へ発信、連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> 前期の虐待通報は1件、うち認定は0件であったが、昨年度からの継続対応しているケースもあり、関係者と連携し、虐待対応コアメンバー会議やケース会議に出席し、情報共有や連携を行った。 成年後見制度の利用支援を行うために、法テラスや無料ホットライン等を活用し、中核機関と連携を取りながら対応にあたった。 8/29保健福祉ネットワーク会議に出席し、関係機関との意見交換や情報共有を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用支援を、関係機関と連携を取りながら引き続き行っていく。 消費者被害の予防啓発を地域に向けて行っていく。 包括が虐待の通報窓口であることの周知を行っていく。また関連する内容の研修等に参加し情報共有を行っていく。
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該住民が主役となって住みやすい地域づくりにつながる話し合いや取り組みができるように、必要な情報発信や顔の見える関係づくりを行う。 地域ケア個別会議を開催し、地域課題の抽出と課題に対する対応策を検討する。 圏域の介護支援専門員や関係機関を対象に勉強会を開催する。 圏域事業所の運営推進会議に参加し連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア個別会議は前期に4回開催し、地域課題の抽出と課題に対する対応策を検討した。 8/20圏域のケアマネジャーへの支援で勉強会と交流会を実施した。各事業所の取組みの情報交換や、のどかりハビリホームとのつながりを持つことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の民生委員児童委員の定例会に参加し、包括とのつながりや制度等の情報を共有し、新しく着任される民生委員児童委員との顔のみえる関係性を構築していく。
<p>④ 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントや総合相談等から得られた情報を分析し、介護予防ニーズや地域課題を把握する。 当該の地域や集団にあった介護予防啓発を検討、実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 千代川町のサロンに訪問し、地域の方へ介護保険制度、フレイル予防、熱中症予防について啓発を行った。 総合相談の内容を集計・分析し、そこから得られた介護予防ニーズ・地域課題の把握を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントに関する研修に参加し、職員全体で共有を行い、支援体制の充実を図る。 各町サロンを訪問して、ヒートショックや感染症予防に対する啓発を行っていく。
<p>⑤ 認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症となっても住みやすい地域づくりのため、地域や小学校とつながり認知症サポーター養成講座等を行っていくとともに、若い世代に啓発を行う。 生活支援コーディネーターと情報交換を行い地域の強みやニーズ、社会資源を共有する。 地域医療・介護・福祉連携推進会議（人材育成部会）に参加し、連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 亀岡駅のどかめロードにて、アルツハイマーデーの啓発活動を行った。 生活支援コーディネーターと連携しながら、地域における取組みの共有を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 藤田野町認知症サポーター養成講座・声かけ訓練に向けた会議を行い、認知症の啓発を行っていく。 千代川小学校にて、認知症サポーター養成講座を実施し、若い世代にも啓発活動を行う。

5 総合評価

令和 7年度事業計画 兼 報告書

包括名【 中部地域包括支援センター 】

※主催事業・地域ケア推進会議・その他事業については、どの業務の中（①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント業務④介護予防ケアマネジメント⑤認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等）で実施しているか、事業名の前に丸数字を記入してください。

月	主催事業（出張相談、研修会、認サポなど）	地域ケア推進会議	その他事業（民生委員定例会の参加、サロンへの講師など）	研修参加
4		③SCとの懇談/21日	③のどかりハビリホーム運営推進会議/17日	地域包括支援センター全体会議/18日 在介協ざっくばらんの会/9日(他分野)
5	①出張相談：千代川町ふれあいサロン/20日	③穨田野町地域ケア推進会議/8日 ③千代川町地域ケア推進会議/20日	③中部民児協総会/8日 ⑤ざっくばらんの会/14日 ④千代川町ふれあいサロン/20日	看護職・介護職リハビリテーションステップアップ研修/ 15日(他分野)
6	①出張相談：人権福祉センター予防拠点事業/12日		⑤ACP運用検討委員会/5日 ③のどかりハビリホーム運営推進会議/19日	在介協総会・研修/4日 認知症の人とその家族を支えるためのケアマネ ジャー育成事業/2日・17日 看護職・介護職リハビリテーションステップアップ研修/ 11日(他分野) 地域包括ケア推進セミナー/30日
7		③SCとの推進会議事前打合せ/16日 ③千代川町地域ケア推進会議/23日	⑤ACP運用検討委員会/2日	人権教育講座/1日(他分野) 認知症の人とその家族を支えるためのケアマネ ジャー育成事業/1日・14日 介護支援専門員課程Ⅰ研修/10日・11日・ 28日・29日 介護予防ケアマネジメントを学ぶ/29日
8		③SCとの推進会議事前打合せ/13日 ③吉川町地域ケア推進会議/28日	⑤ACP運用検討委員会/7日 ③介護支援専門員への支援 勉強会・交流会/20日 ③のどかりハビリホーム運営推進会議/21日	キャラバンメイト養成研修/6日(他分野) 移動支援セミナー/7日(他分野) 在介協研修/18日 介護支援専門員課程Ⅰ研修/21日・22日
9			⑤ACP運用検討委員会/10日 ⑤医療連携意見交換会/19日 ⑤アルツハイマー街頭啓発/20日 ①③④⑤医療連携会議 地域連携室と包括保健師看護師との 意見交換/19日	ヤングケアラーコーディネーターとの意見交換 会/12日(他分野) 認知症地域支援推進員研修/16日・17日
10				
11				
12				
1				
2				
3				

1 担当圏域の概要

町名	人口			高齢化率	後期高齢者割合	認定者数		認定率	民生委員数	老人クラブ	ふれあいサロン	医療機関	薬局
		65歳～	うち75歳～			要支援	要介護						
本梅町	1302	528	321	40.6%	24.7%	34	70	8.0%	4	0	4	2	1
畑野町	1665	841	362	50.5%	21.7%	45	76	7.3%	6	1	4		
宮前町	1235	541	302	43.8%	24.5%	25	65	7.3%	5	0	7	歯科診療所	
東本梅町	461	219	124	47.5%	26.9%	11	24	7.6%	3	1	2		
												0	
	4663	2129	1109	45.6%	24.4%	115	235	7.5%	18	2	17		

★重点的に取り組む事項評価指標(前期分)

指標	回数
出張相談実施回数	1
高齢者生活状況調査件数	0
生活支援コーディネーターとの連携回数	1
地域ケア推進会議の開催	1
地域ケア個別会議の開催	4
他分野の支援者が参加する研修への参加	7

2 担当圏域の状況（地域ケア推進会議で見えたこと）

(1) 圏域の強み

(本梅町) 地区社協の活動がしっかりしており、町独自の見守り登録のシステムがある。毎月サロンが開催されている。
 (宮前町) サロン活動に積極的で、各種団体との連携がとれている。世代を超えた地域活動が根付いている。近隣の人の見守り体制が出来上がっている。
 (東本梅町) 家族や近隣住民間のつながりが強く、自主的に見守りや支援をし合っている。住民と民生委員の距離感が近い。
 (畑野町) 近隣住民同士での支援で、問題解決を図っている。閉校になった小学校の活用や、住民主体の送迎支援などの町おこしが始まっている。若い世代の定住が増え、地域活動への参加がみられる。

(2) 圏域の課題

(本梅町) 高齢者が増えているが、男性のサロン参加者が少ない。田畑の維持が困難になってきている。
 (宮前町) 高齢者が増え、地域活動の後継者が不足。
 (東本梅町) 高齢化率が高く、国道により分断されており、地区によっては災害時の孤立が心配。
 (畑野町) 自治会への加入率が低く、地域としてのまとまりが弱い。買い物や交通機関等が大変不便な地域であるにも関わらず、他市町村からの高齢夫婦や単身の男性の移住者があり、地域資源が少ないため、たちまち生活面での問題に直面する。

(3) 包括センターとして取り組むこと

(本梅町) 町の行事や取り組みに積極的に参加し、包括支援センターの知名度アップを図る。地域課題について情報共有し、生活支援コーディネーターと協力し、地域へ情報提供をしたり、必要な資源の開発について話し合いを行う。
 (宮前町) 町の行事や取り組みに参加し、引き続き包括支援センターの知名度アップを図る。
 (畑野町) 自治会への加入率を上げて、地域としてのまとまりを強める。
 (東本梅町) 災害時の避難に向けた確認作業を自治会や民生委員とともに進行。
 (畑野町) 地域課題について情報共有し、また、住民の自主的な支援活動について情報の提供や共有を行う。

3 第9期地域包括支援センター運営方針

(1) 重点的に取り組む事項

① 総合相談の充実	
② 地域課題の把握と連携の強化	
③ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	

(2) 重点的に取り組む事項に対する包括センターの目標

	身近な相談場所としての包括支援センターを周知してもらうため、各町の行事やサロンに積極的に参加し、出張相談や講師を行う。
	地域ケア会議や各町の民生委員との会議を継続し、防災訓練などの取り組みに参加することで地域のネットワーク構築を図る。
	今後増えてくるであろう複合的な相談に対応できるよう他分野（子ども、障害等）の支援者や機関との顔の見える関係づくりを目指す。

4 目標達成のために具体的に取組むこと

(1) 事業計画

(2) 前期に実施したこと

(3) 後期に向けた評価

<p>① 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に続けて、地域へ出かけていき、自治会に働きかけ、行事等で包括ブースを設置して相談窓口を開設する。包括支援センターの知名度を上げるため、グッズの配布を行う。 ・重層的支援を意識し、各分野の研修や会議等に参加し、支援者と相談しやすい関係づくりを行う。 ・民生委員との連携を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期はあまり行事がなく、地域へ出て行く機会は畑野町のみであった。畑野町の行事へ参加し、包括相談ブースの設置や包括グッズの配布・握力測定を実施し、包括の周知に努めた。 ・各分野の研修や会議に参加し、支援者との相談しやすい関係づくりの構築に努めた。 ・西部圏域すべての町の民生委員との地域会議を開催し、地域で気がかりな高齢者の情報共有や、地域のサロン活動の情報収集を行った。 ・総合相談に迅速に対応し、相談者のニーズに沿った解決を図ると共に、地域課題を把握した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期は4町の町民向けイベントが集中しているため、包括ブースを設置し、町民への包括の啓発や周知活動を行う。イベント時の配布物を見直し、より魅力的なグッズを選定し、周知をはかる。 ・後期も引き続き、各分野の研修や会議への参加を通じて、顔の見える関係の構築を継続する。 ・民生委員との連携は後期も実施する。
<p>② 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業者に対して虐待に関する研修会を開催し、虐待の現状や対応方法などを相互に学ぶ機会を持ち、虐待の早期発見・早期介入につなげる。 ・成年後見制度や消費者被害について、高齢者が不利益を被らないよう、啓発活動や地域サロンなどで話す機会を持ち、必要に応じて関係者や中核機関と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期に予定しているデイ部会での虐待研修の内容の見直しや打合せを行った。 ・サロン講師として地域に出た際は、成年後見制度や消費者被害について説明し、高齢者が不利益を被らないために啓発を行い、参加者との意見交換を行った。 ・虐待の疑いのあるケースについて、担当ケアマネジャーや関係機関と連携すると共に、情報共有を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期も引き続き、各分野の研修や会議への参加し、顔の見える関係の構築を継続する。 ・デイ部会対象の虐待予防研修を実施する。所属法人のヘルパー事業所で、消費者被害の研修を行う。
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町別で地域ケア会議を開催する。年度初めに自治会を訪問し、計画的に会議が開催できるよう自治会と生活支援コーディネーターと協議を行う。 ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の抽出と課題に対する対応策を検討する。 ・担当圏域及び隣接する府外の介護支援専門員や関係機関を対象にアンケート実施や意見交換の場を設定する。 ・総合相談、高齢者生活状況調査を分析し、地域課題を把握することで、地域に適した介護予防啓発を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任ケアマネジャーを中心に、各町の自治会を訪問し連携を図るとともに、生活支援コーディネーターとの協議を行った。 ・地域ケア個別会議において、地域課題に対する対応策を検討した。 ・畑野町民のサービス利用の実態について、居宅介護支援事業所、訪問系、通所系、および小規模多機能の事業所にアンケートを実施し、サービスの利用状況について把握を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域のうち、特に地域課題が明確な畑野町については、引き続き地域ケア推進会議の開催や生活支援コーディネーターとの協議を継続し、課題の解決をめざす。 ・後期も地域ケア個別会議を開催し、地域課題の抽出や課題に対する対応策を検討する。
<p>④ 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の分析で見えてきた結果に基づき、各地域でフレイル予防（運動機能や認知機能低下）の活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の内容を分析し、認知症予防や住み慣れた自宅で健康的に暮らしたい等、見えてきた地域課題に基づき、地域のサロン活動において脳トレ・体操・認知症をテーマにした寸劇等、フレイル予防の啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期に向けて、サロン活動等で運動機能・認知機能低下を含むフレイル予防活動を行う。
<p>⑤ 認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと地域情報の統合化を図り、相談者に適切な情報提供を行う。 ・多世代を対象とした認知症理解の啓発活動に繋がる働きかけを自治会や教育機関に行う。 ・自治会の防災・減災活動に参加し、福祉・介護の視点からサポート体制の構築への助言や協力を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと地域情報の共有を行い、総合相談時や地域ケア会議等で、地域の社会資源の情報提供に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期も生活支援コーディネーターとの地域情報の共有を行い、相談者や地域ケア会議等で必要な情報を共有するとともに、総合事業立ち上げの準備を行う。 ・多世代を対象とした、認知症理解の啓発活動につながる認知症サポーター養成講座を行う。 ・自治会の防災・減災活動に可能な限り参加し、福祉介護の視点からサポート体制への助言や協力を行う。

5 総合評価

令和 7年度事業計画 兼 報告書

包括名【 西部地域包括支援センター 】

※主催事業・地域ケア推進会議・その他事業については、どの業務の中（①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント業務④介護予防ケアマネジメント⑤認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等）で実施しているか、事業名の前に丸数字を記入してください。

月	主催事業（出張相談、研修会、認サボなど）	地域ケア推進会議	その他事業（民生委員定例会の参加、サロンへの講師など）	研修参加
4	①出張相談窓口（旧畑野小学校：桜まつり）5日		⑤亀岡市医療・介護・福祉連携推進会議幹事会（亀岡市）15日 ③S Cとの懇談会（市役所）17日 ②④サロン講師（宮前町神前）22日	地域包括支援センター全体会議 18日
5	③民生委員との地域会議（宮前町）28日		⑤亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議（市民ホール）14日 ③陽風荘運営推進会議（亀岡陽風荘）15日 ③聖カタリナ高校実習生受け入れ 28～30日 ④サロン講師（宮前町猪倉）29日	ZOOM研修「パーキンソン病の知識と向き合い方について」（他分野）15日
6			④サロン講師（宮前町湯の花平）19日 ④サロン講師（東本梅町）20日	人権教育講座「認知症の人の意思の尊重と家族」（他分野）（ガレリア響ホール）3日 京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会研修（オンライン）4日 若年性認知症研修（ZOOM）（他分野）（17日） セミナー「近畿ブロック地域包括ケア推進セミナー」（動画視聴）30日
7	③民生委員との地域会議（東本梅町）7日		⑤自殺対策委員会ワーキンググループ（亀岡市）8日 ⑤第1回セルフコミュニティかめおか自殺対策委員会（亀岡市）23日 ⑤生活困窮者自立支援ネットワーク会議（亀岡市）23日 ⑤亀岡市医療・介護・福祉連携推進会議幹事会（亀岡市）24日	介護予防ケアマネジメント研修 29日
8	②南丹広域振興局・亀岡市消費生活センターとの意見交換会（市役所）20日		⑤第11回アジア地域セルフコミュニティ会議（ガレリアコンベンションホール）2日 ⑤移送支援活動報告（畑野町）19日 ⑤亀岡市医療・介護・福祉連携推進会議幹事会ヒアリング（亀岡友愛園）21日	人権教育研修会「ヤングケアラーの人権をめぐる課題」（他分野）（ガレリアコンベンションホール）5日 オンライン研修「実践に生かすパーソンセンタードケアの基本」（他分野）7日 移送支援研修（他分野）（亀岡市）7日 在介協南丹グループ研修（南丹市社協）18日
9	③民生委員との地域会議（本梅町）8日 ③民生委員との地域会議（畑野町）19日	③地域ケア推進会議（畑野町）6日	⑤第1回自殺対策委員会ワーキンググループ（市役所）1日 ③地域づくり加速化事業協議（市役所）4日 ③陽風荘運営推進会議（亀岡陽風荘）18日 ③医療連携会議 19日 ④アルツハイマーデー啓発活動（20日） ⑤亀岡市医療・介護・福祉連携推進会議幹事会（亀岡市）22日 ①③④⑤医療連携会議 地域連携室と包括保健師看護師との意見交換19日	地域づくり加速化事業 4日 南丹圏域リハビリテーション研修（他分野）（京都中部総合MC）25日 ヤングケアラーコーディネーターとの意見交換会12日
10				
11				
12				
1				
2				
3				

1 担当圏域の概要

町名	人口		高齢化率	後期高齢者割合	認定者数		認定率	民生委員数	老人クラブ	ふれあいサロン	医療機関	薬局
	65歳～	うち75歳～			要支援	要介護						
馬路町	1424	582	329	40.9%	23.1%	30	84	8.0%	5	0	4	2 0
千歳町	650	270	159	41.5%	24.5%	32	66	15.1%	3	0	3	
旭町	1017	460	272	45.2%	26.7%	14	33	4.6%	3	0	2	
河原林町	966	441	287	45.7%	29.7%	9	138	15.2%	4	2	2	
保津町	1433	601	384	41.9%	26.8%	36	96	9.2%	7	8	4	
	5490	2354	1431	43.0%	26.2%	121	417	10.4%	22	10	15	

★重点的に取り組む事項評価指標(前期分)

指標	回数
出張相談実施回数	3
高齢者生活状況調査件数	0
生活支援コーディネーターとの連携回数	3
地域ケア推進会議の開催	3
地域ケア個別会議の開催	4
他分野の支援者が参加する研修への参加	1

2 担当圏域の状況(地域ケア推進会議で見えたこと)

- (1) 圏域の強み (2) 圏域の課題 (3) 包括センターとして取り組むこと

<p>(旭町) 住民主体で課題解決を行う力がある。 (千歳町) 地域愛が強く、子どもや高齢者を大切にしたいと思う意識が強い。 (河原林町) 住民の手上げでの街づくりプロジェクトを立ち上げている。 (馬路町) 災害への意識が高い。 (保津町) 地域の結束が強い。</p>	<p>(旭町) 市街地から遠く、介護サービスを受けにくい。 (千歳町) 買い物出来るところが1軒もない。 (河原林町) 高齢化率が高いが、包括への相談は少ない。 (馬路町) 道路が狭く、緊急車両が通れない。住民が交流できる集会所がない。 (保津町) 坂道や狭い道が多い。足腰が弱ると閉じこもりがちになる。</p>	<p>(旭町) サービスに頼らない地域支援の仕組みの検討。 (千歳町) 移動スーパーの周知や移動支援の検討。 (河原林町) 相談窓口の周知、出張相談の開催。 (馬路町) 民生委員や自治会との関係の構築。 (保津町) 外出のきっかけづくりとしての、サロンなどへの支援・情報提供。</p>
--	--	--

3 第9期地域包括支援センター運営方針

- (1) 重点的に取り組む事項 (2) 重点的に取り組む事項に対する包括センターの目標

<p>① 総合相談の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に向いて出張相談を行い、年齢を問わず誰でも相談しやすい窓口を目指す。 ・介護を担う世代への相談窓口の周知や相談方法の選択肢を増やす。 ・高齢者だけでなく、高齢者を取り巻く家族に対しても、多職種連携の上での支援を行う。
<p>② 地域課題の把握と連携の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や課題を的確に把握し、関係機関・地域団体と連携しながら、必要な支援につなげる。
<p>③ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なネットワークづくりを行い、包括的な支援体制の強化を図る。

4 目標達成のために具体的に取り組むこと

(1) 事業計画	(2) 前期に実施したこと	(3) 後期に向けた評価
<p>① 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で開催される行事や集まりに積極的に参加し、出張相談窓口を設ける。 ・重層的支援に対応できるように、関係機関と連携しながら包括的・継続的な支援を実施出来る体制を強化する。 ・介護を担う世代に対して、効果的な周知方法や相談窓口について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロンに3回出向き、認知症や介護保険などの困りごとについて相談を受け、認知症サポーター養成講座の開催につなげることができた。 ・高齢者の親と障がいをもつ子どもの世帯について、障害者相談支援センターと連携し、支援した。 ・ヤングケアラーコーディネーターと意見交換を行い、今後の方向性について確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の集まりに参加し、包括が身近な相談機関として認知してもらえるよう周知していく。 ・重層的支援に対応できるように、障がい・こどもそれぞれの分野の関係者と関係構築に努める。
<p>② 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待に関する研修会を開催し、関係機関で感度を高める。 ・住民に向けて、虐待防止に関する啓発を検討する。 ・消費者被害に関する注意喚起を行う。 ・成年後見制度の理解を深めるために、関係機関と一緒に学ぶ機会を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下半期に予定している虐待研修の資料の見直しを行った。 ・住民から電話回線の工事に関するトラブルについて相談があり、消費生活総合センターへ相談するよう助言した。 ・成年後見制度中核機関運営委員会に出席した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイ部会向けに虐待研修を開催する。 ・福祉のつどいに参加して、虐待防止・消費者被害に関する啓発活動を行う。 ・法テラス京都地方協議会に参加する。
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町別に地域ケア推進会議を行う。 ・自治会や民生委員と顔の見える関係づくりを行う。 ・地域課題を把握し、地域の強みを生かした支援を検討する。 ・居宅介護支援事業所からの支援困難なケース等の相談に対し、関係機関と連携し、後方的な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳町・馬路町・旭町で地域ケア推進会議を実施した。 ・民生委員児童委員定例会に参加した。 ・移動販売事業者へ、地域の声（曜日変更や販売物の内容など）を伝え、社会資源とともに新たなコミュニティづくりの検討を行った。 ・要介護・要支援の夫婦に対し、医療機関と連携して世帯への支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保津町・河原林町の地域ケア推進会議を行う。 ・地域の行事や会合を通じて顔の見える関係づくりを行う。 ・地域住民のあったらいいなという声を実現するために、様々な地域資源と連携し、足がかりを作る。
<p>④ 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活状況調査や総合相談の内容をデータ化し、地域ごとの介護予防啓発を推進する。 ・自立支援や重度化防止、尊厳の保持などのケアマネジメントの意識向上を図るとともに、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源の活用を支援する。 ・入浴支援の新たな方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロンに出向き、熱中症対策など健康に関する啓発を行った。 ・住民からの相談内容に応じて、移動販売や移動支援の紹介を行った。移動販売については、子育て世帯の利用につながり、多世代交流が生まれるなど、地域の力を高める支援を行うことができた。 ・地域の入浴施設に協力を求めるため、関係者と意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・坂道が多い、介護事業所がないなど地域毎の課題を分析し、介護保険以外の介護予防を展開していく。 ・地域の力を見直し、住民同士の支え合いを継続できるように支援する。 ・地域の入浴施設の協力を得られるように、関係者と調整する。
<p>⑤ 認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと情報共有し、地域ケア推進会議などを実施し、地域課題の解決に向けた取り組みを検討する。 ・新たな認知症親に沿いながら認知症サポーター養成講座を実施する。 ・認知症高齢者の家族へ寄り添い、孤立しないような支援を考える。 ・住民の居場所作りや、新たな社会資源に繋がる支援について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進会議の中で、移動支援を運営する上での新たな課題を共有した。 ・地域住民から、認知症の人への対応を学びたいとの要望があったことから、認知症サポーター養成講座を開催した。 ・認知症高齢者の家族の悩みに寄り添い、支援者や近所の人達が見守っていることを伝えた。 ・温かい食べ物を食べながら交流がしたいという住民の声を聞き、地域で集まる場所づくりについて、移動販売事業者と協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと連携し、今ある社会資源の課題を解消していく。 ・地域住民向けに認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の有無にかかわらず、安心して生活できる地域づくりを目指す。 ・認知症の予防に効果があるとされるドッグセラピー体験会を開催して、質の高い生活を営んでいけるように働きかける。

5 総合評価

令和 7年度事業計画 兼 報告書

包括名【 川東地域包括支援センター 】

※主催事業・地域ケア推進会議・その他事業については、どの業務の中（①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント業務④介護予防ケアマネジメント⑤認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等）で実施しているか、事業名の前に丸数字を記入してください。

月	主催事業（出張相談、研修会、認サボなど）	地域ケア推進会議	その他事業（民生委員定例会の参加、サロンへの講師など）	研修参加
4				地域包括支援センター全体会議 18日
5	①出張相談窓口（チューリップの会）28日		①③千歳町出雲台チューリップの会の講師 ③三愛の里運営推進会議 29日	認知症と共生する社会を考える会 30日
6	①出張相談窓口（馬路サロン）16日		①③民生委員定例会 3日	在介協研修 4日 京都府地域包括・在宅介護支援センター協 議会南丹グループ研修 11日
7	①出張相談窓口（千歳町サロン）18日	③千歳町地域ケア推進会議 17日	③いろはデイ運営推進会議 25日 ②成年後見制度中核期間運営委員会 17日 ③三愛の里運営推進会議 29日	介護予防ケアマネジメント研修 29日
8		③馬路町地域ケア推進会議 3日	①③川東地区民生委員児童委員協議会研修会講師 5日	保健福祉ネットワーク会議 29日 京都府地域包括・在宅介護支援センター協 議会南丹グループ研修 18日
9	⑤認知症サポーター養成講座（亀岡園） 29日	③旭町地域ケア推進会議 30日	③三愛の里運営推進会議 30日 ①③④⑤医療連携会議 地域連携室と包括保健師看護師との 意見交換 19日	地域づくり加速化事業 4日 ヤングケアラーコーディネーターとの意見 交換会12日（他分野） 亀岡市認知症市民公開講座 20日
10				
11				
12				
1				
2				
3				

1 担当圏域の概要

町名	人口	高齢化率		後期高齢者割合	認定者数		認定率	民生委員数	老人クラブ	ふれあいサロン	医療機関	薬局	
		65歳～	うち75歳～		要支援	要介護							
篠	18776	5411	3198	28.8%	17.0%	319	594	4.9%	31	2	10	16	10
												7	
	18776	5411	3198	28.8%	17.0%	319	594	4.9%	31	2	10		

★重点的に取り組む事項評価指標(前期分)

指標	回数
出張相談実施回数	4
高齢者生活状況調査件数	0
生活支援コーディネーターとの連携回数	4
地域ケア推進会議の開催	4
地域ケア個別会議の開催(研修含む)	4
他分野の支援者が参加する研修への参加	3

2 担当圏域の状況(地域ケア推進会議で見えたこと)

(1) 圏域の強み

- 自治会活動が活発で部会に分かれて様々な事業を展開している。
- 小さな単位でのサロンが自主的に運営されている。
- 圏域内に医療機関、介護施設、スーパーなどが多く利便性に優れている。
- 高齢者の見守りシステムがある(あいあいネットワーク)。
- 近所の人の助け合い、声掛けがある。
- 高齢者のサークル・サロンなどの取り組みがある(遊快クラブ等)。
- 地域を歩いていると挨拶が気持ちいい。
- 高齢者同志の健康づくり活動が行われている(なんたん元気づくり体操)。
- 市立病院がある、専門医院がある等。

(2) 圏域の課題

- 介護者(特に男性介護者)への支援。
- 国道を挟んで北と南で交通の利便性に差がある。免許返納後の通院、買い物等の手段に困る。バスの本数が少ない。タクシーがなかなか来ない。
- 旧村と、住宅地と、新興住宅地で地域性が異なり、新旧住民の交流が難しい。
- コロナ禍以降、行き来することや集まりが減った。要介護状態の方が地域に参加する機会が少なくなった。
- 自治会活動や、各種団体、サロン活動の担い手不足。
- 老々介護が増えている。
- 日中独居が増えている。
- 自治会に入っていない方が年々増えており、高齢者等の把握が難しい。
- 道が狭い。
- 集合住宅(市営住宅やアパートなど)にエレベーターがないところが多い。
- ゴミ出しが出来ない。
- 子どもが遠方に住んでいるので今後が不安。等

(3) 包括センターとして取り組むこと

- ①自治会、民生児童委員協議会、市社協生活支援コーディネーター、地区社協等地域の関係機関・団体と連携をし、地域ケア推進会議を開催することで地域課題の抽出をともにに行い、検討する。
- ②地域の活動やサロンにこまめに顔を出し、なじみの関係をつくることで地域づくりをともに行う共通理解をもつ。
- ③出張相談窓口を定期開設し、気軽に何でも相談できる「ワンストップ」の総合相談機能を遂行する。
- ④複雑多様化する総合相談や、自立支援・重度化防止型の介護予防ケアマネジメントの展開に向け、多職種連携のチームアプローチを行なうための関係づくりと、職員の専門性の向上に努める。
- ⑤福祉人材の次世代育成に貢献するために専門職実習生を積極的に受け入れる。
- ⑥介護者・家族支援の観点から、特に男性介護者の集いを開催する。
- ⑦圏域で働く介護支援専門員の後方支援として、合同勉強会を継続する。

3 第9期地域包括支援センター運営方針

(1) 重点的に取り組む事項

- ① 総合相談の充実
- ② 地域課題の把握と連携の強化
- ③ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

(2) 重点的に取り組む事項に対する包括センターの目標

- ・気軽に相談でき、包括の役割や機能を周知啓発できる窓口として出張相談を継続して実施する。
- ・複雑多様化する総合相談への対応力を高めるための研修参加の促進と、亀岡市の重層的支援体制整備事業の活用を行う。
- ・個人情報の保護に配慮し、必要な解決への道筋へつなげるよう「ワンストップ」の総合相談機能を強化する。
- ・地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を開催し、地域課題、地域の強みの把握に努める
- ・地域の方とのコミュニケーションを積極的にとり、地域の情報把握に努める
- ・地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催を通じて、多職種協働の仕組みを構築する。

4 目標達成のために具体的に取組むこと

(1) 事業計画	(2) 前期に実施したこと	(3) 後期に向けた評価
<p>① 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和堂アルプラザ及び東部文化センターで出張相談の定期開設（毎月第3木曜日）の継続。 複雑多様化する総合相談への対応力を高めるため、研修体制を整備し、専門性の向上に努めるとともに、重層的支援体制整備事業を通じて分野横断的な多職種連携の対応を強化する。 地域包括支援センターの機能と役割を知ってもらうための啓発や発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民にとっての気軽な相談窓口として運営している「ふくしのコンシェルジュあゆみ」については、従来の平和堂アルプラザでの開催に加えて、今年度から新たに東部文化センターも定期開設場所として、実施した。必要に応じて関係機関や社会資源を紹介するなど、「ワンストップ」の相談窓口を目指して取り組んだ。また、平和堂アルプラザでの取り組みの際は、介護情報の発信イベントも併せて行い、介護者支援にも取り組んだ。 総合相談の中では、複合的な課題を抱え、包括だけでは解決が困難なケースが増加しているため、市や関係機関と連携を図り対応した。 包括の周知を図るため、地域の会合やサロンなどに頻りに足を運ぶように努めた。 新採職員の研修スキームを作成し、総合相談の対応力の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ふくしのコンシェルジュあゆみ」を継続的に実施し、包括の周知と、総合相談機能の強化を図っていく。 複合的・重層的な課題を抱えているケースが増加していることから、他機関・多職種との連携の仕組み（重層的支援体制整備事業等）を有効的に活用していく。
<p>② 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待に関する研修会を開催し、虐待の現状や対応方法など各関係機関と相互に学び機会を作る。 意思決定支援が必要な方、そのご家族に対し、成年後見制度等の理解を深めてもらうための支援を行う。また、必要に応じて中核機関等と適切に連携する。 消費者被害相談担当窓口との情報交換会の実施や街頭啓発を継続して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 岡岡市と京都府の消費生活相談窓口と、包括の社会福祉士が情報交換を行った。 虐待相談については、速やかに市へ相談し、対応を行った。 意思決定支援が必要なケースについては、成年後見制度の申し立てや、福祉サービス利用援助事業へつないだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 身寄りがない、もしくは疎遠なケースで、認知機能が低下し意思決定支援が必要なケースが増加してきていることから、今後も市の中核機関との速やかな連携、関係機関との連携、対応力の向上のための研鑽を行っていく。 虐待ハイリスクケースの把握と、実態把握、予防や対応の検討をチームで行っていく。
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会、民生委員、地域の各種関係機関と連携し、推進会議などで地域の社会資源や地域課題の把握をする。 男性介護者のつどいを開催する。 自治会、市社協生活支援コーディネーター、民児協など各種団体と連携し、地域ケア推進会議を開催する。 地域ケア個別会議を開催し、本人と地域の強みを把握し、地域課題の抽出と課題に対する対応策を検討する。 圏域にある居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員がお互い学び合い、情報交換や業務のことを相談できる関係づくりと質の向上のため、勉強会や情報交換会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の民生委員協議会と認知症についての勉強会を行った。 地域ケア個別会議を開催し、本人と地域の強みを引き出し、自立支援・重度化防止・地域課題の抽出などの検討を行った。 地域ケア推進会議を実施し、地域の福祉課題について検討を行った。その結果、男性介護者への支援について課題が挙がったことから、「男性のための介護教室」を下半期に開催する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、民生委員、地域の各種関係機関と連携し、地域ケア推進会議などで地域の社会資源や地域課題への解決につながる相談を行っていく。 地域の課題のひとつである男性のための介護教室を篠町自治会の協力を得て、参加しやすい場で介護の負担軽減ができる学びの場として、本格的に実施する。 地域ケア個別会議を開催し、本人と地域の強みを活かして、自立支援、重度化防止、地域で支えていく仕組みを考えていく。 圏域にある居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、互いに学びあい、情報交換や業務のことを相談できる関係づくりや、質の向上を図るため、勉強会を行う。
<p>④ 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括保健師・看護師会議で健康づくりや介護予防について啓発内容の充実を図り、地域で、タイムリーな啓発を行う。 地域のサロンなどへの参加を継続し、また、増やし、健康づくりや介護予防について啓発を行う。 要支援者の自立支援、重度化予防にむけたケアマネジメントを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 月1回行う包括の看護師・保健師会議で共有した情報をもとに、地域で健康づくり・介護予防について啓発を行った。 山水会（老人会・6月5日）、なんたん元気づくり体操会（8月7日）では、「熱中症予防」について啓発を行った。また、9月10日には第7見晴サロンに参加し、参加者と交流した。 介護予防ケアマネジメントでは、自立支援、重度化防止に向けた、ケアマネジメントに努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で健康づくりや介護予防について、タイムリーな啓発を行うため、包括の看護師・保健師会議で啓発内容の充実を図っていく。 地域のサロンに参加し、地域の方との交流を図るとともに、啓発活動を行っていく。 介護予防ケアマネジメントについて、自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントに努めていく。
<p>⑤ 認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談業務やサロン、認知症サポーター養成講座を通じて地域の方へ認知症についての啓発を行う。 認知症初期集中支援チームと連携することで、認知症の方への支援につなげる。 市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携しながら、地域の住民主体の取り組みの共有を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 篠地区民児協の定例会（7月6日）で、認知症についての説明、啓発を行った。また、相談業務の中でも同様に説明を行っている。 認知症（疑い）の方の実態把握のため、市と連携しながら訪問を行った。 9月16日、17日に「認知症地域支援推進員研修」を受講した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方へ、認知症についての啓発を行うことで、地域で生活する認知症の方への理解を深めていきたい。（11月5日に詳徳小学校4年生対象に、認知症サポーター養成講座実施予定） 認知症初期集中支援チームと連携することで、認知症の方への支援につなげていきたい。

5 総合評価

--

令和 7年度事業計画 兼 報告書

包括名【 篠地域包括支援センター 】

※主催事業・地域ケア推進会議・その他事業については、どの業務の中（①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント業務④介護予防ケアマネジメント⑤認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等）で実施しているか、事業名の前に丸数字を記入してください。 ※なんたん元気づくり体操会運営支援 毎月第1木曜日、実行委員会 毎月第3木曜日

月	主催事業（出張相談、研修会、認サボなど）	地域ケア推進会議	その他事業（民生委員定例会の参加、サロンへの講師など）	研修参加
4			③亀岡市・市社協SCとの意見交換会（30日） ③④※なんたん元気づくり体操会実行委員会、運営支援	・市地域包括支援センター全体会議(18日)
5		③篠町地域ケア推進会議 （篠地区社協運営推進会議）（20日）	③④※なんたん元気づくり体操会実行委員会、運営支援 ③地域密着型事業所運営推進会議（放養会20日、清仁会26日） ⑤京都中部総合医療センター地域医療支援病院運営委員会(30日)	
6	①ふくしのコンシェルジュあゆみ（19日）		③④※なんたん元気づくり体操会実行委員会、運営支援 ③④見晴老人会「三水会」講師(5日)	・京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会総会及び研修会(4日) ・京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会南丹グループ会議(18日)
7	①ふくしのコンシェルジュあゆみ(17日)	③⑤篠町地域ケア推進会議 （篠地区民見協と包括で認知症支援に関する意見交換会）（6日）	③④※なんたん元気づくり体操会運営支援、実行委員会 ③④※なんたん元気づくり体操会講師（4日） ③地域密着型事業所運営推進会議（放養会15日）	・市介護予防ケアマネジメント研修（29日）
8	①ふくしのコンシェルジュあゆみ(21日)	③篠町地域ケア推進会議 （篠町自治会長と市社協SCとの意見交換会） （26日）	③④※なんたん元気づくり体操会実行委員会、運営支援 ②亀岡市・京都府と地域包括支援センター社会福祉士連絡会との消費者被害に関する情報交換会(20日) ①亀岡市保健福祉ネットワーク会議（障害福祉相談、精神保健相談の窓口担当者との意見交換会）（29日）	・市人権研修（27日）【他分野】
9	①ふくしのコンシェルジュあゆみ(18日)	③篠町地域ケア推進会議（13日）	③④※なんたん元気づくり体操会実行委員会、運営支援 ③④地域密着型事業所運営推進会議（放養会、清仁会） ①③④⑤医療連携会議 地域連携室と包括保健師看護師との意見交換（19日） ③④第7見晴区サロン参加交流（18日） ⑤京都中部総合医療センター地域医療支援病院運営委員会(29日) ⑤亀岡市アルツハイマー月間街頭啓発(20日)	・令和7年度認知症地域支援推進員研修（16日、17日） ・ヤングケアラーコーディネーターとの意見交換会（12日）【他分野】 ・亀岡市認知症市民公開講座(20日)【他分野】
10				
11				
12				
1				
2				
3				

1 担当圏域の概要

町名	人口	高齢化率		後期高齢者割合	認定者数		認定率	民生委員数	老人クラブ	ふれあいサロン	医療機関	薬局	
		65歳～	うち75歳～		要支援	要介護							
東つつじ	3006	802	477	26.7%	15.9%	57	109	5.5%	6	1	4	3	1
西つつじ	3352	1101	687	32.8%	20.5%	80	145	6.7%	5	0	3		
南つつじ	5895	2198	891	37.3%	15.1%	88	188	4.7%	8	0	7		
												5	
	12253	4101	2055	32.3%	17.2%	225	442	5.6%	19	1	14		

★重点的に取り組む事項評価指標(前期分)

指標	回数
出張相談実施回数	3
高齢者生活状況調査件数	0
生活支援コーディネーターとの連携回数	8
地域ケア推進会議の開催	6
地域ケア個別会議の開催	4
他分野の支援者が参加する研修への参加	3

2 担当圏域の状況(地域ケア推進会議で見えたこと)

(1) 圏域の強み

(2) 圏域の課題

(3) 包括センターとして取り組むこと

<p>東つつじヶ丘：自治会、地区社協、民生委員児童委員を中心に地域支援者の連携がされていて、高齢者支援への意識が高い。 西つつじヶ丘：自治会やふれあいネットを中心に高齢者の居場所づくりや防災意識が高く、独自での取り組みを積極的に行っている。 南つつじヶ丘：自治会、民生児童委員を中心に、非常時に向けて、地域でのつながり作りをしていくという意識が高く、関係機関が積極的に関わっている。</p>	<p>東つつじヶ丘：地域に住む方と支援者との意識の差があり、孤立する高齢者も多い。地域支援者の世代交代について支援者間での葛藤がある。 西つつじヶ丘：新たな地域支援の担い手がなく、今後の地域支援活動に不安がある。坂道が多い地域もあり、バスの減便等で高齢者に移動手段に困っている。 南つつじヶ丘：地域住民同士の関係性が希薄であり、防災や地域での助け合いの意識に差がある。</p>	<p>東つつじヶ丘：高齢になっても、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指し、地域の様々な世代を巻き込んだ取り組みの実践を進める。 西つつじヶ丘：地域支援関係者と地域課題や今後の展開について意見交換をする。 南つつじヶ丘：世代間を超えた地域のつながりについて、関係機関と検討する。</p>
---	--	--

3 第9期地域包括支援センター運営方針

(1) 重点的に取り組む事項

(2) 重点的に取り組む事項に対する包括センターの目標

<p>① 総合相談の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口としてセンターの機能を広く周知し、また地域に出向くことでちょっとした心配ごとでも気軽に相談できるセンターとなるよう努める。 ・チームアプローチにより質の高い相談支援を行う。
<p>② 地域課題の把握と連携の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進会議や民生児童委員との懇談会、自治会との交流を通じて地域状況について共有を行い、地域課題の把握に努める。 ・地域の各種団体等と顔の見える関係を築く。
<p>③ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や他分野の支援者との交流を積極的に行い「繋がりがやすい」関係性を構築し、高齢者等の支援に活かす。

4 目標達成のために具体的に取り組むこと

(1) 事業計画	(2) 前期に実施したこと	(3) 後期に向けた評価
<p>① 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン等を訪問し、高齢者の生活状況や生活実態を把握する。 ・サロン活動や地域住民主体の活動について情報収集を行う。 ・相談窓口としてのセンターの機能を周知するツールとして、センター独自のチラシを作成し、早期相談につなげることや重度化防止を目的として活用する。 ・東つづじヶ丘市営住宅集会所の開放日の有効な活用について関係者と検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン訪問15回（東／ほっこりサロン、手芸教室、健康麻雀、西／ほっと美山、編み物教室、朝カフェ、南／コスモス喫茶）。高齢者の参加状況や生活状況等の把握を行い、参加者から介護保険や認知症についての相談等があり、対応した。 ・各地域の民生児童委員等へ、包括の役割を周知する目的として、パンフレットやチラシを配布し、相談窓口として住民へ紹介されるツールとして、活用してもらうことができた。今年度は新たなチラシ作成に向けて、構成を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東つづじヶ丘市営住宅集会所開放日の出張相談を計画していたが、住宅組合の都合により見合わせが続いている。サロン訪問時等に、相談があれば引き続き随時対応を行う。 ・センター独自の新たなチラシを作成し、各地域関係者に向けて配布し、重度化防止や早期相談につなげる。
<p>② 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護についてセンターの役割を周知し、民生児童委員との懇談会等で意見交換を行う。 ・サロン等の地域の高齢者等の集い場を訪問して、消費者被害に関する情報収集と被害防止のための啓発、相談窓口等の周知を行い、被害の未然防止に努める。 ・成年後見制度等が必要な高齢者への制度説明や専門機関への連携において、高齢者等の不安が軽減できるように説明方法を工夫し丁寧に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が参加するサロン等を訪問して、消費者被害や特殊詐欺について注意喚起を行った。また、ヘルパー事業所から高齢者宅に不審な業者の出入りがあったという報告を受け、消費生活センターへ情報提供し、対応策について相談、連携を行った。 ・高齢者虐待が疑われるケースについて、関係機関から情報収集やケアマネジャーへの後方支援、行政との連携を図り、適切に対応した。 ・成年後見制度が必要と考える高齢者について、ケアマネジャーから相談を受けたため、同行訪問による制度説明を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に地域のサロン等を訪問し、消費者被害や特殊詐欺について、情報収集や啓発活動に努める。ちょっとした心配ごとや疑問があった際に、包括が気軽に相談できる所として身近に感じてもらうことで、被害の未然防止に努めたい。 ・高齢者の権利擁護について、関係機関や民生児童委員等にセンターの役割を周知し、必要時には、情報共有や連携を行う。
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域や後方支援を行っている居宅介護支援事業所と、圏域の高齢者に見られる課題や居宅介護支援事業所が抱える課題に対応した研修会等を実施する。 ・各地域で地域ケア推進会議を開催し、今後、つづじヶ丘の高齢化が急速に進むことに向けての対策や、現に地域が抱える課題の解決に向けて意見交換を行う。 ・民生児童委員と定期的に交流する機会を持ち、センターの役割の周知、高齢者等への対応や地域課題について意見交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域等の居宅介護支援事業所との合同資質向上会議の開催に向け、ケアマネジャーから相談が多い内容をテーマに研修会を企画、調整を行った。 ・各地域の地域ケア推進会議で、つづじヶ丘の高齢化について問題提起し、今後の対策について意見交換を行った。東つづじヶ丘「問題意識の共有と引継ぎ」、西つづじヶ丘「現状の取り組みに高齢者対策を取り入れる」、南つづじヶ丘「現状の取り組みに高齢者対策を取り入れること、徘徊模擬訓練の実施」といった内容の検討ができた。 ・各地域の民生児童委員と定例会や懇談会で交流をする機会を設け、包括の活動状況や地域状況の共有と役割の周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同資質向上会議の開催では、判断力が低下した高齢者支援において、多くのケアマネジャーが困難と感じる、制度につなぐということの解決の糸口として、法テラスの講師を招き、研修会を開催する方向で調整が進んでいる。 ・地域ケア推進会議で検討した内容に基づき、各地域で更なる検討や、地域行事への反映を進める。 ・民生児童委員の改選後も、引き続き良好な連携が図れるように関係構築に努める。
<p>④ 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン訪問、地域の民生児童委員との懇談会、生活状況調査等を通じて健康課題やニーズを把握し、地域に向けて日頃の生活の中でできる介護予防や健康づくり等の情報啓発する。 ・各地域の健康意識を高めるために健康づくりに関する学習会を提案し、開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域のサロンで熱中症、食中毒予防等の季節ごとの注意喚起を行った。また高齢者の健康や生活上の課題を把握し、フレイルや認知症予防として日頃から取り組める健康づくりについて啓発を行った。 ・各地域のサロン訪問で、介護予防に関する学習会の提案をしたところ、東つづじヶ丘ほっこりサロンで、健康づくりの学習会の希望があり、開催時期や内容について、サロン支援者と現在調整を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域のサロンで健康づくり、介護予防についての啓発を継続する。 ・地域訪問や生活状況調査等を通じて、高齢者の健康課題やニーズを把握していく。 ・東つづじヶ丘ほっこりサロン参加者向けの学習会を実施し、介護予防や健康づくりの必要性について理解を深める。
<p>⑤ 認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の幅広い世代の方に認知症への理解や、関わり方について知ってもらう機会として、認知症サポーター養成講座、認知症予防の講座等の開催を提案する。 ・地域状況等の把握や地域ケア推進会議の開催等に向け、生活支援コーディネーターと継続的な連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「各地域で徘徊模擬訓練をしたい」という民生委員児童委員の声があり、地域の民生委員児童委員、自治会長に向けて認知症サポーター養成講座を実施した。対応方法のロールプレイを通して、積極的な意見交換ができ、認知症への理解が深まった。 ・生活支援コーディネーターと地域状況の共有等、随時連携を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊模擬訓練の実施については、各地域の地域課題等の状況により、自治会も含め検討を進めていく。 ・認知症について、地域の方に理解してもらう手段として、引き続き認知症サポーター養成講座や認知症予防講座等を提案、周知を図っていく。 ・地域ケア推進会議の開催等、引き続き生活支援コーディネーターとの必要な連携を行う。

5 総合評価

--

令和 7年度事業計画 兼 報告書

包括名【 つつじヶ丘地域包括支援センター 】

※主催事業・地域ケア推進会議・その他事業については、どの業務の中(①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント業務④介護予防ケアマネジメント⑤認知症高齢者及び家族への支援、生活支援体制整備事業等)で実施しているか、事業名の前に丸数字を記入してください。

月	主催事業（出張相談、研修会、認サボなど）	地域ケア推進会議	その他事業（民生委員定例会の参加、サロンへの講師など）	研修参加
4				・地域包括支援センター全体会議 18日
5			①③つつじヶ丘民生委員定例会：20日 ①③つつじヶ丘南つつじ大葉台2丁目支部「福祉サービス等の高齢者に係る資源について」講座：23日	
6	⑤つつじヶ丘民生児童委員・自治会長への認知症サポーター養成講座：13日 ①出張相談：1件/南つつじコスモス喫茶（家族より認知機能低下の方の相談）		①③南つつじヶ丘民生委員懇談会：17日 ①③東つつじヶ丘民生委員懇談会：19日	・京都府地域包括、在宅介護支援センター協議会南丹グループ研修「家族理解と家族支援～精神疾患と家族支援～」：5日 ・南丹圏域地域リハビリテーション支援センター「浮腫に対するリハビリテーションの実践」：11日(他分野)
7	①②③地域でつながる合同資質向上会議開催について篠地域包括支援センターと打合せ：31日	③南つつじヶ丘地域ケア推進会議：10日 ③西つつじヶ丘地域ケア推進会議：14日 ③東つつじヶ丘地域ケア推進会議：17日 ③生活支援コーディネーターと地域ケア推進会議実施後の振り返り：30日		・地域包括支援センター職員向け研修「介護予防ケアマネジメントを学ぶ」：29日 ・長寿社会開発センター主催「地域包括支援センター職員基礎研修」：27・28日
8	①出張相談：1件/東つつじほっこりサロン（家族より難病によるADL低下、意欲低下の対応方法について）	③西つつじヶ丘地域ケア推進会議：27日	①③⑤生活支援コーディネーターと意見交換、情報共有：13日 ①③西つつじヶ丘民生委員懇談会：20日	・京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会 南丹グループ研修会「意思決定支援の基本と医療や介護の受け入れ拒否をされる方の考え方と支援方法」18日
9	①出張相談：1件/東つつじほっこりサロン（本人より介護保険申請の希望）	③南つつじヶ丘地域ケア推進会議：19日 ③西つつじヶ丘地域ケア推進会議：25日	①③④⑤医療連携会議 地域連携室と包括保健師看護師との意見交換（19日）	・認知症市民公開講座：20日(他分野) ・ヤングケアラーコーディネーターとの意見交換会：12日(他分野)
10				
11				
12				
1				
2				
3				

地域包括支援センター上半期活動報告書（共通）

1 総合相談事業

（1）新規相談件数（※指定プラン抜き、年度初回相談含む）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
亀岡	33	14	20	17	12	21	117
南部	27	11	12	21	6	6	83
中部	24	30	25	19	23	31	152
西部	24	13	10	11	8	14	80
川東	6	3	15	13	14	3	54
篠	36	31	31	38	19	37	192
つつじヶ丘	72	23	21	13	18	26	173

（2）相談者分類別件数

	本人	家族	近隣住民 知人	介護支援 専門員	民生 委員	医療 機関	その他
亀岡	142	150	8	45	2	50	86
南部	241	227	2	25	5	32	118
中部	231	324	6	51	26	85	208
西部	90	127	7	11	12	45	46
川東	82	88	8	17	12	18	38
篠	179	261	9	39	2	84	92
つつじヶ丘	354	346	9	86	32	70	93
合計	1,319	1,523	49	274	91	384	681

(3) 相談内容件数

	介護保険サービス	福祉サービス	医療	認知症	虐待	成年後見制度	消費者被害	その他権利擁護	家族・家庭問題	障がい福祉関係	経済・生活問題	苦情	その他
亀岡	217	7	65	15	0	17	0	2	24	3	12	1	2
南部	316	11	85	38	3	58	4	1	37	4	62	0	18
中部	553	162	122	35	8	10	0	14	39	9	57	2	23
西部	155	8	79	30	0	1	0	0	20	3	12	0	41
川東	104	10	16	7	8	1	1	0	5	7	16	1	3
篠	374	10	145	80	9	10	5	4	42	5	25	0	25
つつじヶ丘	589	147	209	86	9	17	3	14	35	1	107	4	40
合計	2308	355	721	291	37	114	13	35	202	32	291	8	152

2 職種別会議

(1) 社会福祉士会議

開催日	形式	協議内容
4月16日	対面	自己紹介・令和7年度事業計画・警察との意見交換会・スクールソーシャルワーカーとの連携
5月21日	対面	虐待研修・ヤングケアラー・他
6月18日	対面	令和7年度事業計画・虐待研修・街頭啓発・消費生活相談情報交換会・保健福祉ネットワーク会議・警察との意見交換会・ヤングケアラー
7月16日	対面	虐待研修・街頭啓発・消費生活相談意見交換会・保健福祉ネットワーク会議・ヤングケアラー
8月20日	対面	消費生活相談意見交換会の振り返り・保健福祉ネットワーク会議・ヤングケアラー・街頭啓発・虐待研修

9月17日	対面	虐待研修・街頭啓発・保健福祉ネットワーク会議およびヤングケアラー意見交換会の振り返り
-------	----	--

8月20日(水) 10:00~11:00 亀岡市役所 3階 300 会議室

消費者被害防止に関する京都府南丹広域振興局・亀岡市消費生活センターとの意見交換会

8月29日(金) 14:00~15:00 WEB

保健福祉ネットワーク会議

(2) 主任ケアマネ会議

開催日	形式	協議内容
4月15日	対面	・今年度地域ケア個別会議の運営、ICF整理シートの簡素化 ・生活支援コーディネーターとの打ち合わせ
5月27日	対面	・今年度地域ケア個別会議の進行について模擬訓練を実施する。
6月24日	対面	・今年度地域ケア個別会議の運営について確認 ・ともいき事業所について ・地域ケア推進会議の各圏域での進捗
7月15日	対面	・地域ケア個別会議の振り返り ・地域ケア推進会議の各圏域での進捗
8月19日	対面	・地域ケア個別会議の振り返り ・地域ケア推進会議の各圏域での進捗 ・サービス計画作成届出書の提出時期について ・かめおか生活安心サポート隊登録制度について
9月16日	対面	・地域ケア個別会議の振り返り ・地域ケア推進会議の各圏域での進捗 ・サービス計画作成届出書の記入例について保険者へ依頼

(3) 保健師看護師会議

開催日	形式	協議内容
4月25日	対面	今年度の活動計画、介護予防啓発について

5月16日	対面	熱中症、脱水予防対策について
6月20日	対面	医療連携意見交換会に向けての打ち合わせ、経口補水液の作り方のチラシ作成
7月11日	対面	医療連携意見交換会に向けての打ち合わせ、介護予防啓発について
8月22日	対面	介護予防一体化事業について、介護予防啓発について
9月5日	対面	医療連携意見交換会流れ、資料確認の打ち合わせ
9月19日	対面	医療連携意見交換会

○令和7年度の上半期の活動について

介護予防の啓発内容の充実を図るため、月1回会議を開催。会議を通じて情報共有を行い、地域での介護予防の啓発活動を継続実施した。また、地域住民の在宅生活支援では、医療機関との連携は欠かせないものとなっているため、効果的な支援活動の展開を目指して南丹圏域の医療機関と意見交換会を開催した。今後も意見交換する場を設けて病院との連携を図っていく。

3 地域ケア会議

(1) 地域ケア個別会議

事前協議	開催日	形式	事例数	内容
—	6月24日	対面	—	「本人及び環境の強みを活かした支援について考える研修会」
7月1日	7月15日	対面	1	「本人が人生を楽しむための支援について」
8月5日	8月19日	対面	1	「不自由を自由に替える支援・方法について」
9月2日	9月16日	対面	1	「この先も充実した楽しい毎日、幸せと感じる日常を維持するための支援について」

(2) 地域ケア推進会議

包括名	町名	開催日	形式	内容
亀岡地域包括	東部	未定		
	中部	8月28日	対面	・亀岡地区中部自治会・地区社協・民生委員・行政との懇談会
	西部	未定		
南部地域包括	曾我部町	調整中	対面	
	西別院町	調整中	対面	
	東別院町	調整中	対面	
中部地域包括	4町合同	5月8日	対面	・民生委員児童委員と地域包括支援センターとの関わりについて ・4町の現状と介護保険について
	吉川町	8月28日	対面	・地域の現状や取り組み、情報を共有し、地域での活動に役立てる方法について意見交換
	千代川町	5月20日	対面	・地域包括支援センターと介護保険について (サロン参加者に向けて)
	大井町	7月23日	対面	・地域の現状や取り組み、情報を共有し、地域での活動に役立てる方法について意見交換
	蕨田野町	調整中		
	大井町	未定		
西部地域包括	本梅町	調整中		
	畑野町	9月6日	対面	・自治会の移送支援事業に伴う高齢者問題について

	宮前町	2月ごろ	対面	・宮前町4か所のサロン交流会
	東本梅町	調整中		
川東地域包括	馬路町	9月3日	対面	・意見交換
	旭町	9月30日	対面	・意見交換
	千歳町	7月17日	対面	・子ども・高齢者あんしんネットワーク会議
	河原林町	未定	対面	
	保津町	未定	対面	
篠地域包括	篠町	5月20日	対面	・篠地区社協運営推進会議
		7月6日	対面	・篠地区民生委員児童委員協議会と認知症についての勉強会
		8月26日	対面	・篠町自治会長と亀岡市社会福祉協議会SCとの意見交換
		9月13日	対面	・篠町地域ケア推進会議
つつじヶ丘 地域包括	東つつじヶ丘	7月17日	対面	・今後の地域での取り組みについて
	南つつじヶ丘	7月14日	対面	・高齢化に向けた具体的対策 ・防火等の非常時に向けての取り組み
		8月27日 9月25日		
西つつじヶ丘	7月10日 9月19日	対面	・高齢化に向けた具体的対策 ・防災などの非常時に向けての取り組み	

4 地域包括支援センター研修（市実施）

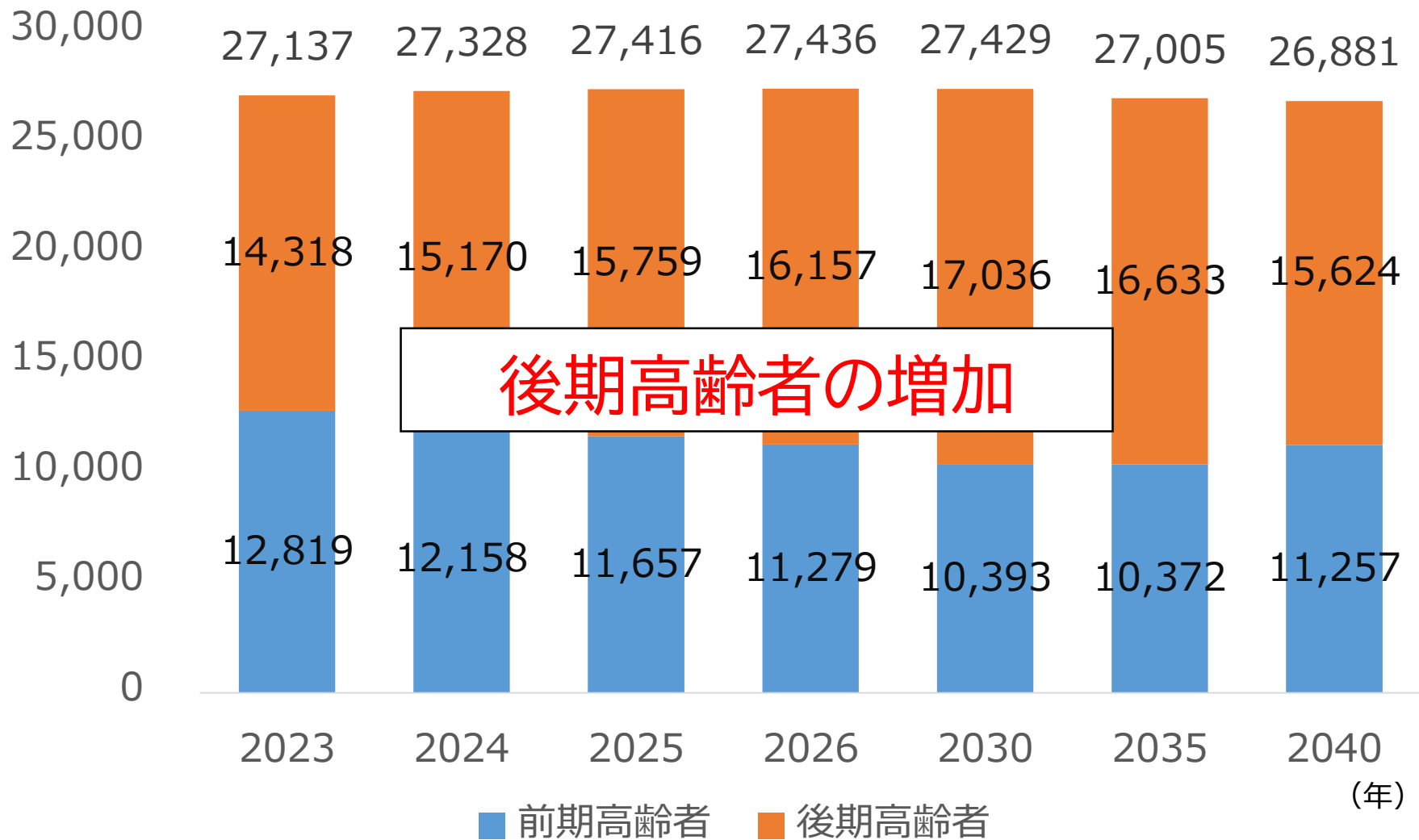
日付	内容
6月3日	第1回人権教育講座 高齢者の人権「認知症の人の意思の尊重と家族」
7月1日	第2回人権教育講座 性の多様性「パパは女子高生だった～自分らしく生きること～」
7月29日	介護予防ケアマネジメント研修「介護予防ケアマネジメントを改めて学ぶ」
8月5日	第1回人権教育指導者研修会 子どもの人権「ヤングケアラーの人権をめぐる課題」
8月27日	第3回人権教育講座 女性問題「親しい関係における暴力について考える～DV、虐待、体罰はどうして問題なのか～」

第10期地域包括支援センターの あり方について

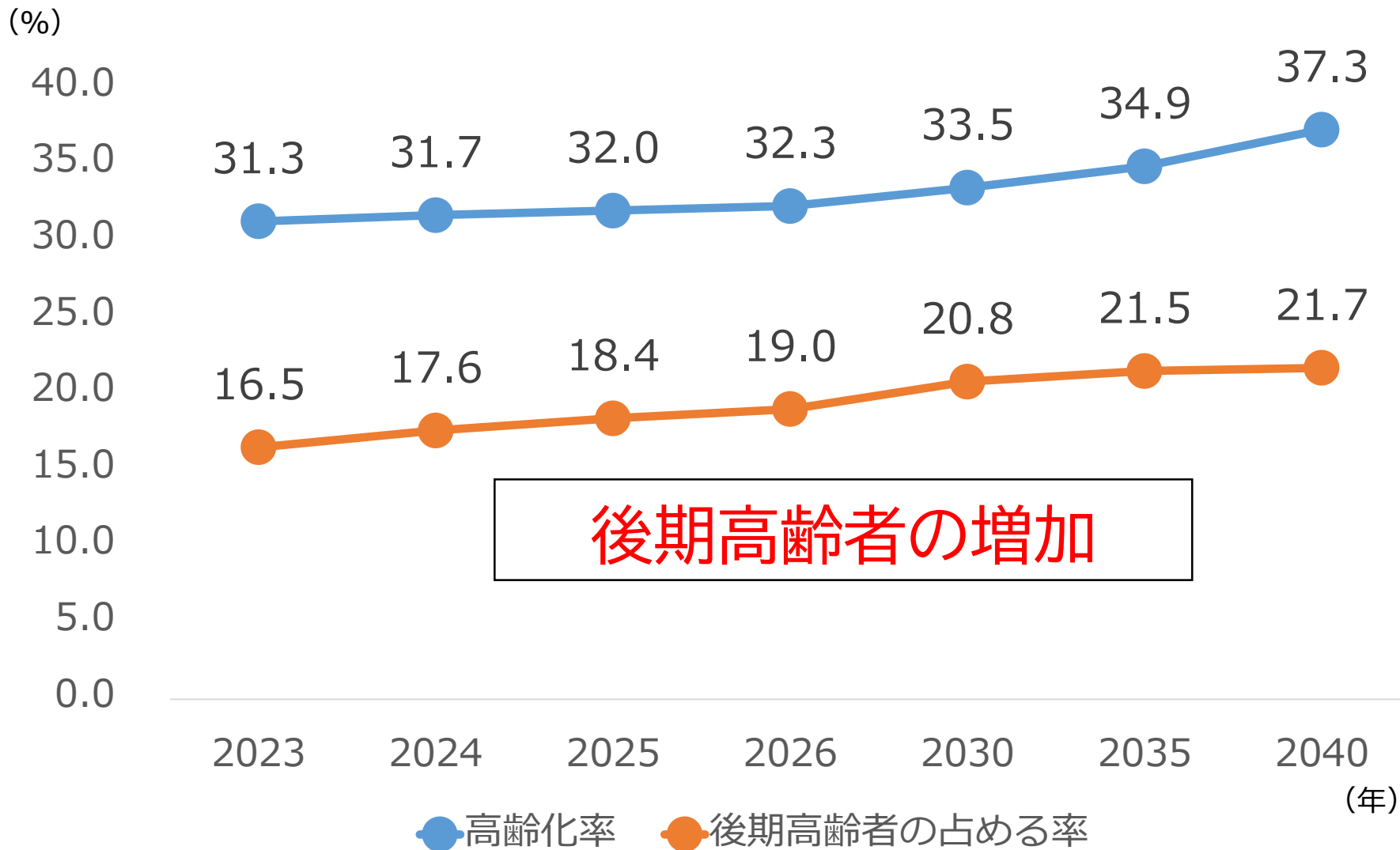
亀岡市の現状

亀岡市の高齢者人口推計

(人)

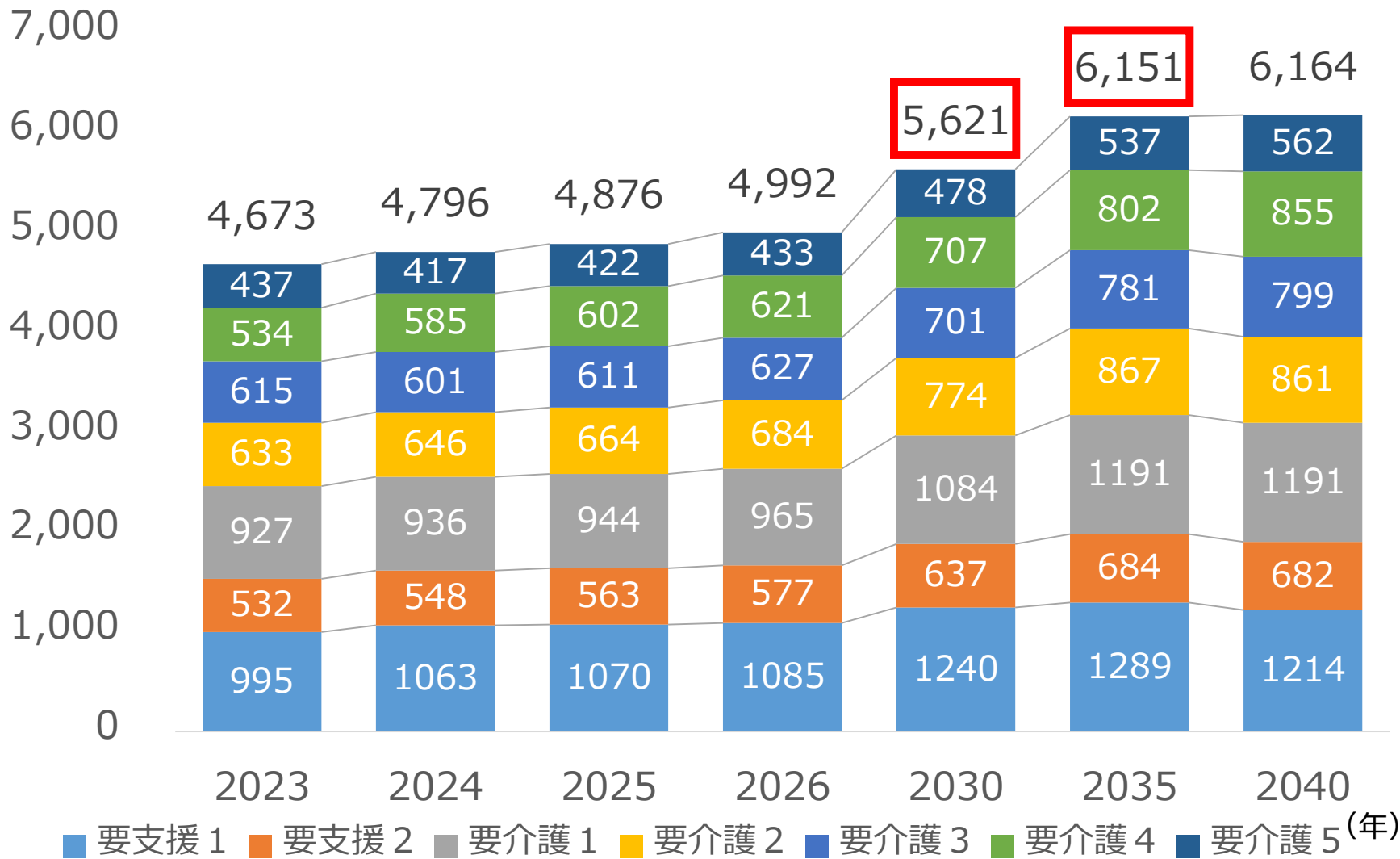


亀岡市の高齢者人口推計



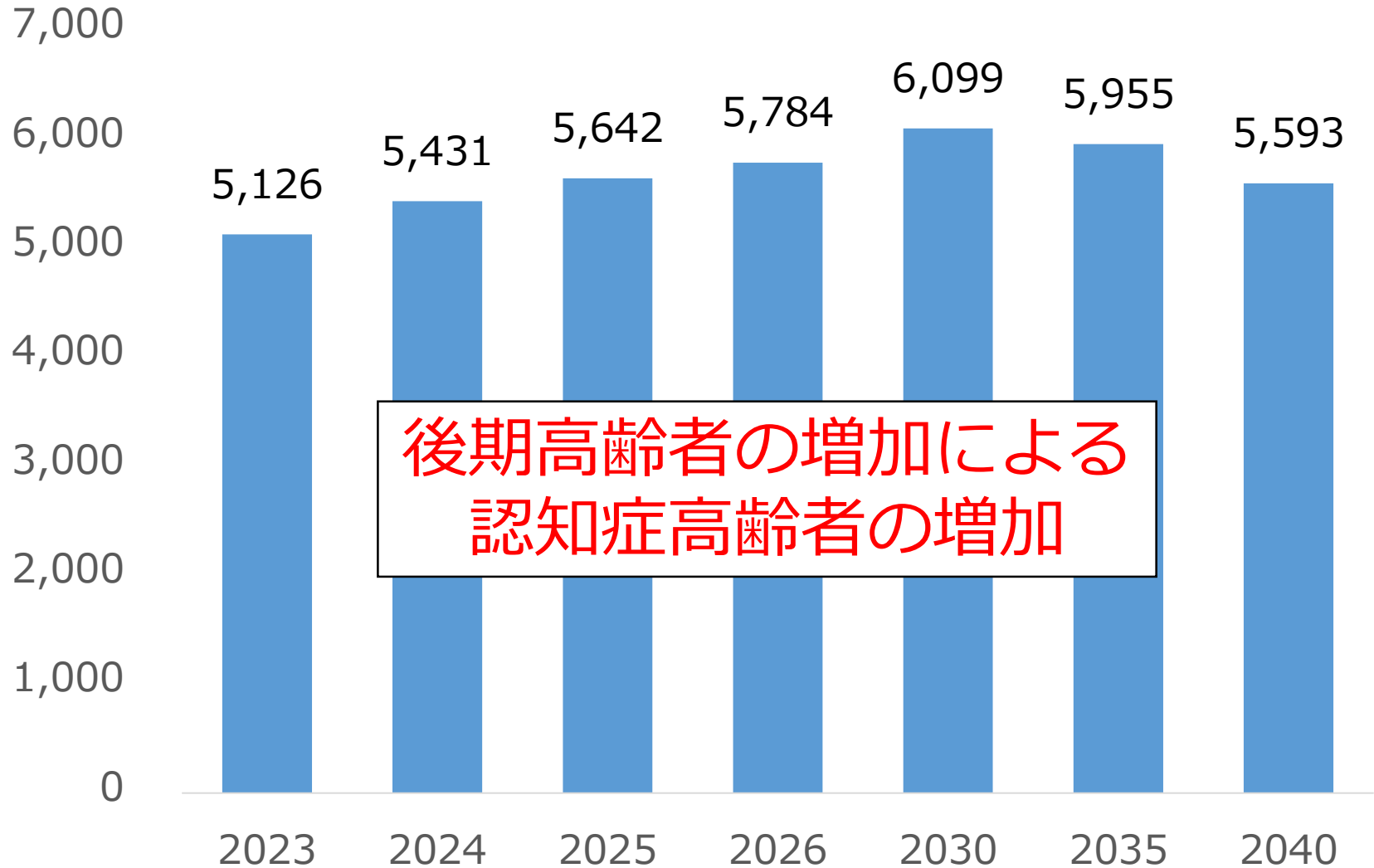
亀岡市の介護認定者数の推計

(人)



亀岡市の認知症高齢者推計

(人)

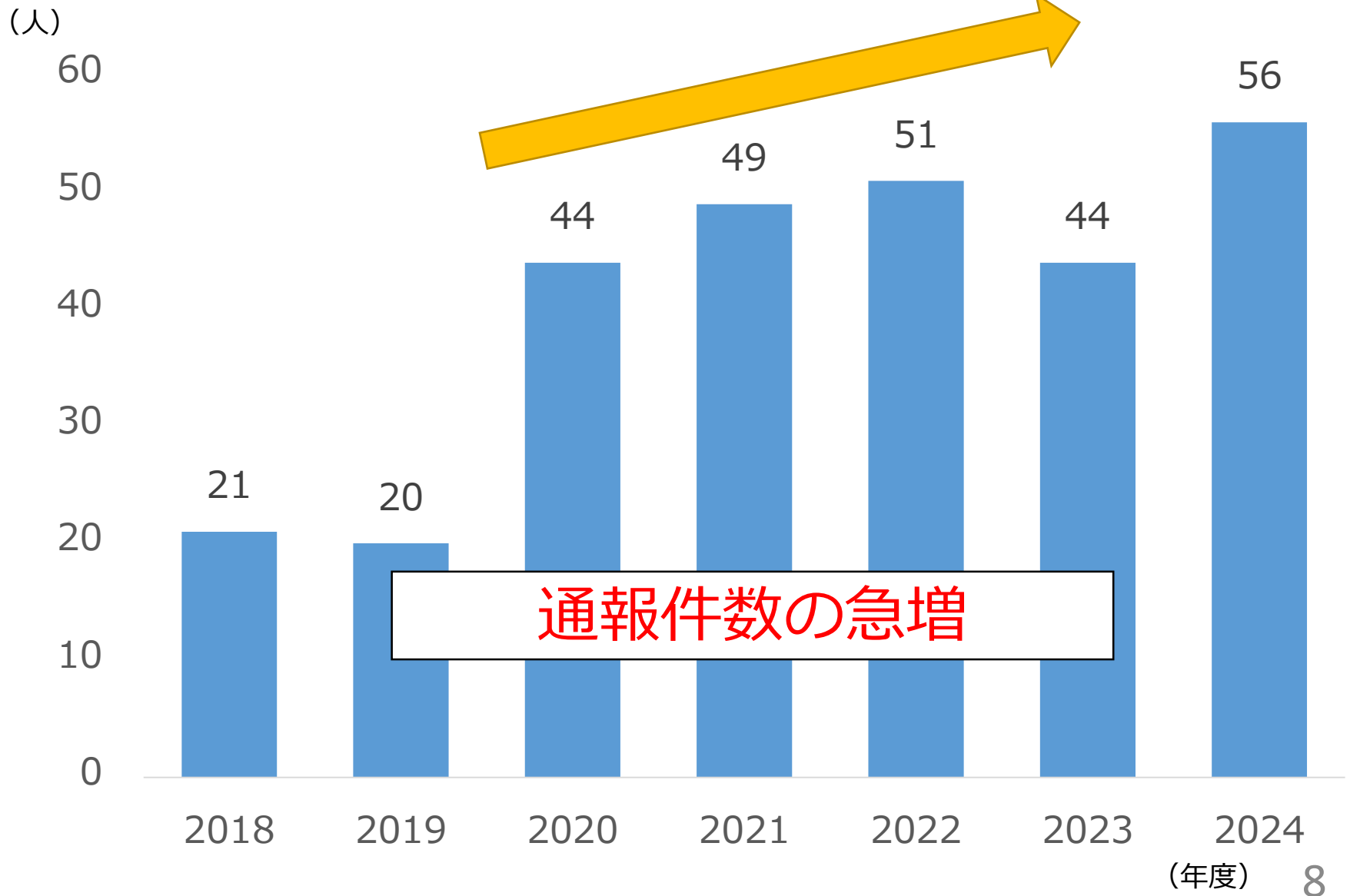


亀岡市内における権利擁護(成年後見制度利用等)に係るニーズ推計【令和2年10月1日時点】京都府分

最大想定	要介護・要支援高齢者	療育手帳所持者	精神障がい者保健福祉手帳所持者
5,944人	4,125人	927人	802人
利用想定	要介護・要支援高齢者 (認知自立Ⅱ以上 推定数52.3%)	療育手帳所持者 (A判定)	精神障がい者保健福祉手帳所持者 (1級)
2,641人	2,240人	395人	42人

今後権利擁護支援が増大する可能性あり

亀岡市の高齢者虐待通報件数



地域包括支援センターの 現状

地域包括支援センターの圏域人口と高齢化率

別紙資料をご覧ください

地域包括支援センターの特徴

	高齢者人口 (R7.10末)	高齢者人口 (R12予測)	プラン数 (R6)	配置人数		特徴
				3職種	機能強化	
亀岡	5,709	5,736	3,189	3	1	プラン数が多い。単身世帯が多い。
南部	2,116	2,020	817	2.5	1	山間部。移動距離が長い。資源が少ない。
中部	5,506	5,629	1,951	3	1	都市部・中山間部両方。プラン数が多い。
西部	2,132	2,136	870	2.5	1	山間部。資源が少ない。
川東	2,346	2,252	1,016	2.5	1	中山間部。資源が少ない。
篠	5,403	5,281	1,893	3	1	広範囲であるため、地域性も多様。
つつじ	4,139	4,375	1,125	3	1	一気に高齢化が進む。

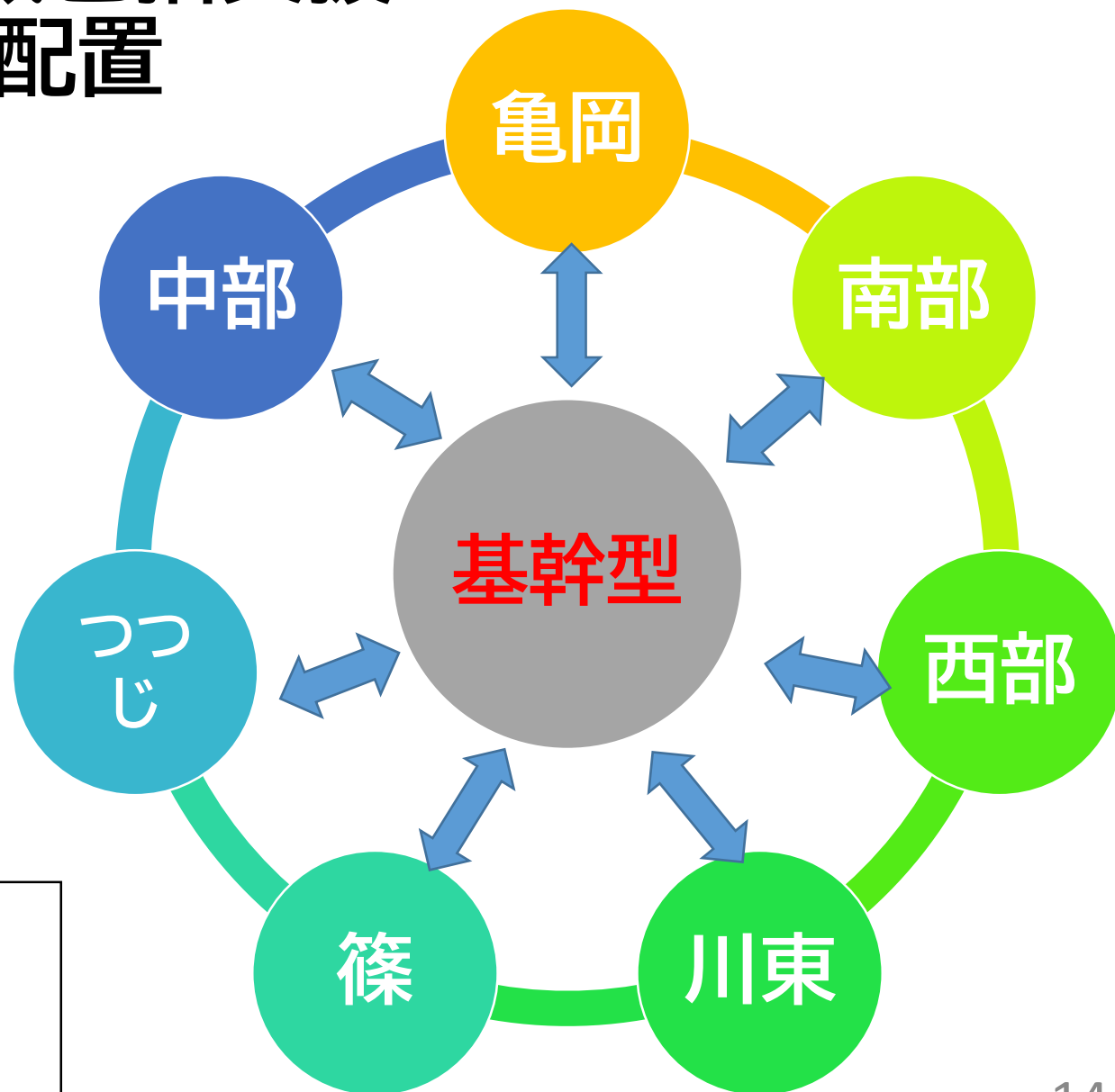
第10期(R9～R11)における地域包括支援センターの課題

- ① 専門職0.5人の確保が困難
- ② 圏域ごとの高齢者人口差の拡大
- ③ 都市部と中山間部でのニーズの違い
- ④ 増加する認知症高齢者への対応
- ⑤ 重層的支援体制への対応

第10期における地域包括支援センターの課題に対する対応(案)

- ①全包括3職種3人配置に変更
- ②高齢者人口に応じた職員配置数基準
- ③南部・西部・川東に
生活支援コーディネーターを配置
- ④全包括に認知症地域支援推進員の配置
- ⑤基幹型センターの設置

第10期地域包括支援 センターの配置



**7包括体制
を維持**

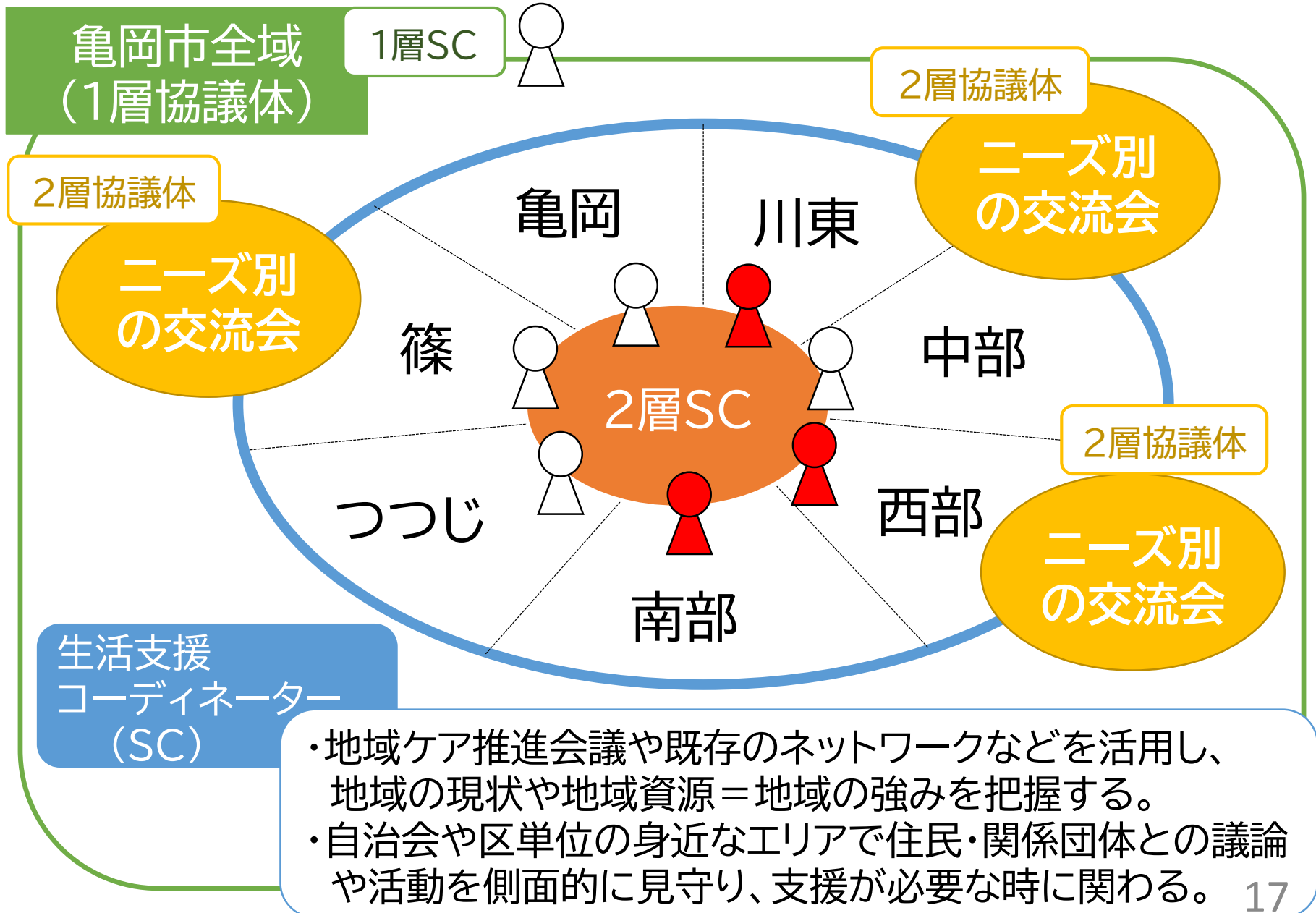
第10期における地域包括支援センターの 職員配置基準(案)

高齢者人口	3職種	機能強化	SC	対象	現状から変化
5,000～ 5,999人	3人	<u>2人</u>		亀岡・中部・ 篠	機能強化 1人増
4,000～ 4,999人	3人	1人		つつじ	変化なし
3,000～ 3,999人	3人	<u>0人</u>		なし	
～2,999人	2人	<u>0人</u>	<u>1人</u>	南部・西部・ 川東	専門職 0.5人増 機能強化 1人減

第10期における地域包括支援センターの職員配置基準(案)

- ①プラン数が多い包括に機能強化職員を追加で1人配置する。
- ②0.5人配置を1人配置にし、「生活支援コーディネーター」として配置する(主任介護支援専門員)。
- ③保健師・看護師を「認知症地域連携推進員」とし、市の認知症担当と連携を深める。

第10期における生活支援体制整備事業の仕組み(案)



令和7年度当初予算 1,800億円の内数（地域支援事業（包括的支援事業（社会保障充実分））の内数）

1 事業の目的

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（ダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組みで同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が令和6年6月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充を行う。

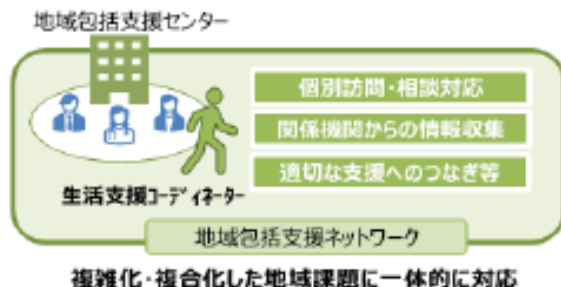
※このほか、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。
※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定（関係機関に委託することも可とする）
- 想定される対象業務は次のとおり。

- 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
- 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
- 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】（拡充分）

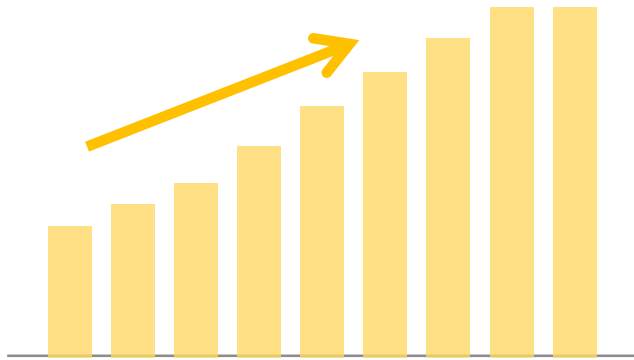
①8,000千円
（地域包括支援センター以外に配置する場合
は4,000千円）

②300千円

第10期における生活支援体制整備事業の仕組み(案)

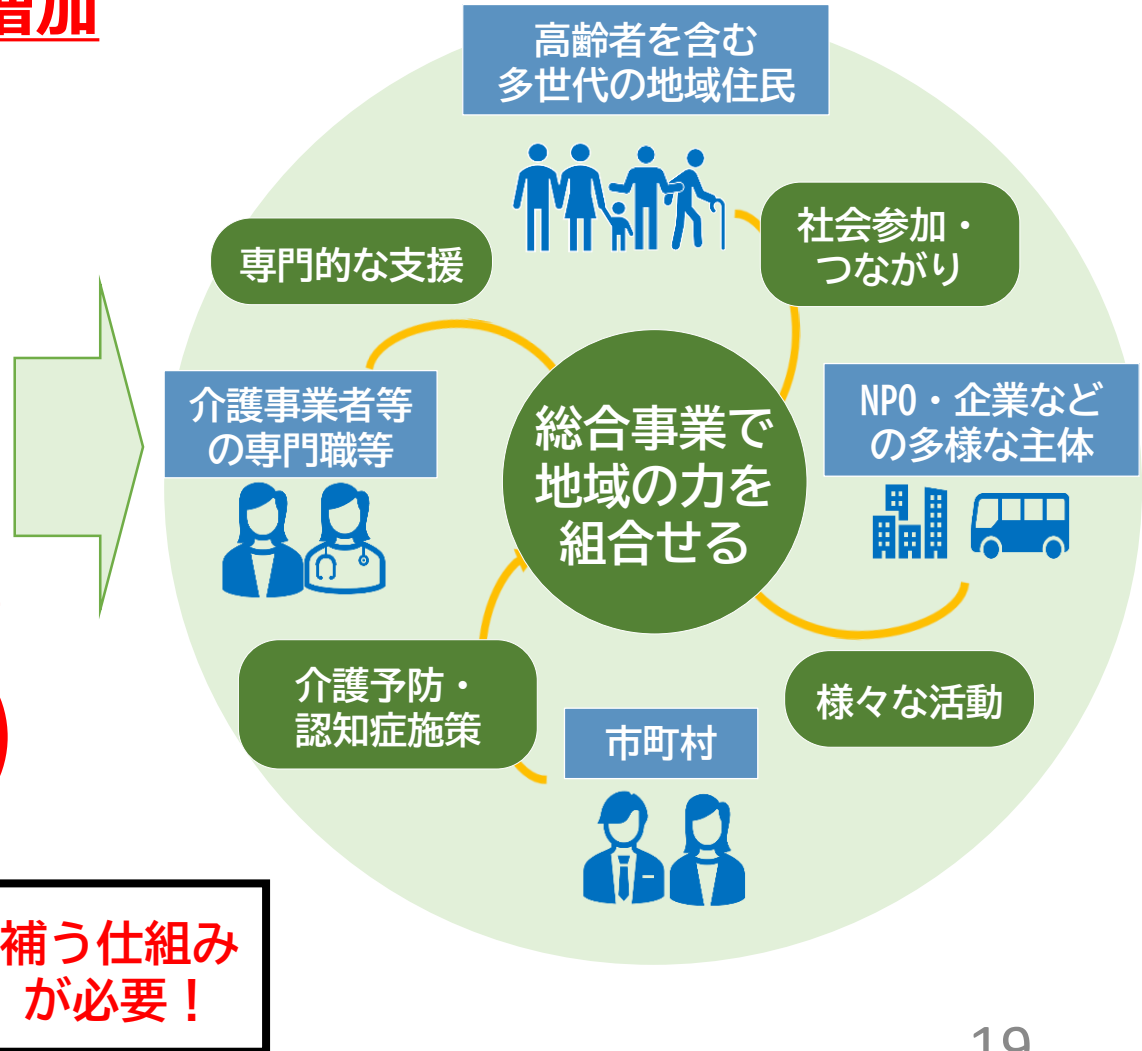
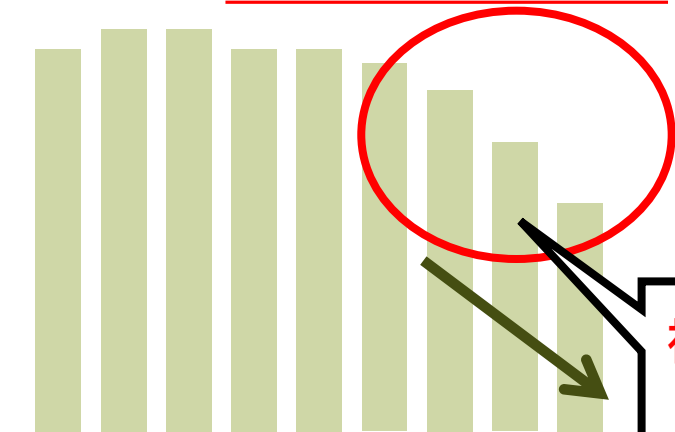
85歳以上人口の増加

⇒介護が必要な人の増加

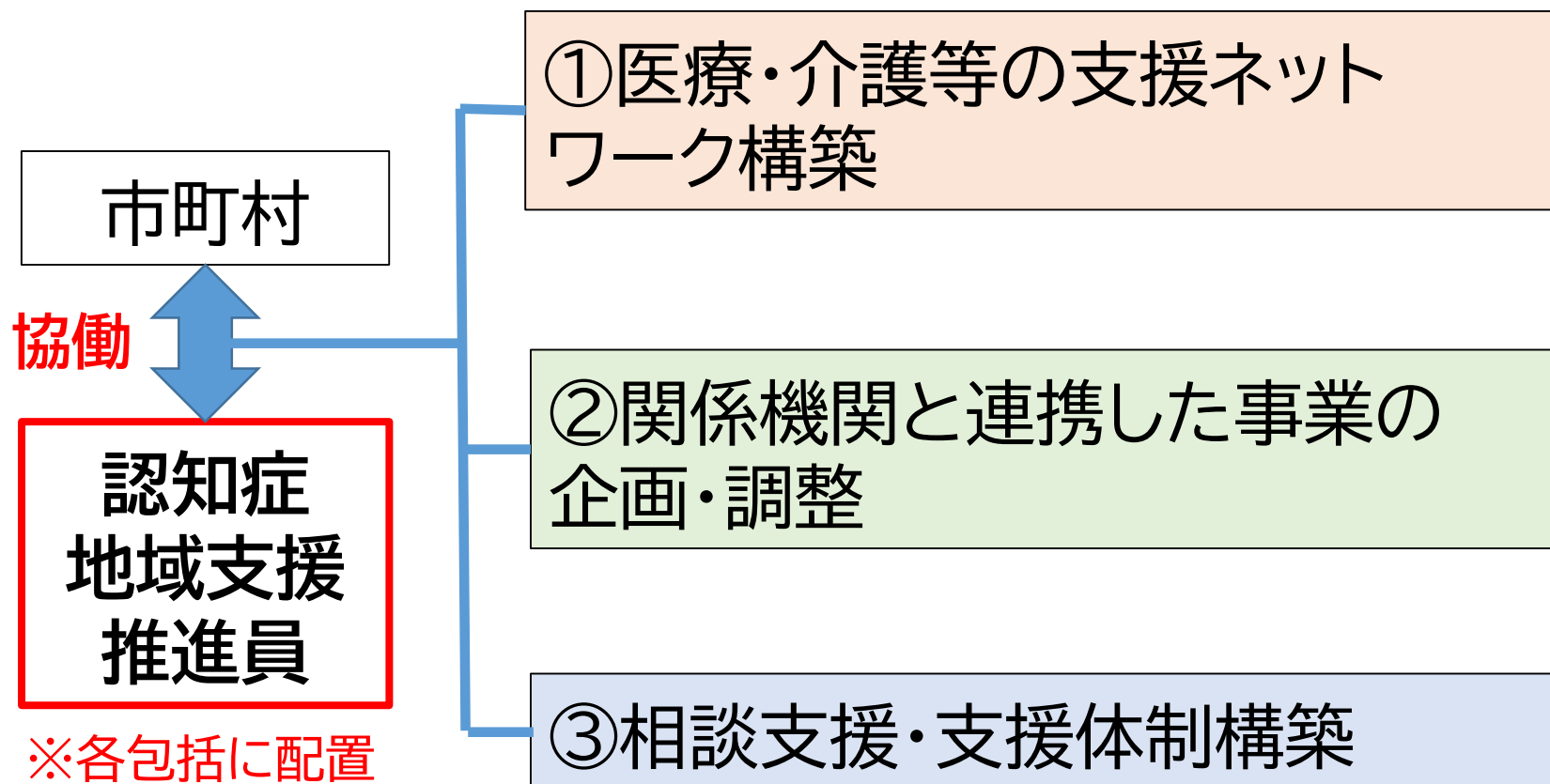


現役世代の減少

⇒介護職の減少



第10期における認知症支援体制整備事業の仕組み(案)



認知症地域
支援推進員

各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開する。

認知症地域支援推進員の研修受講

令和7年度

亀岡・中部・篠・つつじヶ丘包括が受講

令和8年度

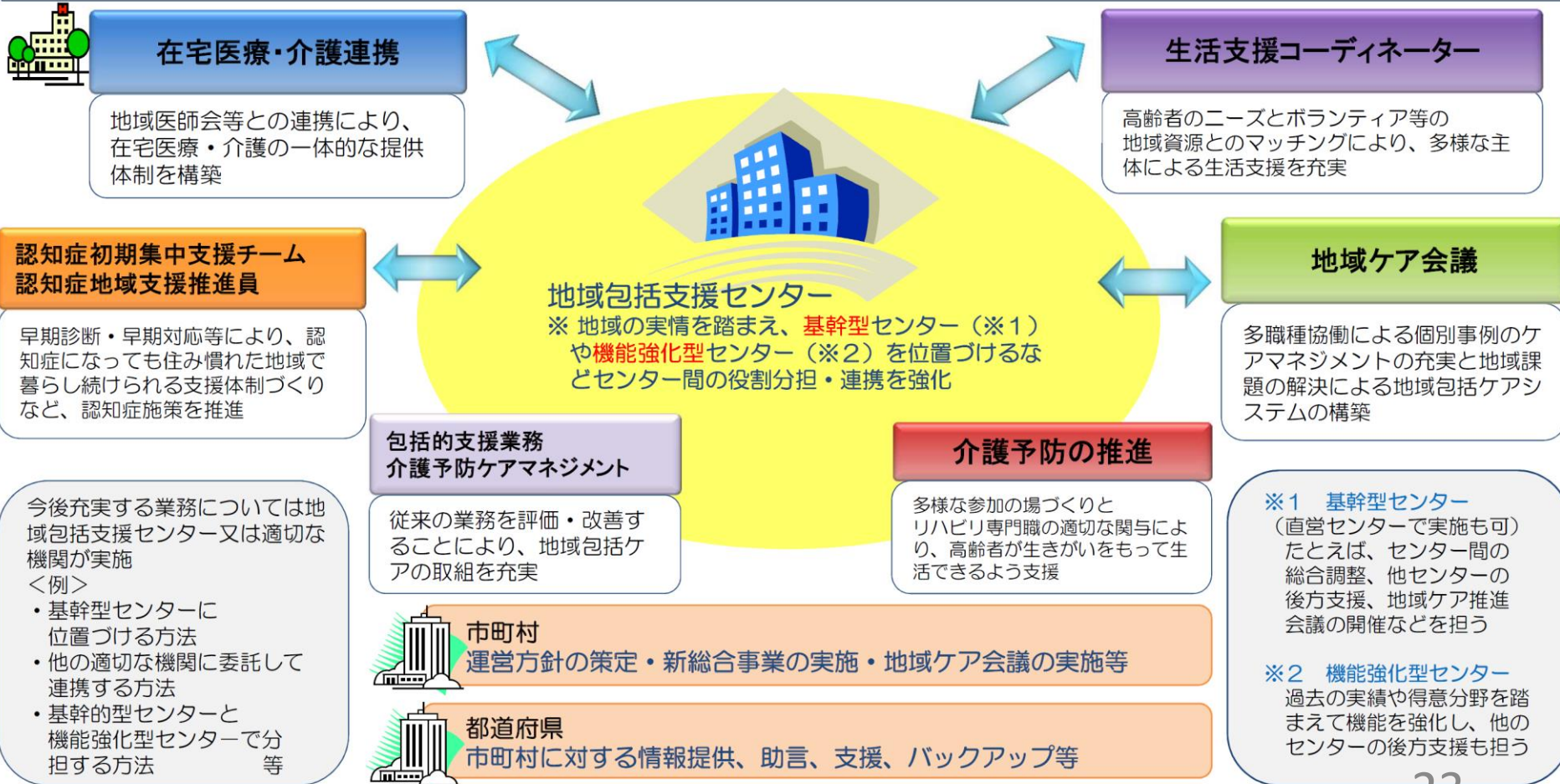
南部・西部・川東包括が受講予定

⇒認知症サポーター養成講座の実施や認知症
カフェの展開などを実施予定

基幹型センターの 設置について

地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加及びセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等の基幹型センターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



「基幹型センター」及び「機能強化型センター」について

- センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な機能を持つセンターを位置づけることができる。【基幹型センター】
 - また、権利擁護業務(虐待事例の対応等)や認知症支援等の機能を強化し、当該分野で他のセンター業務を支援できる機能を持つセンターを位置づけることができる。【機能強化型センター】
- ※あくまで地域包括支援センターの一類型であるため、必要な設置基準を満たす必要がある。
- ※「基幹型センター」と「機能強化型センター」は明確に区別されるものではなく、地域の実情に応じて両方の機能を有するセンターを設置することもありうる。

＜基幹型センター、機能強化型センターの設置のイメージ＞

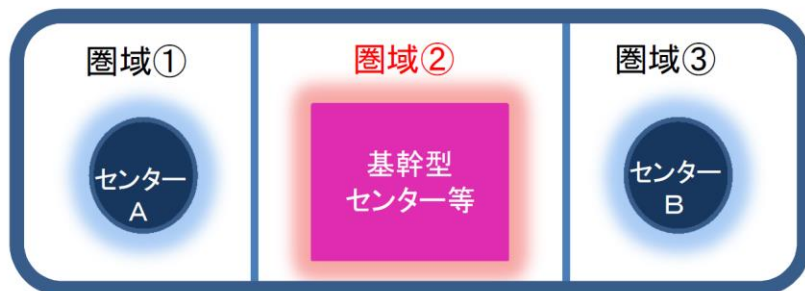
パターン①

基幹型センター等が個別の担当圏域を持つ、甲市の場合

ポイント

自らが担当する「圏域②」における
 ・包括的支援事業と
 ・指定介護予防支援(及び第1号介護予防支援)
 を実施しながら、

圏域①及び③のセンターの後方支援等を行う。



パターン②

基幹型センター等が個別の担当圏域を持たない、乙市の場合

ポイント2

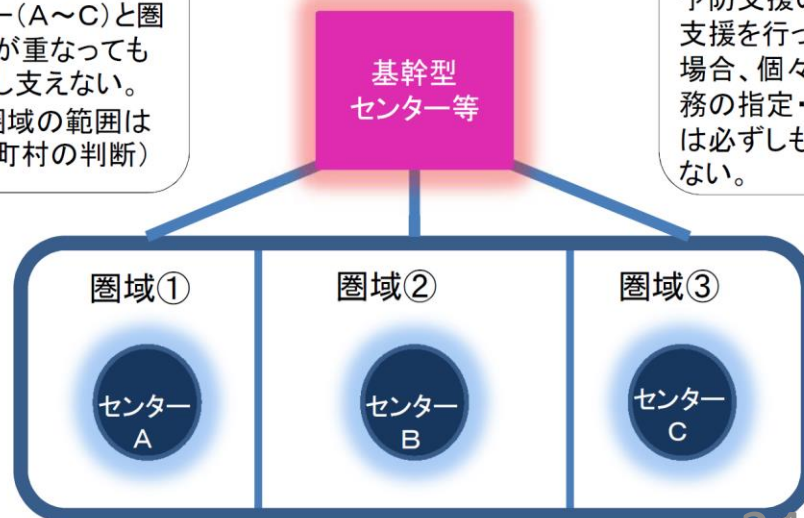
後方支援を行うことから、センター(A~C)と圏域が重なっても差し支えない。(圏域の範囲は市町村の判断)

ポイント1

センター(A~C)が全ての圏域をカバー

ポイント3

指定介護予防支援や第1号介護予防支援の後方支援を行っている場合、個々の業務の指定・委託は必ずしも必要ない。



本協議会での検討経過

令和2年度

第8期（2021(R3)～2023(R5)）における地域包括支援センターの設置を検討するにあたり、「基幹型センター」の設置も併せて協議。

令和3・4年度

第8期亀岡市介護保険事業計画に、「基幹型センター等の設置について検討」と記載。

⇒令和3年度第2回協議会、令和4年度第2回協議会で議題にあがる。

令和6年度

地域包括ケア推進係の設置と認知症施策の高齢福祉課への移管と第2回協議会で基幹型センター（案）を提案

亀岡市の基幹型センターとは

- 地域包括支援センターのうち地域の中で基幹的な役割を担う
- 役割
 - ① センター間の総合調整
 - ② センターの後方支援
 - ③ 地域ケア会議の後方支援などを担う
(住民の直接支援は行わない)
- 保険者（市）による直営設置（予定）
- 職員配置としては、専らその業務を行う専門職の配置を必要としている
 - ⇒ 主任介護支援専門員の配置が困難

基幹型センターと圏域センターの役割

	基幹型センター	圏域センター
定義	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>全圏域(市域全て)を担当。(※担当圏域は持たない)</u> ② センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援などの機能を有する。 ③ 亀岡市成年後見制度中核機関、認知症初期集中支援チームと併設 ④ 指定介護予防支援事業(要支援者へのプラン作成等)は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>担当圏域を設定している。</u> ② <u>担当圏域における4業務※を行う。</u> ③ 市の示す方針に基づき年間活動計画を策定する。 ④ 指定介護予防支援事業(要支援者へのプラン作成を行う) <p>※4業務:総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務</p>
違い	<p>市内全ての地域包括支援センターのとりまとめ・後方支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>各センターの困難事例等について、行政内、関連機関との調整等を行う</u> 	<p>担当する圏域において、地域内に暮らす地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の相談などは各圏域のセンターが受け持つ

基幹型センターの業務

基幹型センター

●設置目的

各センターのとりまとめ、後方支援を行う機能

① 市内全域を担当し以下の機能を持つ

- 解決困難事例等の後方支援機能
- 行政内部と各センターとの連携調整機能
- 虐待事案の調整機能
- 成年後見制度における中核機能
- 介護保険事業者や関係機関とのネットワーク機能
- 各センターの全体調整機能
- 市民啓発機能
- 地域ケア会議における全体調整、後方支援機能
- 各種研修等実施による人材育成機能

② 年間計画の策定支援機能

- 業務評価等を通じた、各センター間の調整・スキルアップ機能

③ その他

- 認知症初期集中支援チーム

圏域センター

●設置目的

各圏域内の地域住民の支援を行う業務

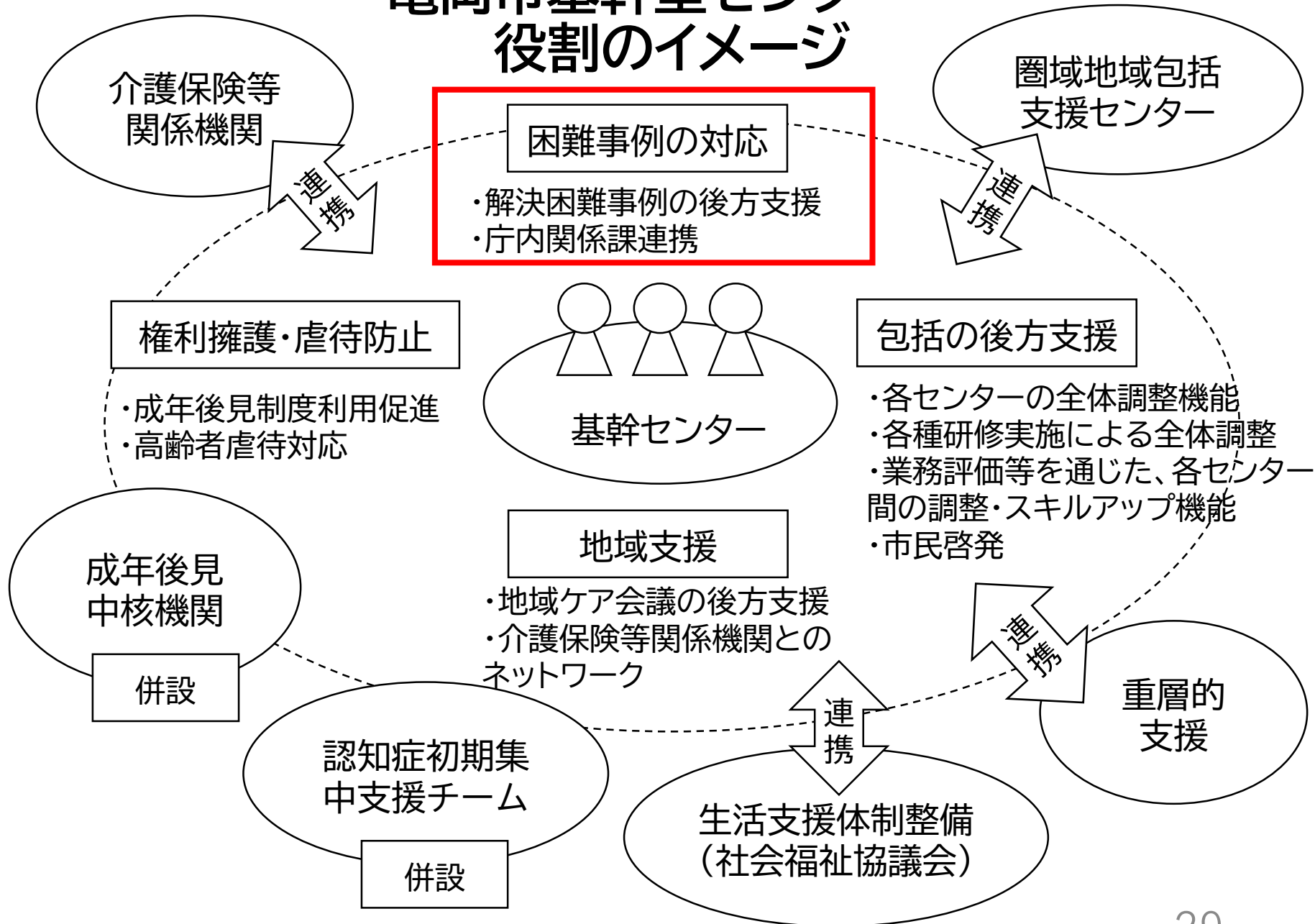
① 担当圏域における4業務

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- 介護予防ケアマネジメント業務

② 市の示す方針に基づいた担当圏域における年間活動計画の策定

③ 指定介護予防支援事業 (要支援者プラン作成)

亀岡市基幹型センター 役割のイメージ



高齢福祉課の職員配置(現在)

係名	職種	人数	業務
地域包括 ケア推進係 →基幹機能 を有した係	係長(社会福祉士)	1人	地域包括支援センターに関すること 生活支援体制整備事業 成年後見制度中核機関 成年後見制度利用支援事業 など
	保健師	1人	
	事務員	2人	
	多機関連携支援員 (社会福祉士) ※会計年度任用職員	1人	
高齢者支援 係	副課長	1人	認知症に関すること 高齢者虐待 など
	保健師	1人	
	事務員	2人	

基幹型センターの職員配置(案)

係名	職種	人数	業務
地域包括 ケア推進係	係長(社会福祉士等)	1人	地域包括支援センターに関する こと 生活支援体制整備事業 成年後見制度中核機関 成年後見制度利用支援事 業 など
	保健師	1人	
	事務員	2人	
	多機関連携支援員 (社会福祉士) ※会計年度任用職員	1人	
高齢者支援 係	副課長	1人	認知症に関すること 高齢者虐待 など
	保健師	1人	
	事務員	2人	

2係で
連携

地域包括支援センターのあり方見直し時期(案)

2022(R4)

2024(R6)

2027(R9)

第8期

第9期

第10期

生活支援係

基幹機能を
有した係

基幹型
センター

今ここ



連携

地域包括支援
センター

7カ所

地域包括支援
センター

7カ所

地域包括支援
センター

役割見直し

亀岡市地域包括支援センター
運営方針
(第9期 令和8年度 版)

令和8年4月
亀岡市

目 次

- 1 運営方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - 2 運営方針運用期間
 - 3 地域包括支援センター設置の目的
 - 4 設置主体
 - 5 組織・運営体制
 - 6 基本的な運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
 - 7 第9期計画で重点的に取り組む事項・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - 8 包括センターの行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
 - 9 業務方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- * その他

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の4第7第1項の規定に基づき、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念を明確にし、併せ第9期亀岡市介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで：以下「第9期計画」という。）で示す目標の実現のため、亀岡市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ策定します。

2 運営方針運用期間

本運営方針の運用期間は、第9期計画の内、下記期間とします。
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、法第115条の46第1号に示す「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助」、「地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進の包括的な支援」並びに地域包括ケアシステムの構築を目的として設置します。

4 設置主体

設置主体である亀岡市は、地域包括支援センターの事業運営に適切に関与します。

5 組織・運営体制

（日常生活圏域図）

（1）亀岡市地域包括支援センターの配置圏域

住民が日常生活を営んでいる地域を地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付などの対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、7つの日常生活圏域に7つの亀岡市地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）を配置します。

また、今後より多様化、複雑化するニーズに対応するため、センターを統括する基幹型センターについて第9期亀岡市介護保険事業計画期間中に設置準備を行います。



(日常生活圏域及び包括センターと名称)

圏域名	高齢者人口 (R8.1.1 現在)	町名・地区名	包括名称
亀岡	5,708 人	亀岡地区	亀岡地域包括支援センター
南部	2,112 人	東別院・西別院・曾我部	南部地域包括支援センター
中部	5,496 人	吉川・稗田野・大井・千代川	中部地域包括支援センター
西部	2,130 人	本梅・畑野・宮前・東本梅	西部地域包括支援センター
川東	2,347 人	馬路・旭・千歳・河原林・保津	川東地域包括支援センター
篠	5,381 人	篠	篠地域包括支援センター
つつじヶ丘	4,152 人	東つつじヶ丘・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘	つつじヶ丘地域包括支援センター

(2) 包括センターの人員配置

「亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例」に基づき、下表の人員配置基準のとおり人員を配置します。

(人員配置基準)

職種		第一号被保険者数 3,000人以上	第一号被保険者数 3,000人未満
専門 職種	主任介護支援専門員等	常勤専従1人	1.5人 ※社会福祉士等・主任介護支援専門員等を合わせて常勤換算1.5人以上
	社会福祉士等	常勤専従1人	
	保健師等	常勤専従1人	常勤専従1人
機能強化職員 (上記専門職種もしくは介護支援専門員)		常勤換算1人	常勤換算1人
備考		全4人配置	全3.5人配置

※3職種の配置を目指し、それぞれに準ずる者を配置している場合はその解消に努める。

6 基本的な運営方針

(1) 包括センター職員の行動指針

包括センター職員は、常に自己研鑽に努めることで、人権と尊厳を保持し、対象者に対し常に適切な社会保障を行います。

(2) 地域包括ケアシステムの深化

亀岡市では、第9期計画において、「住んでよかった亀岡、高齢になっても楽しい亀岡」を基本理念とし、高齢者一人ひとりが、生きがいや役割を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちを目指しています。また、このようなまちに住む高齢者の多くが「自分は健康である（主観的健康感）」と感じることを目指しています。

今後より一層の高齢化と生産年齢人口の減少が見込まれる令和22（2040）年を見据えて、高齢者施策の実施と、中長期的な地域ごとの人口動態や、個人が抱える複合的かつ複雑な市民ニーズに応えることができるよう、包括的な支援体制をより強固にすることが求められています。このような背景から、包括センターは、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組みます。

(3) 運営における基本となる視点

ア 「規範的統合」の視点

包括センターは、亀岡市における地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、多様な価値観や文化などを共有することができる土壌づくりに取り組めます。

イ 「協働性」の視点

包括センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、業務の基本的な理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として業務を行います。

また、地域の保健、医療、福祉の専門職やボランティア、NPO、民生児童委員等の関係者との連携・協働の支援体制を構築します。

ウ 「地域性」の視点

包括センターは、地域のサービス提供体制を支える中核として、各地域の特性や実情をふまえ柔軟に事業運営を行います。

また、地域ケア会議等を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱え

る課題を把握し、センターとして地域における関係機関とともに積極的に取り組みます。

エ 「公益性」の視点

包括センターの運営費用は、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていることを十分に認識し、公正で中立な事業運営を行います。

7 第9期計画で重点的に取り組む事項

(1) 総合相談支援の充実

包括センターが市民にとってより身近な相談窓口となるために、地域のサロンや行事等に積極的に参加するなど様々な媒体を通じての広報を行い、誰もが困った時に相談できる場所として世代を越えて周知を図ります。併せて、包括センター以外の場所でも相談を受け付けることができる仕組みを作ります。

また、相談者の属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止め、「地域包括支援センター運営マニュアル」※1の「総合相談のプロセス」に基づき、支援を行います。支援については、適切な関係機関と連携を図りながら行います。

※1 一般社団法人 長寿社会開発センター発行

○評価指標

指標	目標
包括センターの出張相談※2実施回数	1 包括センター年6回以上

※2 出張相談は、包括センターの所在地以外で行う相談（店舗等で行う出張相談、サロンや地域行事で相談窓口を設置して行う相談など）を表す。

(2) 地域課題の把握と連携の強化

総合相談、地域情報、関係機関からの情報提供、地域ケア推進会議の開催、生活支援コーディネーターとの情報交流等を通じて、地域課題を把握し、地域ネットワークの構築を進めます。

また、明らかになった地域課題については、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的サービスのほか、民間企業、協同組合、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の事業主体等といった地域における関係機関と連携し、検討を行います。

○評価指標

指標	目標
高齢者生活状況調査件数	7 包括センター年間30件以上
生活支援コーディネーターとの連携回数	1 包括センター年1回以上
地域ケア推進会議の開催	1 包括センター年1回以上

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域住民等によるインフォーマルな活動と介護保険等の公的なサービスの連携、医療と介護の連携により、高齢者が住み慣れた地域の中で、本人の希望と選択に基づいて必要なサービス・支援が受けられる体制を構築します。

また、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、ひとり親家庭、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーやこれらが複合したケースなどに対応するため、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野とのネットワーク構築を目指します。

○評価指標

指標	目標
地域ケア個別会議の開催	年7回以上
他分野の支援者が参加する研修への参加	1包括センター年2回

8 包括センターの行う業務

(1) 総合相談支援業務

ア 地域におけるネットワークの構築

介護サービス事業者、医療機関、民生児童委員、ボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

また、複合的な課題を抱えたケースに対応するため、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野とのネットワーク構築を目指します。

イ 実態把握

様々な関係機関との連携、高齢者世帯への戸別訪問（高齢者生活状況調査への協力）、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。

ウ 総合相談支援

「7 第9期計画で重点的に取り組む事項 (1) 総合相談支援の充実」に記載している内容で実施します。

エ 相談事例の報告

相談事例については、分類方法を市と共有し、相談件数や相談内容を記録に残し、毎月市に報告します。

また、包括センターにおいて受けた相談事例の終結については、市と協議の上、定めた「相談事例の終結条件」を基に、適切な進捗管理を行います。

(2) 権利擁護業務

権利擁護とは、

介護保険法第1条（目的）に掲げられる個人の尊厳や基本的人権をはじめとする個人の権利を守る取組。また、権利が侵害されている場合には速やかに権利が回復されるよう擁護すること。権利擁護業務は本人の主体的な権利行使に向けた支援といえます。個人の権利が他者から侵害されることを未然に防ぎ、年齢や障害の有無等にかかわらず尊厳と人権が尊重され、高齢者が安心した生活ができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の主体的な権利行使に向けた支援を指します。

ア 高齢者虐待の予防活動

高齢者虐待に対しては予防的取組として、啓発活動を行います。

イ 高齢者虐待の早期発見、早期介入

包括センターは、市の発行する亀岡市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図ります。また、被虐待者及び養護者を支援します。

ウ 人権侵害事象への対応

包括センターは、人権侵害事象の発見、相談への対応を行います。

また、前記事象があった場合、亀岡市へ報告を行うと共に、当該事象の解消に向けて市と連携し取り組むこととします。

エ 成年後見制度の利用支援

包括センターは、成年後見制度の利用を求める者又は必要とする者の相談等に関係機関や団体の紹介や亀岡市成年後見制度中核機関と適宜連携し、適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行います。

オ 消費者被害への相談支援

包括センターは、消費者被害から高齢者を守るため、民生委員児童委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会が多い関係者から情報を収集し、その共有に努めます。

また、高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題の解決にあたります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

(ア) 生活支援体制整備事業の推進に当たり、各圏域におけるニーズや社会資源の把握及び課題の整理を、民生委員との定期的な懇談や高齢者訪問調査及び第1層及び第2層生活支援コーディネーター等との連携の中で実施します。

また、明らかになった地域課題については、生活支援コーディネーターと連携し、地域における関係者と検討を行います。

(イ) 地域における関係機関・関係者（介護保険事業所・医療機関・民生児童委員等）のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理を行い、相談内容に応じて速やかに連携を図ることができる体制を整えます。

イ 介護支援専門員への支援

包括センターの主任介護支援専門員は、依頼に応じて居宅介護事業所が設定する事例検討の場に参加し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが提供した事例について、重度化防止、自立に向けた支援計画になっているかを確認し、ケアマネジャーに必要な応じた指導を行います。

また、居宅介護支援事業者の主任介護支援専門員に対し、事例検討会のコーディネートに係る助言を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 介護予防ニーズの把握

総合相談や介護予防ケアマネジメント、高齢者生活状況調査等を活用し、得られた情報から総合的に介護予防ニーズの実態を把握し、地域課題の分析を行います。

イ 介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、要支援者の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行い、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源の活用を支援します。

(5) 認知症高齢者及び家族への支援

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決し、在宅生活を支えるために、認知症初期集中支援チームや関係機関と連携・協力し、早期からの支援を行います。併せて、認知症相談事業等を行っている関係機関、関係団体や医療機関等との連携・協力体制を構築し、継続的な支援を行います。

また、キャラバンメイトの資格を有する包括センター職員を中心に、市内小学校での認知症サポーター養成講座をはじめ、積極的に地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を実施します。認知症サポーター養成講座を活用し、包括センターの活動や役割、市が進める認知症施策の広報を行います。

(6) 地域ケア会議の開催

包括センターの主任介護支援専門員が中心となり、個別のケースについて医療・介護・福祉の多職種がその専門性を活かし、ICFの概念に基づく事例検討を行い、適切なケアプランを検討する「地域ケア個別会議」を企画・開催します。

また、自治会、民生児童委員、NPO、ボランティアなどが参加した「地域ケア推進会議」について、生活支援コーディネーターと協働し、センターごとに企画・開催します。

(7) 在宅医療・介護連携推進事業への参画

本市で行っている、医療・介護・福祉連携推進会議においては、推進会議の求めに応じ必要な人材を会議に参加させることとします。

(8) 生活支援体制整備事業への参画

生活支援コーディネーターと協働し、住民主体による「支え合い・助け合い」の仕組みづくりの支援・推進に努めます。

- ア 包括センターにおいて把握した地域資源や地域課題等について、生活支援コーディネーターと情報共有を図ります。また、生活支援コーディネーターによって作成された「地域カルテ」等を活用し、地域住民への資源等の情報発信を行います。
- イ 生活支援体制整備事業における、各種関係機関が集う協議に積極的に参加することで、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへの支援・協力を行います。

(9) 介護サービス情報公表制度の利活用

包括センターは、地域住民が地域の相談窓口や生活のサービスを把握し活用出来るよう、その業務内容や独自の取組を積極的に発信します。

9 業務推進の方針

(1) 共通事項

ア 活動計画の策定と事業評価

(ア) 活動計画の策定

包括センターは、活動計画を下記手順で策定し、令和8年5月1日までに亀岡市へ提出します。

- a 包括センター職員全員参加による会議（以下：チーム会議という）の開催
- b 第9期計画、本年度「運営方針（本方針）」の読み込み
- c 包括センター活動計画の策定
- d 亀岡市へ活動計画の提出
- e 市は令和8年6月中にヒアリングを実施

(イ) 事業評価

a 上半期（4月から9月末日）評価方法

- (a) 10月初旬にチーム会議を実施、上半期（4月から9月30日まで）の活動について計画書に基づき自己点検を実施
- (b) 前期活動報告書を作成し亀岡市に提出
（提出期限 令和8年10月23日）
- (c) 市は令和8年11月中にヒアリングを行い、包括センターは必要に応じ後期に向けた改善計画を策定・市に提出

b 年間業務（令和9年3月31日）評価方法

- (a) 令和9年4月下旬にチーム会議を実施、年間活動について計画書及び前期活動報告に基づき自己点検を実施
- (b) 年間活動報告書を作成し亀岡市に提出
（提出期限 令和9年5月6日）
- (c) 市は令和9年6月中に、翌年度活動計画と併せヒアリングを実施

イ 職員の資質の向上

(ア) 包括センターは、前年度末に市が提示した、亀岡市地域包括支援センター研修（福祉・地域ケア・人権に対する研修等を含む）に参加します。

(イ) 包括センター職員は、性、性的志向、性自認、年齢、出自、国籍、職業などによる差別や他者の権利を脅かすことがないよう行動します。

特に最近増加傾向のある外国人や刑務所を出所した人の支援、インターネットを通じた人権侵害など新たな人権課題についても理解を深めます。

また、自らも個人として尊重され、権利の主体であることを自覚し、それ

らに反する自らに関わる問題について気付き、必要な対応を行います。

(ウ) 管理者は、市が開催する月1度の管理者会議に出席し、包括センターの情報共有及び行政との意見交換を行います。また、包括センターでは管理者会議の後、包括センター会議を行い、包括センター全職員との情報共有を行います。

ウ 個人情報の保護

(ア) 個人情報の取扱いについては、亀岡市個人情報保護条例に基づきます。

(イ) 個人情報保護管理者を設置します。

(ウ) 高齢者の総合相談窓口として、利用者が安心して相談できるように可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族の個人情報を守る為の配慮を行います。

エ 苦情対応

包括センターが苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告を行います。

* その他

一般財団法人 長寿社会開発センターの発行する「地域包括支援センター運営マニュアル」を参考に業務に取り組みます

資料6

地域包括支援センターの職員配置について

地域包括支援センターの人員確保が困難になっている状況を踏まえ、国から発出されている「地域包括支援センターの設置運営について」に定められている「職員の配置等」に基づいて緩和措置をとっている。

【緩和の内容】

センターに置くべき職員において、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができる。

※令和6年4月1日に介護保険法施行規則が改正され、今まで運用のみだったが正式に法律に記載された。

【常勤換算を認める場合の条件（亀岡市）】

- ①地域包括支援センターにおける常勤職員を配置することが著しく困難な場合であること。
- ②常勤換算を実施するにあたり、高齢福祉課地域包括ケア推進係と事前協議を行うこと。
- ③地域包括支援センター運営協議会において、常勤換算方法に基づき、地域包括支援センター職員を配置することを報告すること。

<常勤換算方法の計算の参考例>

$$\begin{aligned} & \text{(ア) 非常勤職員の合計労働時間} \div \text{(イ) 常勤職員の1か月の労働時間} \\ & \hspace{15em} = \text{(ウ) 常勤換算人数} \end{aligned}$$

(ア) 非常勤職員の合計労働時間

非常勤Aが週16時間、Bが週24時間働く場合、1か月の労働時間はそれぞれ64時間（16時間×4週）、96時間（24時間×4週）の合計で160時間

(イ) 常勤職員の1か月の労働時間

当該地域包括支援センターにおいて常勤職員が勤務すべき1週間の労働時間が40時間の場合、1か月の労働時間は160時間（40時間×4週）

(ウ) 常勤換算人数

常勤換算人数 160時間÷160時間=1.0人

亀岡市地域包括支援センター職員一覧

令和8年1月31日時点

包括圏域	町名・地区名	名称	65歳以上高齢者人口 R7.4.1時点	配置基準	3職種常勤状態			計
亀岡	亀岡地区	亀岡地域包括支援センター	5,620人	専門職3	保健師（看護師）	社会福祉士	主任介護支援専門員	3
					1	1	1	
南部	東別院町・西別院町・曾我部町	南部地域包括支援センター	2,126人	専門職2.5	保健師（看護師）	社会福祉士	主任介護支援専門員	2
					1	0	1	
中部	禰田野町・吉川町・大井町・千代川町	中部地域包括支援センター	5,355人	専門職3	保健師（看護師）	社会福祉士	主任介護支援専門員	3
					1	1	1	
西部	畑野町・本梅町・宮前町・東本梅町	西部地域包括支援センター	2,084人	専門職2.5	保健師（看護師）	社会福祉士	主任介護支援専門員	2.5
					1	0.5	1	
川東	旭町・馬路町・千歳町・河原林町・保津町	川東地域包括支援センター	2,432人	専門職2.5	保健師（看護師）	社会福祉士	主任介護支援専門員	2.5
					1	1	0.25+0.25	
篠	篠町	篠地域包括支援センター	5,402人	専門職3	保健師（看護師）	社会福祉士	主任介護支援専門員	3
					1	1	1	
つつじヶ丘	東つつじヶ丘・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘	つつじヶ丘地域包括支援センター	3,894人	専門職3	保健師（看護師）	社会福祉士	主任介護支援専門員	3
					1	1	1	

老計発第1018001号

老振発第1018001号

老老発第1018001号

平成18年10月18日

一部改正：平成19年1月16日

一部改正：平成24年3月30日

一部改正：平成25年3月29日

一部改正：平成28年1月19日

一部改正：平成30年5月10日

一部改正：令和6年8月5日

一部改正：令和7年7月17日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

振興課長

老人保健課長

地域包括支援センターの設置運営について

地域包括支援センターの設置運営については、これまでも各種会議などにおいてお示ししてきたところであるが、今般、地域包括支援センターの設置運営について、下記のとおり取りまとめられたところであるので、御了知の上、管内各市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言に該当するものである。

記

1 用語の定義

この通知における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ① 総合事業 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。
- ② 第1号訪問事業 総合事業のうち法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- ③ 第1号通所事業 総合事業のうち法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- ④ 第1号生活支援事業 総合事業のうち法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業をいう。
- ⑤ 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- ⑥ 総合相談支援事業 法第115条の45第2項第1号に定める事業をいう。
- ⑦ 権利擁護事業 法第115条の45第2項第2号に定める事業をいう。
- ⑧ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 法第115条の45第2項第3号に定める事業をいう。
- ⑨ 在宅医療・介護連携推進事業 法第115条の45第2項第4号に定める事業をいう。
- ⑩ 生活支援体制整備事業 法第115条の45第2項第5号に定める事業をいう。
- ⑪ 認知症総合支援事業 法第115条の45第2項第6号に定める事業をいう。
- ⑫ 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう（具体的には、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）及び⑥から⑪までに掲げる事業をいう。）。
- ⑬ 包括的支援事業等 包括的支援事業及び介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の64に定める事業をいう。
- ⑭ 地域ケア会議 法第115条の48第1項に規定する会議をいう。
- ⑮ 運営協議会 施行規則第140条の66第1項第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。
- ⑯ 従前相当サービス 第1号訪問事業及び第1号通所事業（以下「第1号訪問事業等」という。）であって、施行規則第140条の63の6第1号の基準に従い指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。）が行うものをいう。
- ⑰ サービス・活動A 第1号訪問事業等であって、施行規則第140条の63の6第2号の基準に従い指定事業者が行うもの（当該基準を踏まえ、市町村が直接又は委託により実施するものを含む。）
- ⑱ サービス・活動B 第1号訪問事業等であって、施行規則第140条の62の3第1

項第2号の規定に基づき、補助その他の支援を通じて地域の人材や社会資源の活用を図るもの（サービス・活動Dに該当するものを除く。）をいう。

⑱ サービス・活動C 第1号訪問事業等であって、高齢者の目標の達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防及び自立支援の効果が増大すると認められる者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるものであって、市町村が直接又は委託により実施するものをいう。

⑳ サービス・活動D 第1号訪問事業であって、施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、補助その他の支援を通じて地域の人材や社会資源の活用を図るものであって、移動支援や移送前後の生活支援のみを行うものをいう。

2 設置

(1) 設置の目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである（法第115条の46第1項）。

(2) 設置者

センターの設置者は次のいずれかとする。

① 市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）

② 市町村から包括的支援事業の実施の委託を受けた者（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業のみの委託を受けた者を除く。）であって、あらかじめ市町村に届け出たもの

なお、当該委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、地方自治法に基づく一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている（施行規則第140条の67）。

(3) 設置形態等による類型

センターは、設置主体等により次のとおり分類される。

① 設置主体による分類

ア 直営型センター

市町村が設置者となり直接運営するセンターをいう。

イ 委託型センター

市町村から包括的支援事業の実施の委託を受けた者（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業のみの委託を受けた者を除く。）が設置者となり運営するセンターをいう。

② 運営の目的による分類

ア 基幹型センター

地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンターをいう。

イ 機能強化型センター

権利擁護事業や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンターをいう。

なお、基幹型センター及び機能強化型センターの担当する区域については、他のセンターの後方支援等を実施する観点から、他のセンターの担当区域と重複しても差し支えない。また、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、基幹型センター等が直接事務を担当していなくても、当該業務について他のセンターの指導等後方支援を行っている場合であれば、個々の業務の指定又は委託を受けていなくても差し支えない。

③ センターの支所等

ア サブセンター

同一の設置者により置かれる複数の事務所において一体的にセンターとしての運営を行うものとして、施行規則第140条の65に基づくセンターの設置の届出において、統括機能を有する事務所（以下「本所」という。）の他に従たる事務所（以下「支所」という。）に関する内容を届け出たものをいう。

この場合のセンターの人員配置基準の取扱いについては、本所及び支所で従事する職員と設置者との間に雇用関係があることを前提として、それぞれの事務所ごとにではなく、本所及び支所の全体で満たすことで足りるものとする。

イ 総合相談支援事業の一部委託を受けた事業所

センターの設置者から、地域のネットワーク機能を活用した地域住民のアクセス機会の向上等を目的に、総合相談支援事業の一部について委託を受けた事業所をいう。

この場合のセンターの人員配置基準の取扱いについては、当該事業所において総合相談支援事業に従事する職員は必ずしも6(1)に定める保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等であることを要件とはしないが、当該職員がこれらに該当する場合にはセンターの職員として取り扱って差し支えないものとする。また、センターから当該事業所に支払われる委託料は、センターの運営

費として取り扱うものとする。

ウ ブランチ

センターが、包括的支援事業等に一体的に取り組むことを前提として置く、地域の住民に身近なところで相談を受け付けセンターにつなぐための窓口（ブランチ）をいう。

この場合のセンターの人員配置基準の取扱いについては、ブランチの職員をセンターの職員としてみなすことはできないものとする。なお、センターの運営費の一部をブランチに対する協力費として支出することは可能である。

3 市町村の責務

(1) 設置

市町村は、設置の目的を達成するため、以下の①から④を踏まえながら、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

① 適切な人員体制の確保

センターの運営に当たっては、地域における高齢化の状況（要介護・要支援者の増加等）、相談件数の増加、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、センターの専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行えるよう、適切な人員体制を確保する必要がある。

センターの運営に要する費用の上限額については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の13第7項において、高齢者の人口規模や増加等に応じてセンターの体制整備を行うことができるよう定められており、この枠組みも活用しながらセンターの業務量と役割に応じた適切な人員体制を確保すること。

また、センターの機能の更なる充実と業務負担軽減の推進を図る観点から、法第115条の46第4項において、センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、同条第9項において、市町村は、定期的にセンターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされている。評価の実施については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（平成30年7月4日老振発0704第1号老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に定める指標（以下「別に定める指標」という。）を全国で統一して用いることとしており、人員体制や業務への対応等に関する必要な改善措置の検討に当たっては、本評価の結果を踏まえて、適切な対応を行うこと。

② センターの運営方針

センターの設置者については、2のとおり、市町村又は包括的支援事業の実施

の委託を受けた者のいずれかとされており、直営型センター又は委託型センターのいずれにおいても、公平・中立な立場から市町村施策との一体性を保ちながら運営していくことが求められる。

このため、市町村は、包括的支援事業の実施の方針（以下「センターの運営方針」という。）を示した上で当該事業の委託を行うこととされており、委託型センターが行うセンターの運営方針については、次のアからケまでに掲げる内容を勘案し、定めることとされている（法第115条の47第1項、施行規則第140条の67の2）。

ア 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針

- (例)・住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応
- ・生涯現役のまちづくりを目指した介護予防の推進
 - ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり
 - ・地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制におけるセンターの位置づけや役割

イ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- (例)・認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認
- ・社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握

ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

- (例)・住民や高齢者を含め地域の関係者を集めて、地域ケア会議で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップの開催
- ・医療・介護等の多職種が集まる研修会への参加を促進

エ 第1号介護予防支援事業の実施方針

- (例)・高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った目標志向型のマネジメントの推進
- ・高齢者の選択肢の拡大に資する総合事業の従前相当サービス及び多様なサービス・活動（サービス・活動A、サービス・活動B、サービス・活動C及びサービス・活動Dをいう。）の利用対象者像の提示
 - ・第1号介護予防支援事業の実施を通じた成果目標（75歳以上高齢者の年齢区分ごとの認定率、社会参加の状況等）

オ 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針

- (例)・介護支援専門員からの個別相談を受ける体制の確保（窓口の設置等）
- ・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催
 - ・地域の住民、介護事業者、医療機関等、地域の主体全体を対象とした

適切なケアマネジメントのために必要な働きかけ

カ 地域ケア会議の運営方針

- (例)・効果的な地域ケア会議に向けたセンターと市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の提出方法
- ・センターが実施する地域ケア個別会議の目標

キ 市町村との連携方針

- (例)・市町村とセンターの連携のための連絡会議を定期開催

ク 公正・中立性確保のための方針

- (例)・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録
- ・運営協議会への報告、説明等への協力

ケ その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

センターの運営方針の策定に当たっては、市町村とセンターがそれぞれの役割を理解しながら一体的な運営を行うことができるよう、センターの担当区域の状況、センターに求められる役割、法第115条の46第9項に基づく評価の結果等を踏まえ、具体的な活動目標、成果目標、業務内容等を設定すること。

なお、市町村とセンターが協働してセンターの運営方針を策定していくなど工夫を行うことで、当該方針に対するセンターの理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられる。

また、直営型センターの場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様にセンターの運営方針を定めることが望ましい。

③ 総合相談支援事業の一部委託

センターの設置者は、あらかじめ運営協議会の意見を聞いた上で、市町村に届出を行うことにより、総合相談支援事業の一部を、指定居宅介護支援事業者のほか、総合相談支援事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センターの設置者、一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるもの（センターの設置者を除く。）に委託することができる（法第115条の47第4項、施行規則第140条の68の2）。

総合相談支援事業の一部委託を受けた者についても、センターの業務との一体性を確保し、公平・中立な立場から運営していくことが求められることから、委託型センターの設置者から総合相談支援事業の一部委託を受けた者は、②のセンターの運営方針に従って、また、直営型センターの設置者から総合相談支援事業の一部委託を受けた者は、②のアからウまで及びキからクまでに掲げる内容を勘案し市町村が定める方針（以下「総合相談支援事業の一部委託方針」という。）に

従って、当該事業を実施することとされている（法第 115 条の 47 第 4 項、施行規則第 140 条の 68 の 4）。

市町村は、総合相談支援事業の一部委託を行う場合において、センターが行う包括的支援事業の質が確保されるよう、総合相談支援事業の委託業務の範囲、センターと総合相談支援事業の一部委託を受けた者との役割分担及び連携方法、センターによる支援の内容等について、運営協議会やセンターの設置者等の意見も踏まえつつ、適切にセンターの運営方針及び総合相談支援事業の一部委託方針（以下「センターの運営方針等」という。）に定めること。

④ センター間における役割分担と連携の強化

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。

例えば、

- ・ 地域のセンターに対する後方支援機能の強化の観点から基幹型センター及び機能強化型センターを設置する
- ・ 複数のセンターが相互に補完し合いながら、それぞれがセンター機能を最大限に発揮するため、6(2)に掲げる規定を活用し一体的に運営する
- ・ センター間で情報共有の迅速化を図るとともに適切な連携を確保するため、ICTを活用する

など、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

なお、市町村に専門職を配置し基幹型センターと同様の機能を確保することや、専門機関等との連携により当該機関に機能強化型センターと同様の機能を担わせることもセンター全体の質の向上のため有効である。この場合において、当該市町村及び専門機関等がセンターの人員配置基準を満たさない場合、センターとはみなされないが、6(2)に掲げる規定を活用し複数センターと一体的に運営する場合は、当該複数センター全体で人員配置基準を満たすことにより、当該市町村等もセンターとして運営することができる。

⑤ 効果的なセンター運営の継続

ア 自己評価と市町村の定期的な評価

3(1)①に記載のとおり、センターの機能の更なる充実と業務負担軽減の推進を図る観点から、センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、市町村は、定期的にセンターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされている（法第 115 条の 46 第 4 項、第 9 項）。

評価の実施については、別に定める指標を全国で統一して用いることとしており、市町村は、運営協議会と連携しつつ、センターの運営方針等を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等について、評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。また、その際、センターの業務の重点化・効率化の観点から、現在の業務や今後対応すべき課題について、内容の緊急度や重要性の観点から対応の優先順位を付け、これを市町村とセンターの間で共有することが重要である。

なお、別に定める指標は、これを踏まえて市町村が評価の基準を作成するために示すものであり、当該指標の他に市町村が別途定めた指標を評価の基準とすることを妨げるものではない。

イ センター情報の公表

センターは、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、センターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解が促進されることから、市町村はセンターの事業内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることとされている（法第115条の46第10項）。

公表する内容については、名称及び所在地、委託型センターの設置者の法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容及び活動実績並びに市町村が必要と認める事項（センターの特色等）とされており（施行規則第140条の66の3）、市町村においては、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムも活用しながら、積極的にセンターの情報を地域住民等に向けて公表するよう努めること。

(2) 役割

センターを市町村が設置する場合と包括的支援事業の実施の委託を市町村から受けた者が設置する場合のいずれの場合においても、市町村は、その設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならない。

センターに対する具体的な市町村の関与のあり方については、地域の実情を踏まえて市町村において判断されることとなる。例えば、センターの体制整備、センターの設置・変更・廃止やセンター業務の法人への委託の可否及び方針の決定、毎年度の事業計画や収支予算、収支決算などセンターの運営に関する事項の確認などについては、センター設置の責任主体として確実に行わなければならない。

その際、運営協議会の意見を踏まえた上で、設置の可否やセンターの担当圏域

設定などの最終的な決定は、市町村が行うものである。

(3) 設置区域

センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとする。

4 事業内容

(1) 包括的支援事業

センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として設置されるものであり、センターの運営に当たっては、それぞれの事業の有する機能の連携が重要であることから、市町村が、センターの設置者に包括的支援事業の実施を委託する場合は、次に掲げる全ての事業を一括して委託しなければならないこととされている（法第 115 条の 47 第 2 項）。

- ① 第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）
- ② 総合相談支援事業
- ③ 権利擁護事業
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

このほか、包括的支援事業のうち在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業をセンターの設置者に委託することが可能であり（法第 115 条の 47 第 1 項）、また、センターの設置者以外の実施主体にこれらの事業を委託する際は、センターと当該事業主体との間で緊密に連携・調整できる体制を確保することが必要である。

（具体的な事業内容について）

① 第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）について

第 1 号介護予防支援事業は、次のアからウまでに掲げる被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業、第 1 号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業である（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）。

ア 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）

イ 施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）に定める基準（以下「基本チェックリスト」とい

う。)に該当する第1号被保険者(以下「事業対象者」という。)

ウ 居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に総合事業(従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く。)を利用する者(以下「継続利用要介護者」という。)

このうち、イ及びウに掲げる被保険者に対して行われる第1号介護予防支援事業は、総合事業であるとともに包括的支援事業として実施され、特にまた、①の者に対して行われる第1号介護予防支援事業は総合事業として実施される((5)①を参照のこと)。

このため、本事業は、後述する(5)の①に掲げる、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る。)と一体的に実施されるものであり、両事業に要する費用については、全て総合事業として一体的に賄われるものとし、具体的な実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「介護予防ケアマネジメント等通知」という。)を参考とすること。

なお、本事業の一部について、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)と同様に、指定居宅介護支援事業所に委託を行うことも差し支えない。この際、委託に当たっては法第115条の47第5項の規定を参考に適切に行うこと。

また、本事業の実施については、以下の点に留意すること。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。
- ・ 利用者に対し、複数の第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業の実施者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。
- ・ 第1号介護予防支援事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める必要があること。
- ・ サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。
- ・ 第1号訪問事業等の実施者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。
- ・ 従前相当サービスの利用者に対しては、第1号事業費支給日の確定等のため、本事業による支援により利用者ごとに作成される計画を作成する必要があるが、従前相当サービス以外の総合事業の利用者については、当該利用者に対し必要な援助を行っていると思われる場合は、当該計画を作成すること及び当該計画の作

成に当たり介護予防サービス計画と同様の手順を経ることは必ずしも必要ではないこと。

② 総合相談支援事業について

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである（法第115条の45第2項第1号）。

本事業の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

地域における高齢者の在宅生活を支えるためには、高齢者本人のみならず、本事業の実施を通じて介護を行う家族等（以下「家族介護者」という。）に対する支援を行うことも重要であり、ヤングケアラーを含めた家族介護者への具体的な支援に当たっては、「地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援に関する研修カリキュラム及び家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアルについて（周知）」（令和5年6月5日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）等により周知しているので参考にされたい。

また、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、センターを含む相談支援を担う事業者は、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことが努力義務とされている（社会福祉法（平成26年法律第45号）第106条の2）。

これらを踏まえ、総合相談支援事業の実施にあたっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援に当たること。

なお、本事業を通じて構築した地域のネットワークを活用し、地域の高齢者のアクセス機会の向上を図る観点から、センターの設置者は、総合相談支援事業の一部委託を行うことが可能である。この一部委託により総合相談支援事業の質が低下することのないよう、本事業の一部委託を受ける者が対応すべき相談の範囲について、例えば、一般的な問い合わせ、相談者の意思で主訴への対応が可能だと判断される相談等の必ずしもセンターの専門職による対応が必要でない場合に限ることや、専門的・継続的な関与が必要とされる相談や緊急対応が必要だと判断される相談を本事業の一部委託を受ける者が受けた場合のセンターとの連携方法等について、あらかじめセンターの運営方針等において定めることが必要である。

③ 権利擁護事業について

権利擁護事業は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に

問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）。

本事業の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業について

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、第 1 号介護予防支援事業、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援、居宅サービス計画及び施設サービス計画、介護予防サービス計画の検証等を行うものである（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）。この介護予防サービス計画の検証等の具体的な手法等については、別に通知するので参考にされたい。

本事業の内容としては、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。

また、センターと指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者とが、地域の高齢者の自立支援・介護予防に資する援助を一体的に行うことができるよう、市町村長は、本事業の適切な実施のために介護予防サービス計画の実施状況等の情報提供を求めることができること、センターは指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者の求めに応じて助言を行うこととしている（法第 115 条の 30 の 2）。

なお、高齢者の自立支援・介護予防を推進するためには、地域においてケアマネジメントが適切に実施される必要がある。そのためには、介護支援専門員への直接的な支援のみならず、住民や介護事業者など、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのための啓発等の働きかけが重要である。ケアマネジメント支援の具体的な手法については、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務におけるケアマネジメント支援の具体的な手法について」（平成 30 年 7 月 4 日老振発 0704 第 2 号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考に行うこと。

また、医療と介護の連携の観点から、例えば、居宅介護支援の利用がなかった入院中の高齢者が退院後の介護サービスを必要としている場合、医療機関からの連絡を受け、適切に居宅介護支援事業所に結びつけることができるよう、あらかじめ地域の職能団体や医療機関等との間で協議をしておくこと。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である（法第 115 条の 46 第 7 項）。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①センター単位のネットワーク、②市町村単位のネットワーク、③市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する必要がある。

(3) 地域ケア会議の実施

市町村は、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下、「関係者等」という。）により構成される地域ケア会議の設置に努めなければならないこととされている（法第 115 条の 48 第 1 項）。

地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が必要に応じて地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めること。

地域ケア会議の実施を通じ、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、別紙を踏まえ、市町村とセンターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる（法第 115 条の 48 第 2 項）。

(4) 指定介護予防支援について

指定介護予防支援は、居宅要支援被保険者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。

この指定介護予防支援をセンターが行う場合は、法第 115 条の 22 の規定に基づき、

市町村の指定を受ける必要がある。これは、市町村が直営するセンターであっても、同様である。

また、指定介護予防支援の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守するものとする。

なお、センターの設置者が指定介護予防支援事業者である場合は、本事業の一部について、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に委託することができることとされており、委託に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

- ① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業者への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業者との契約において設定すること。
- ⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- ⑦ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業者の業務に支障の無い範囲で委託すること。

(5) その他

センターは、包括的支援事業のほか、次に掲げる事業を実施することができることとされている（施行規則第140条の64）。

- ① 第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る

介護予防支援を受けている者を除く。) に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

なお、センターの設置者は、本事業の一部について、法第115条の47第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業所に委託することができることとされており、委託に当たっては、(4)①から⑦までの内容を参考とするとともに、介護予防ケアマネジメント等通知を参考とすること。

② 法第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業のうち次に掲げる事業
ア 介護予防把握事業(特定の被保険者(第1号被保険者に限る。)に対し行われる事業の対象となる者の把握を行う事業をいう。)

イ 介護予防普及啓発事業(介護予防に関する普及啓発を行う事業をいう。)

ウ 地域介護予防活動支援事業(介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業をいう。)

エ 一般介護予防事業評価事業(介護予防に関する事業に係る評価を行う事業をいう。)

オ 地域リハビリテーション活動支援事業(地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するためリハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当該介護予防に関する活動の支援を行う事業をいう。)

③ 任意事業(法第115条の45第3項に定める事業をいう。)

介護給付等費用適正化事業(介護給付等に要する費用の適正化のための事業をいう。)、家族介護支援事業(介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業) その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業。

なお、センターが、総合相談支援事業を通じた家族介護者支援を行う場合は、家族介護者支援事業との適切な連携を図ることが重要である。

5 事業の留意点

① 包括的支援事業等の実施に当たっては、本通知の内容のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」に基づき、行うものとする。

② センターは、包括的支援事業である4(1)①の第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)、4(4)の指定介護予防支援及び4(5)①の第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る。)の実施に当たっては、共通の考えに基づき、一体的に行うものとする。

- ③ 指定介護予防支援事業者の指定については、センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も受けることができる（法第 115 条の 22）。

指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第 1 号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第 1 号介護予防支援事業の一部を委託する必要が生じる。

利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第 1 号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うこととして差し支えない。

この包括的な委託を行った場合において、指定介護予防支援から第 1 号介護予防支援事業に切り替わる際に円滑に移行することができるよう、

- ・ 指定居宅介護支援事業者と利用者との間で指定介護予防支援の利用に関する契約を行う際に、センターも第 1 号介護予防支援事業の利用に関する契約を締結しておくこと
- ・ その上で、指定居宅介護支援事業者が保険者に対し介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出する際に、センターも介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を提出すること

などの対応をあらかじめ行うとともに、

- ・ 予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった際に指定居宅介護支援事業者からセンターに報告を行う際の方法等をあらかじめ定めておくこと

が望ましい。

なお、包括的な委託を行う場合においては、指定居宅介護支援事業者とセンターとの間での合意のもとでの連携が図られていることから、指定介護予防支援から第 1 号介護予防支援事業に切り替わる際の居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の作成については、市町村の判断で介護予防サービス計画の軽微な変更を行う場合に準じた取扱いとすることも差し支えない（これはセンターが指定介護予防支援と第 1 号介護予防支援事業を併せて行うケースにおいても同様とする。）。また、センターが第 1 号介護予防支援事業を実施した初月の第 1 号事業支給費については、委託連携加算の算定対象となる。

- ④ センターは、必ずしも 24 時間体制を採る必要はないが、緊急時の対応等の場合も想定し、センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくことが必要である。また、家族介護者が就労世代である場合の相談体制の確保の観点から、早朝、深夜、休日において総合相談支援事業の対応を行うことができる体制の整備も

有効である。

- ⑤ センターは、居宅要介護被保険者に対する指定居宅介護支援事業者の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。

6 職員の配置等

(1) センターの人員

センターには、包括的支援事業等を適切に実施するため、保健師その他これに準ずる者（以下「保健師等」という。）、社会福祉士その他これに準ずる者（以下「社会福祉士等」という。）及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者（以下「主任介護支援専門員等」という。）を置くこと（施行規則第140条の66第1号イ）としており、その他これに準ずる者については次のとおり取り扱うこと。

① 保健師に準ずる者について

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士に準ずる者について

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

③ 主任介護支援専門員に準ずる者について

次のいずれかに該当する者とする。

ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市町村に報告すること。

(7) 主任介護支援専門員研修の受講予定日

(4) 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の氏名（(2)

②の場合において助言担当者との者が従事するセンターが別である場合は、当該助言担当者が従事するセンターの名称及び所在地)

(ウ) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容(定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等)

(エ) その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

(2) センターの職員の員数

① 原則

センターに置くべき、専ら包括的支援事業等に従事する常勤の職員の員数は、センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに、保健師等1人、社会福祉士等1人及び主任介護支援専門員等1人とされている(施行規則第140条の66第1号イ)。

② 複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算する場合

運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに①に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに置くことで、当該区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすものとしている。なお、この場合において、それぞれのセンターには常勤の保健師等、社会福祉士等又は主任介護支援専門員等を最低2人置く必要がある(施行規則第140条の66第1号ロ)。

具体的な運用等においては下図を参照すること。



③ 小規模自治体等における特例

次に掲げる場合には、センターの担当する区域における下表に定める第1号被保険者の数ごとに、同表に定める配置すべき人員を置くことで基準を満たすものとしている（施行規則第140条の66第1号ハ）。

ア 第1号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合

イ 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合

ウ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセンターの設置が必要であると運営協議会において認められた場合

第1号被保険者の数	配置すべき人員
おおむね1000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち1人又は2人
おおむね1000人以上 2000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2000人以上 3000人未満	専ら包括的支援事業等に従事する常勤の保健師等を1人及び専ら包括的支援事業等に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人

なお、①又は②の場合において、センターには常勤の職員を置くこととしているが、運営協議会が、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数をセンターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により①又は②に定める員数を満たす場合は非常勤の職員を置くことができる（②のなお書きで最低2人置くこと

とされている人員についても同様である。) (施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ)。

②及びこの取扱いについては、令和 7 年 3 月 31 日又は市町村の条例が施行される日のいずれか早い日までの間は、適用されないことに留意すること (介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 (令和 6 年厚生労働省令第 61 号) 附則第 2 条)。

(3) テレワークの取扱い

テレワークについては、「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について」(令和 6 年 3 月 29 日老高発 0329 第 2 号、老認発 0329 第 5 号、老老発 0329 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長連名通知) を参照し適切に実施すること。

この場合において、テレワークでセンターの職務に従事した時間については、当然にセンターの職員の勤務時間として取り扱うことができる (常勤職員がテレワークをした場合、常勤職員として取り扱うことができ、非常勤職員がテレワークをした場合、常勤換算方法による勤務時間に換算できる。)

(4) その他の職員の配置

保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等以外の職員については、センター職員の業務負担軽減・資質の向上・定着支援等を通じた包括的支援事業等の質の向上や委託料の額等を総合的に勘案し、市町村の判断でセンターに置くこととする。

具体的には、

- ・センターの適切な運営や労務管理の観点からセンター長を配置すること
 - ・自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメント等の実施の観点から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職を配置すること
 - ・専門職がより専門的な業務に従事できるよう事務職員を配置すること
- などが想定される。

(5) 指定介護予防支援事業者の配置基準

指定介護予防支援基準において、センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員 (以下「担当職員」という。) を、事業が円滑に実施できるよう、1 人以上の必要数を配置しなければならないとされている (指定介護予防支援基準第 2 条第 1 項)。

この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てる必要がある。

- ① 保健師
 - ② 介護支援専門員
 - ③ 社会福祉士
 - ④ 経験ある看護師
 - ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事
- そのほか必要な人員については、指定介護予防支援基準において規定されている。

(6) センター職員が他の業務と兼務できる場合について

(2)において、専ら包括的支援事業等に従事することとされている職員については、他の業務との兼務は基本的には認められないが、次に掲げる場合は、他の業務と兼務することとして差し支えない。

① 小規模市町村に設置されるセンターや専門職員を複数配置するセンターの職員であって、適切な事務遂行を確保できると判断できる場合

② センターと指定介護予防支援事業所の職員を兼務する場合であって、双方の人員配置基準を満たす場合

この場合、(2)なお書の常勤換算方法における勤務延時間数に、指定介護予防支援に従事する時間を含めることができる。

また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員配置基準の対象外であるため、兼務して差し支えない。

また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないとされているが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えない。

(7) センター職員の連携について

センターの職員は、包括的支援事業等に係る業務を適切に実施するため、組織マネジメントを通じて、保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等の3職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力しなければならない。

7 地域包括支援センター運営協議会

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第140条の66第2号口）。

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定する必要がある。

その他運営協会の設置等については、次に掲げる内容を参考とすること。

(1) 設置基準

原則として、市町村ごとに1つの運営協議会を設置する。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1つ設置することで差し支えないが、地域の実情に応じて、例えばセンター毎に設置することも考えられる。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合にあっては、運営協議会についても共同で設置することができる。

(2) 構成員等

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

- ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号）
- ③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。なお、運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましい。

(3) 所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- ① センターの設置等に関すること
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

② センターの職員配置基準に関すること

ア センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること

イ センターの職員配置基準について施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第 1 号被保険者数を合算することを適用すること（効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担や ICT の活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。）

ウ センターの職員配置基準について施行規則第 140 条の 66 第 1 号ハに定める小規模自治体等における特例を適用すること

③ センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること

運営協議会は、一部委託の内容が適切かどうか、次に掲げる事項等をもとにセンターの設置者に対して意見を述べるものとする。

ア 事業所の名称及び所在地

イ 事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間

ウ 事業を担当する職員の職種及び員数

④ センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、センターの運営方針及び総合相談支援事業の一部委託方針の内容の適切性や見直しの必要性等について、市町村に対して意見を述べるものとする。

⑤ センターの運営に関すること

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

a 当該年度の事業計画書及び収支予算書

b 前年度の事業報告書及び収支決算書

c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

d その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、3(1)⑤アの市町村の評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、ア b の事業報告書及び c の評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら評価を行うこととする。

（運営全体に関するもの）

a 組織・運営体制

- ・センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか
- ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか
- ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか

- ・ ブランチ等との連携の向上につとめているか
- b 個人情報の保護
 - ・ 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。
- c 利用者満足度の向上
 - ・ 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか
 - ・ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
- d 公平性・中立性の確保
 - ・ 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか
(個別の事業に関するもの)
- e 総合相談支援事業
 - ・ 相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか
 - ・ 当該事業を一部委託している場合、事業の一体性が適切に確保できているか
- f 権利擁護事業
 - ・ 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか。
- g 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ・ 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか
 - ・ 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか
- h 介護予防に係るケアマネジメント
 - ・ 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか
- i 市町村事業との連携
 - ・ 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか。

ウ 上記のほか、市町村が必要と認めるもの

⑥ センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

⑦ その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

また、4(3)に規定する地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。

(4) 事務局

運営協議会の事務局は、市町村に置く。

(5) 会議の運営

運営協議会の開催方法については、対面による開催に限らず、ICT等を活用した遠隔での開催や書面開催等、地域の実情に応じて柔軟に取扱うことができる。

8 地域包括支援センターの構造及び設備

センターの構造については、特別な施設基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

ただし、職員配置上の問題等により、センターの業務と指定介護予防支援に関する業務を一体に行う場所を設けることが困難である場合には、当面分離することもやむを得ないが、その場合には、以下の点に留意することが必要である。

- (1) 相互に連絡・調整を密に行い、センターとしての業務の組織的・一体的な実施に支障がないものであること。
- (2) 可能な限り速やかに、一体的に実施できる場所を確保すること。

別紙 地域ケア会議の実施について（４（３）関係）

１ 地域ケア会議の目的

（１）個別ケースの支援内容の検討を通じた、次に掲げる取組の推進

- ① 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメンツの支援
- ② 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ③ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

（２）地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる取組の推進

２ 地域ケア会議の機能

（１）個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメンツの実践力を高める機能（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 の規定により届け出られた居宅サービス計画に関する事項の検討を含む。）

（２）地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能

（３）地域課題の発見

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

（４）地域づくり・資源開発

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

（５）政策の形成

地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

なお、市町村は、センターの提言を受け、日常生活圏域ニーズ調査結果等に基づき資源を開発し、次期介護保険事業計画に位置づける等の対応を図ることが望ましい。

３ 地域ケア会議の主催者及び名称

２の（１）から（３）については、主にセンター主催による「地域ケア個別会議」、（４）及び（５）については、検討内容によってセンターまたは市町村主催による「地域ケア推進会議」と

称するなど、会議の目的・機能に応じて設定することが考えられる。

なお、各市町村において、すでに上記2の機能を有する会議を実施している場合、会議の名称変更を強いるものではない。

4 地域ケア会議の構成員

会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下「関係者等」という。）の中から、必要に応じて出席者を調整する。

なお、地域の実情に応じて2の(1)から(3)の場合は実務者、(4)及び(5)の場合は地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルによる開催が考えられる。

また、関係者等とは、それぞれ以下を想定している。

(1) 保健医療に関する専門的知識を有する者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、（管理）栄養士、公認心理師 など

(2) 福祉に関する専門的知識を有する者

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー など

(3) 民生委員その他の関係者

民生委員、生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター、協議体の構成員、認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーター、ヤングケアラー・コーディネーター など

(4) 関係機関・関係団体

都道府県医師会・郡市区医師会、医療機関、市区町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「支援協議会」という。）、介護サービス事業所、企業、農業協同組合、生活協同組合、公民館、自治会 など

5 地域ケア会議の実施の際の留意点

(1) 協力体制の確保

地域ケア会議での検討を行うため、必要に応じて関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとし、関係者等は、これに協力するよう努めなければならないこととされている（法第115条の48第3項及び第4項）。また、これに併せて、指定居宅介護支援事業所の運営基準においても、地域ケア会議への必要な協力について規定されている（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営

に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 27 号）。

この趣旨は、地域ケア会議の構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることを制度上可能とすることで、円滑に必要な支援につなげていくことを目的とするものである。一方、実際の運用に当たっては、同意を得ることが困難であり、かつ、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合を除き、本人の意思を尊重し、あらかじめ本人の同意を得ておくといった取扱いが望ましい。

(2) 関係者等への守秘義務

(1) の情報共有を円滑にする仕組みを踏まえ、地域ケア会議に参加する者又は参加していた者は、正当な理由がなく、地域ケア会議において知り得た秘密を漏らしてはならないこととされた。これに違反した場合は、一年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金とする罰則規定を設けている（法第 115 条の 48 第 5 項、法第 205 条第 2 項）。なお、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行により、令和 7 年 6 月 1 日以降は「懲役」を「拘禁刑」と読み替える。

このため、関係者等には、このような情報共有の仕組みと守秘義務の取扱いについて事前に周知を行う必要がある。

(3) 効果的な実施に向けた市町村の役割

地域ケア会議の実施に当たっては、まずは市町村が地域ケア会議の目的や管内で統一することが望ましいルールや実施方法をセンターと共有しながら、個別ケースの検討から地域課題を検討する地域ケア会議の全体的な流れ及び枠組みを構築する必要がある。その際、センターが抽出した地域課題を市町村が適切に集約し、さらに当該地域課題の活用方法等も併せて提示することで、センターにおける主体的な地域ケア会議の取組につながっていく。

なお、市町村は、要援護者の支援に必要な個人情報を、個人情報の保護の観点にも十分留意しつつ、支援関係者間で共有する仕組みや運用について、センターと連携して構築することが望ましい。

(4) 個別ケースの検討

地域ケア会議は、個人で解決できない課題等を、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種で解決し、そのノウハウの蓄積や具体的な地域課題の共有によって、地域づくり・資源開発、政策形成等につなげ、さらにそれらの取組が個人の支援を充実させていくという一連のつながりで実施することから、特に始点となる個別ケースの支援内容の検討は極めて重要である。

個別ケースの検討に当たっては、支援が必要な高齢者本人の課題認識や意向等を参加者全員で共有しながら、課題への対応をともに検討していくことが必要であるため、本人

や家族が地域ケア会議に参加することが効果的である。

(5) 関係機関との連携

センターにおいては、医療・介護等の多職種や地域の支援者との協働体制を充実していくため、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などを推進する市町村の取組及び関係者と緊密な連携を図ること。

なお、上記の在宅医療・介護連携推進事業のうち、市町村が設置する在宅医療と介護の連携についての相談窓口は、地域の医療・介護関係者、センター等から相談を受け付ける窓口であるため、センターにおいても適宜、連携を図っていただきたい（住民からの相談は、総合相談としてこれまでどおりセンターが受け付けることを想定している。）。

また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が令和6年6月に公布され、同法において、支援協議会は、地域ケア会議と相互連携に努めることとされているところである。こうしたことも踏まえ、高齢者の安定した住まいの確保に取り組むため、例えば、当該市町村等において高齢者の住まいに関する課題などがある場合には、地域ケア推進会議に支援協議会の構成員が参加するなど適切に課題等情報共有し、相互に連携できる体制を構築しておくことが重要である。